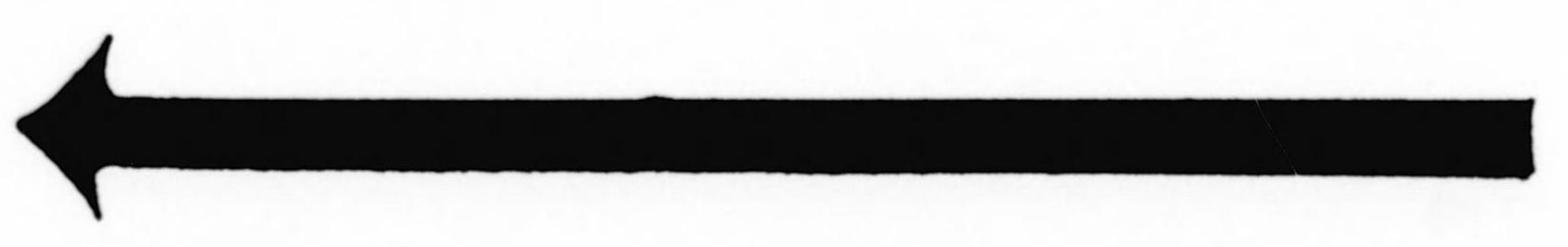


217.7
Sub 742
(#2)



始



2482

防長回天史

第壹編

壹

樞密顧問官帝國學院會員正三位勳等藤澤子爵末松謙澄著

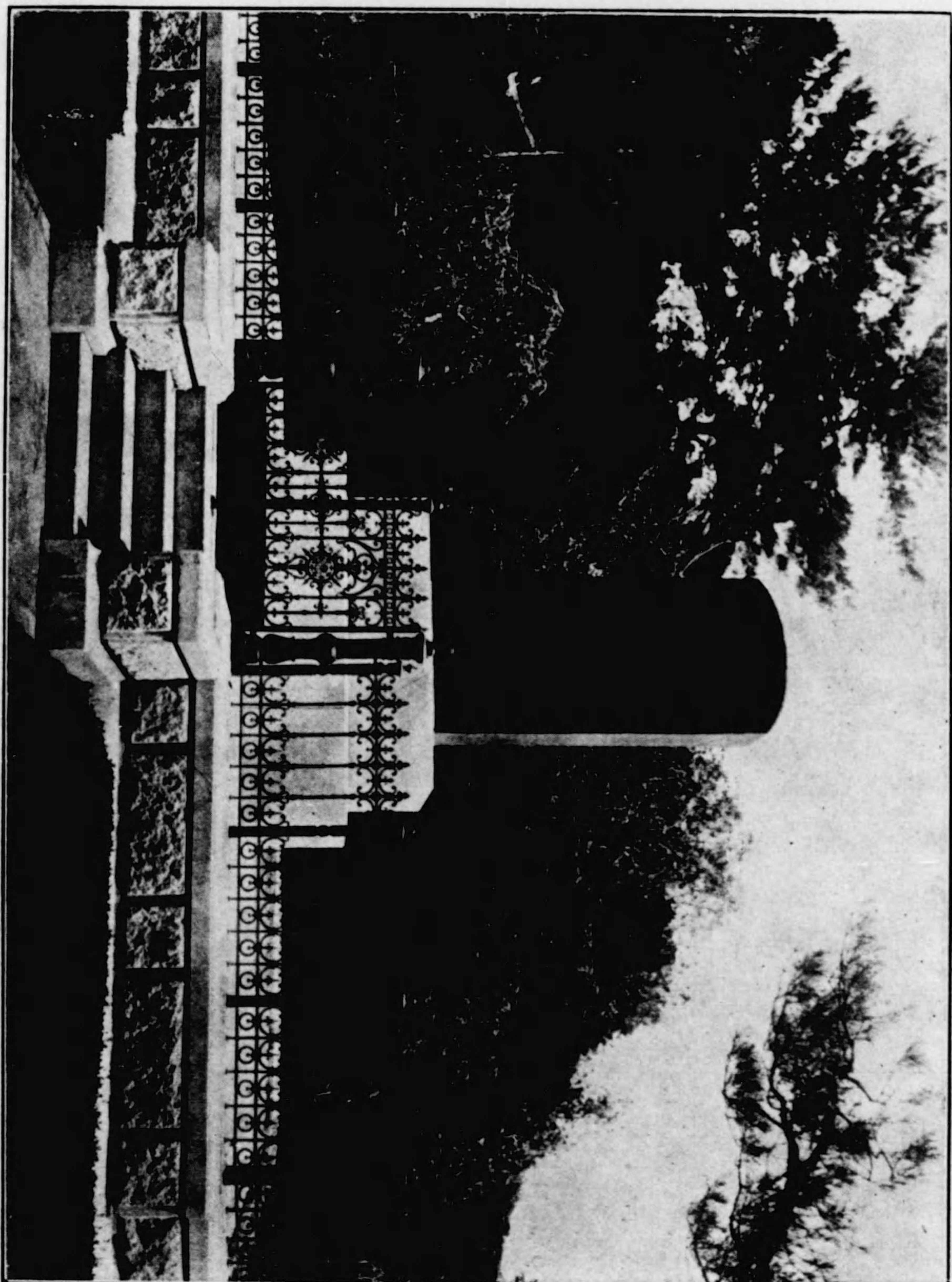


286376



国立国会
28.1.23
圖書部

280376



山縣口山町香山園利敬親勅撰銅碑

贈從一位毛利公偉勳銘

參謀總長陸軍大將大勳位功二級彰仁親王篆額

故長防國主贈從一位毛利公偉勳銘

公諱敬親字子常姓大江其先出自天穗日命世列卿相弘治中贈從三位元就與其子備中守隆元奉 詔討賊領山陰山陽十餘州公卽三位十六世之孫歷事

先帝

今上兩朝出師戡亂爲中興佐命元勳增封陞秩至從二位權大納言明治辛未三月二十八日薨贈從一位今茲丙申 勅建銅表使臣剛銘焉銘曰

武臣跋扈、手操國綱、誰辨大義、首倡勤王、外寇出沒、環視四疆、誰畫長策、首修海防、國用窮乏、誰設儲倉、風教衰替、誰開序庠、時哉時哉、天發禎祥、篤生偉人、大來吉享、天子曰格、重任在卿、公拜稽首、誓答聖明、錦旆一麾、東軍致城、國是一定、殊俗同盟、彼頑而傲、合從連衡、公奮厥武、經營告成、雖則武成、文治未昌、拔才舉傑、薦之廟堂、曰我從政、必也正名、普天王土、義不可攘、乃還版圖、先徹保障、列侯聞風、納地解兵、王畿八道、東西二京、同文同軌、謳歌洋洋、凡此偉勳、賴公忠貞、賜誄贈爵、煥乎天章、吉敷之郡、香山之塋、勒銘金石、日月爭光

明治二十九年一月

宮中顧問官從三位勳四等文學博士 川田 剛奉勅撰

錦鷄間祇候正三位勳二等 野邨素介奉勅書

防長回天史總緒言

一本書ハ毛利敬親元徳二公ヲ中心トシテ防長二州カ維新ノ宏謨ヲ翼賛シタル事蹟ヲ叙述スルヲ主眼トシ旁ヲ廣ク二州當時ノ歴史ヲ包括シタルモノトス

一本書ハ予カ毛利公爵家ノ委囑ヲ受ケ十數年所ノ日月ヲ費シテ著述シタルモノナリ予ハ防長人士ニ非ラスト雖トモ二州ノ事蹟ハ優ニ史家ノ心血ヲ瀆クニ足ル所アルヲ以テ予ハ其委囑ヲ快諾シ而シテ又毛利家及ヒ二州ノ先輩諸公カ防長人ニ非ラサル予ニ此事業ヲ一任シタルノ虚心坦懷ヲ欣感スル者ナリ
一予カ此委囑ヲ受クルニ先子毛利家ニ於テハ既ニ久シ

贈從一位毛利公偉勳銘

參謀總長陸軍大將大勳位功二級彰仁親王篆額

故長防國主贈從一位毛利公偉勳銘

公諱敬親字子常姓大江其先出自天穗日命世列卿相弘治中贈從三位元就與其子備中守隆元奉 詔討賊領山陰山陽十餘州公卽三位十六世之孫歷事

先帝

今上兩朝出帥戡亂爲中興佐命元勳增封陸秩至從二位權大納言明治辛未三月二十八日薨贈從一位今玆丙申 勅建銅表使臣剛銘焉銘曰

武臣跋扈、手操國綱、誰辨大義、首倡勤王、外寇出沒、環視四疆、誰畫長策、首修海防、國用窮乏、誰設儲倉、風教衰替、誰開序庠、時哉時哉、天發禎祥、篤生偉人、大來吉享、天子曰格、重任在卿、公拜稽首、誓答聖明、錦旆一麾、東軍致城、國是一定、殊俗同盟、彼頑而傲、合從連衡、公奮厥武、經營告成、雖則武成、文治未昌、拔才舉傑、薦之廟堂、曰我從政、必也正名、普天王土、義不可攘、乃還版圖、先徹保障、列侯聞風、納地解兵、王畿八道、東西二京、同文同軌、謳歌洋洋、凡此偉勳、賴公忠貞、賜誄贈爵、煥乎天章、吉敷之郡、香山之塋、勒銘金石、日月爭光

明治二十九年一月

宮中顧問官從三位勳四等文學博士 川田 剛奉勅撰

錦鷄間祇候正三位勳二等 野邨素介奉勅書

防長回天史總緒言

一本書ハ毛利敬親元徳二公ヲ中心トシテ防長二州カ維新ノ宏謨ヲ翼賛シタル事蹟ヲ叙述スルヲ主眼トシ旁ヲ廣ク二州當時ノ歴史ヲ包括シタルモノトス
一本書ハ予カ毛利公爵家ノ委囑ヲ受ケ十數年所ノ日月ヲ費シテ著述シタルモノナリ予ハ防長人士ニ非ラスト雖トモ二州ノ事蹟ハ優ニ史家ノ心血ヲ灑クニ足ル所アルヲ以テ予ハ其委囑ヲ快諾シ而シテ又毛利家及ヒ二州ノ先輩諸公カ防長人ニ非ラサル予ニ此事業ヲ一任シタルノ虚心坦懷ヲ欣感スル者ナリ
一予カ此委囑ヲ受クルニ先チ毛利家ニ於テハ既ニ久シ

ク家史ノ編輯所ヲ置キ故老ヲシテ資料ヲ收集セシメ
タリ予ハ此等ニ因リテ裨益スル所甚々多シ兼重慎一
氏中村弼氏ノ手ニ成レルモノ殊ニ然リトス予ハ其遺
勞ヲ鳴謝スルニ踟躇セサルナリ

一予ハ此委囑ヲ受ケタルニ際シ防長二州ノ人士タルト
否トヲ問ハス助手ヲ聘用スルコトヲ許サレ最初ノ二
年間ハ多クノ助力ヲ得テ材料ヲ蒐集シタリ其中ニハ
防長人ニ非ラスシテ山路某笹川某齋藤某堺某黒田某
ノ如キアリ皆文才識力常人ニ超越シ概ネ其名ヲ江湖
ニ馳セルモノナリ此書ノ成稿ハ予ノ自カラ執筆シ且
ツ數次ノ改竄ヲ經タルモノニシテ予ノ自カラ蒐集セ
ル材料モ亦甚々多シ然レトモ予カ此諸氏ニ負フ所ハ

二

決シテ尋常一樣ニ非ラス又防長人士トシテハ中原邦
平其他數氏ノ助力ヲ得タリ就中中原氏ノ如キハ予カ
委囑ヲ受ケタル以前ヨリ既ニ毛利家編輯ノ業ニ從事
シ當時ノ事蹟ニ精通セルヲ以テ終始予ヲシテ質問解
疑ノ便ヲ得シメタリ記録ノ搜索ニ關シテハ時山彌八
氏ヲ勞スルコト少カラス予ハ今以上ノ諸氏ニ對シテ
モ深ク鳴謝シテ歌マサルナリ

一材料ノ蒐集ハ最モ公明正大ヲ盡シタリ其實毛利家ニ
於テハ予及ヒ予ノ助手ノ多數カ防長人士ニ非ラサル
ニ關セス全然文庫ヲ開放シテ秘書秘文ト雖トモ其閱
覽ヲ自由ニシタリ故ニ予ハ本書ノ記事ノ最モ正確ナ
ルコトヲ自ラ斷言シテ毫モ憚ル所ナキナリ

三

一本書ハ評論的歴史ヨリモ寧ロ記録的歴史ノ性質ヲ以テ著述セリ故ニ批評論斷ハ力メテ之ヲ避ケ事實ヲ排列スルヲ要旨トセリ行文中多クノ原文書ヲ挿入シ通讀ノ際往々煩ニ過クルノ嫌ナキニアラサルモノ之レカ爲メナリ又細事ニシテ大局ニ要ナキモノヲモ多ク之レヲ記載セルハ此時期間ニ於ケル防長二州ノ事實ノ全斑ヲ網羅セントシタルカ爲メナリ

一此書各時期トモ時局ノ大勢ヲ略叙セルハ以テ防長二州ト大局トノ對照ヲ明ニシ時勢ノ了解ヲ容易ナラシムルカ爲メナリ

一本書ハ編年ト紀事本末トノ二體ヲ併用シ以テ通觀ニ便ニス

一敬親元徳二公ハ素ヨリ敬稱ヲ用フト雖トモ其他ハ概ネ皆敬稱ヲ省略スルモノハ本書ハ元來二公ヲ主トシ其他ハ如何ナル人モ客タルカ故ニ自他ノ別ヨリ此事アルニ過キス敢テ缺敬ノ意アルニ非ラス毛利氏ノ祖先ト雖トモ世代遼遠ノ歴史ヲ叙スルニ當リテハ則チ單ニ其實名ヲ用フルコトアリ是亦編史ノ體裁ノ便宜上ヨリ來ルニ過キス此等ハ予カ讀者ノ諒察ヲ請フ所ナリ

一本書中人ヲ表スルニ或ハ其實名ヲ以テシ或ハ其通稱ヲ以テシ時トシテハ官名職名ヲ以テスルモノ一二執筆ノ際ノ便宜ニ出タルニ過キス讀者其一定ノ例ナキヲ咎メスンハ幸甚シ

一本書ノ事實ハ一ニ文獻ニ徵證シテ之ヲ記セリ故ニ年月ノ末ト雖トモ予ハ其正確ヲ信ス然リト雖トモ萬一ノ誤謬ハ絶無ヲ期スヘカラス讀者若シ發見スル所アラハ之ヲ諒恕シ且ツ教示センコトヲ請フ

一本書中記スル所ノ詔勅勅旨勅書等ノ稱今日ヨリ之ヲ類別スレハ稍_レ雜駁ノ觀アリト雖モ當時朝廷ヨリ出ル所ノ文書ハ大抵此等ノ稱ヲ用フ今皆舊ニ仍ル

一本書舉ル所ノ文書類ハ參考ノ原書ニ因リ字句上往々小差違アリ蓋シ古來ノ謄寫ニ魯魚烏鳥ノ錯誤若クハ一二字ノ脫衍アリシヨリ來ルモノ今著者ノ最モ妥當ト認ムルモノニ從フ

一外國ノ人名地名等往々今日ノ正訓ニ協ハサルモノアリ

リ是レ勢當時ノ翻譯ヲ襲用セサルヲ得サルモノアルニ因ル

一維新前各藩殊ニ長藩ノ有司及ヒ志士ハ一時姓名ヲ變スルコト少カラス甚シキハ一人ニシテ五六次ニ及フモノアリ是レ概シテ當下ノ必要ヨリ出ツルナリ今本書ニハ其最モ永久的ニシテ世ニ知ラレタルモノニ從テ之ヲ記ス但シ時トシテハ變姓名ノミ存在シテ本姓名ノ分明ナラサルモノナキニ非ラスト知ルヘシ

一毛利家ニ於テハ今ヤ既ニ編輯所ヲ閉ツ然レトモ本書ハ予カ多年ノ辛苦ニ成レルモノナルノミナラス後年一世ヲ裨益スルノ時期到來スヘキヲ信スルカ故ニ更ニ之ヲ整理潤飾シ事ノ極メテ細微ナルモノ及ヒ大勢

叙述中二州ノ歴史ト密接ノ關係ナク必ラスシモ必要
ナラサル事項ハ多ク之ヲ削リ毛利家ノ認容ヲ得順次
若干部ヲ印刷シテ以テ他日ヲ待ツ

一本書ノ内容ニ關シテハ何等ノ事項ヲ問ハス予獨リ其
責ニ任ス毛利家ノ與リ知ル所ニアラサルナリ

明治四十四年七月識シテ以テ防長回天史初編ニ
弁ス

文學博士子爵末松謙澄

再版緒言

一、予カ毛利公爵家ノ依囑ニ依リ本書ノ編纂ニ着手セシ
ハ二十有餘年前ノ明治三十一年ニ在リ其後若干年ニ
シテ故アリ其事中止トナレリ既ニシテ予ハ公爵家ノ
容認ヲ得テ全然自費自力ヲ以テ其業ヲ繼續スルコト
無慮十年其間事故ノ爲メ偶々間斷アリシ外ハ殆ンド
一切ノ政治上社交上ノ功名モ義務モ之ヲ抛チ日トナ
ク夜トナク心若クハ手ヲ此事ニ勞セザルノ時殆ンド
之レナク本年六月末日ヲ以テ全部十二卷ヲ完結シ九
月中旬ニ至リ修訂ノ功ヲモ竣リタルモノナリ

一、本書防長ノ二字ヲ冠スト雖モ維新ノ事業ニハ防長ニ

州ノ關係其半ニ居ルノミナラズ本書ハ當時ノ大勢及
ニ
ビ諸藩ノ關係ヲモ其要ヲ併叙セルヲ以テ實ハ維新全
史ト異ナラズ讀者ノ幸ニ此見地ヨリ觀察センコトヲ
切望ス

一、本書ハ初版試刷^{部三}十二必要ノ修訂ヲ施シ時機ヲ得テ
再刷ニ附セントスルモノナリ叙事ハ初版緒言ニモ略
既ニ言及セル如ク最モ公平無私ト忠實正確トヲ期シ
タリト雖モ萬一ノ誤謬ナキヲ保シ難シ之ヲ發見スル
讀者諸彦ハ垂示ニ吝ナラザランコトヲ冀フ

大正九年九月

末松謙澄識

防長回天史第一編

目次

回天前記上

緒言.....一

第一章 毛利氏の家系.....二

第二章 毛利氏の封域と支藩の家系.....一四

第三章 毛利氏と朝廷との關係.....二九

第四章 毛利氏の士卒と職制 (其一).....三五

第五章 同 (其二).....四九

第六章 毛利氏の教育.....六九

第七章 毛利氏の財政 (其一).....七六

第八章 同 (其二).....八九

二

第九章	毛利氏の財政雜件……………	一〇八
第十章	毛利氏の兵備 (其一) 陸軍……………	二一六
第十一章	同 (其二) 水軍……………	一三八
第十二章	同 (其三) 神器陣時代……………	一四五
第十三章	毛利氏の民政 (其一)……………	一五七
第十四章	同 (其二)……………	一七四
第十五章	毛利氏の司法制度……………	一八九

回天前記下

第十六章	忠正公の童年と當時の大勢……………	二〇〇
第十七章	忠正公の初政と當時の大勢……………	二二二
第十八章	天保嘉永年間の教育 (其一)……………	二四六
第十九章	同 (其二)……………	二六六
第二十章	天保嘉永年間の財政……………	二七六

第二十一章	天保年間の兵備と羽賀臺の大操練……………	三一一
第二十二章	弘化嘉永年間の兵備……………	三三七
第二十三章	米艦渡來前の外警……………	三五〇

防長回天史第一編正誤表

頁數	行数	誤	正
三四	八	參觀	參勤
四〇	一一	平群舸子	平郡舸子
七七	三	幾なしらす	幾ならず
九九	八	放肆	放肆
一一九	二	弊に	遽に
一四四	六	水車	水軍
一四九	四	因りは	因りて
二一九	八	爲政門福衛	衛門爲政福
二三五	二三	改めん	收めん
二三九	一一	響應	響應
二四〇	四	借年姫十五	借姫年十五
二七五	六	地を	地を開作し
二七五	六(註)	門作費用	開作費用
二九六	八	執れも	執れも
三〇四	一一	減とたる	減としたる
三二四	三	撃置く	撃置く
三三四	一〇	石銃打	石打銃

三四二	二三	令	今
三四四	七(註)	海柄防一	海防一件
三四四	八(註)	折件藏研	折柄研藏
三四七	六(註)	の爲め大砲を備ふるを名とし	を名とし大砲を備へし
三五一	一	水邦野忠	水野忠邦

防長回天史第一編

子爵末松謙澄著

回天前記

緒言

明治維新史の序幕は嘉永六年米艦來航の時に在りと謂ふことを得べし而して毛利氏の回天事業の活動も實に此時に始まりと謂ふべきなり然りと雖ども防長回天の事蹟を研究せんとするには更に其以前に遡り研究を要する題目若干あり若し其梗概を知らざれば則ち隔靴搔痒の歎を免れず毛利氏の家系の如き毛利氏の職制兵制の如き財政學制の如き忠正公の童年及び初政の如き毛利氏と朝廷との關係の如き及び米艦來航以前の外警の如き即ち是れなり乃ち回天前記上下を作る

回天前記上

第一章 毛利氏の家系

毛利氏の遠祖○大枝氏の起原○大江氏○毛利氏の起原○毛利氏の歴代○忠正公

山陽の西端に位し西北は日本海に瀕して朝鮮滿洲と相對し東は壤を山陰の石州と山陽の藝州とに接し西南は一衣帶水を隔て、四國九州と相望み自然に一形勝の地を爲すもの之れを防長二州とす是れ實に二百七十餘年間毛利氏一家の統治せし封疆にして維新大業の氣運を鼓吹せし一要地とす

系譜を案ずるに毛利氏は遠く天穗日命アマノハヒノミコトに出づ傳へて野見宿禰に至り始めて土師宿禰の姓を賜はる宿禰十世の孫を毛受宿禰と曰ふ河内國毛受莊今和泉を食む因て此稱あり宿禰に一男一女あり男を祖鷹宿禰と曰ひ女を眞妹マコイモと曰ふ眞妹贈正一位和乙繼ヤマトオトシツネに配す女あり新笠ニイガサと曰ふ立て光仁天皇の后となり桓武天皇を生む后崩

して毛受莊大枝の山陵に葬る桓武天皇延暦九年に至り外祖母土師氏眞妹を追尊して正一位を贈り土師宿禰を改めて大枝朝臣とす因て大枝の姓を祖鷹の孫諸士宿禰に賜ひ朝臣を稱せしむ諸士の子本主モトヌカに至り阿保親王の侍女中臣氏娘めるあり之を本主に賜ふ既にして一男を生む之を音人となす音人嘗て漢書を讀み枝大於幹不折必摧の語に至り自ら謂へらく大枝の姓は吉祥の語にあらざるなりと因て奏請して枝を改めて江となす大江氏の稱此に始まる音人博識洽聞清和天皇の侍讀となり參議に任じ從三位に叙す是れより子孫世々菅原氏と俱に文學を以て朝に仕ふ世に之れを菅江二家と稱す千古、維時、重光、匡衡、舉周、成衡、匡房、維順、維光を経て廣元に至る廣元源賴朝の聘に應じて鎌倉に赴き賴朝を佐け或は鎌倉に居り或は京都の六波羅に居り朝幕の間に幹旋し専ら圖治安民の事に鞅掌す官位正四位下陸奥守に至る廣元采邑を數處に食む相州毛利莊今愛甲郡は蓋し其一なり廣元死し其第四子季光毛利莊に居る因て始めて毛利氏を稱す鎌倉政所に評定衆を置くに及び其員に列す季光は三浦泰村の妹婿なり泰村の兵を擧げて北

條氏に抗するや季光與る事敗れて一家法華堂に自殺す獨り第三子經光猶ほ幼にして越後佐橋の庄南條に在りて事に與らず故を以て其食邑南條羽郡にあ及び藝州吉田庄を失はざることを得たり蓋し南條及び吉田は廣元以來の食邑にして經光の繼襲する所なり當時は諸子分續法たり經光の子時親始めて移りて吉田に居る是より子孫世々吉田庄郡山を以て居城とす時親九世の孫を弘元とす二子あり長を興元次を元就と曰ふ弘元死し長子興元之を嗣ぎ元就出て猿懸城に居る既にして興元死し其子幸松丸之を嗣ぐ猶ほ幼なり元就外に在りて之れを輔翼す大永三年七月幸松丸夭す老臣等議して元就を迎へ其後を襲がしむ經光より興元に至るまで時恰も北條足利二氏の世に際し騷亂歇む時なし毛利氏亦世々事に軍旅に従ふ今特之を記せず

元就幼にして大志あり既に長じて智勇人に過ぐ天文二十年大内氏の驍將陶隆房其主義隆に叛き山口を襲ふ義隆克たずして自殺し元就に遺囑して仇を報せしむ元就遺書を覽て流涕し諸子と議し朝に奏し詔を請ひ兵を擧で隆房を討ず遂に兵

五千を以て隆房を嚴島に誘ひ一舉にして其三萬の衆を殲し隆房を誅す隆房時に名を晴賢と改

め剃髮して全姜と稱す海内其義を稱す是に於て元就威關西に震ふ是れよりして東征西伐大友

氏を西海に破り尼子氏を山陰山陽に破り藝州山間の一小彈丸黒子の地より起り初め元就領する所の吉田庄の地は三千貫と稱す貫の意義其説區々た射親ら陣に臨むもの前

後二百二十一回永祿九年遂に尼子氏を山陰に滅し吉田に歸るの時に方り其略有

する所の境域安藝、周防、長門、備中、備後、因幡、伯耆、出雲、隱岐、石見の十國に及び豊前讚岐の一部亦其領略に歸せり是れより先き從四位上に叙し陸奥守に任ず

元龜二年六月吉田に卒す洞春公と諡す其後三年特に從三位を贈らる明治四十一年正一位を贈らる山口に公の靈祠あり明治二年豐榮社の號を賜ふ十五年別格官幣社に列す元就九男あり亦皆勇にして智あり長子隆元二子元

春三子隆景最も著る蓋し蓋世の英傑にして豚犬の兒なく且つ父子兄弟相親和すること元就の如きは古今の史上始んど其比を見ず隆元仁孝にして勇敢將士悦服す天文十六年家を承け父を輔けて軍國の事に従ひ未だ曾て一日も寧處せず不幸父に先ちて死す常榮公と諡す是れより先き從四位下に叙し太膳大夫に任ず其子

輝元嗣ぐ輝元勇武忠直頗ぶる父祖の風あり洞春公卒するの後は二叔之れを佐け家聲益振ふ天正の初め尼子の遺臣山中幸盛等尼子勝久を奉じ織田信長に頼り其舊疆を復せんことを謀る輝元之れに平ならず會足利義昭織田信長の爲めに逐れて來て輝元に頼る輝元迎へ入れて之れを備後鞆浦に置き興復を謀る是に於て始めて織田氏と兵を構ふ時に羽柴秀吉信長の裨將たり兵八萬を率ゐ來り攻む輝元二叔元春隆景等をして之れを禦がしむ元春隆景等善く戦ふ秀吉頗ぶる趨起の色あり援を信長に請ふ信長乃ち將に大軍を發して之れを援け身亦踵で之れに赴かんとす既にして秀吉進みて備中高松城を圍み水を以て之れに灌ぐ城陥る且夕に在り是に於て媾和の談始めて起る城將清水宗治士卒に代て自殺す秀吉乃ち約して兩軍對峙の現形に依り北は伯州馬山南は備中甲部川を以て界とし之れを毛利氏の領域とす其地安藝備後周防長門石見出雲隱岐の外伯耆及び備中の一部に涉る稱して百十二萬石と曰ふ

伯耆備中各其半國なるを以て毛利家の所領を總稱して八州と曰ふ者あるも征韓の役輝元が朝鮮に建る所の制札には雲伯、兩備、藝、石、防、長、隱、九

州大守羽柴氏安藝宰相輝元とあり

幾くも無く秀吉明智光秀を山崎に破り天下兵馬の權

を握る毛利氏益之れと交を修め力を併せて四方を經營す其四國征伐に九州征伐に一家子弟前後概ね皆軍に従ひ功あり秀吉の五大老を置くや輝元隆景並に其列に在り此時に方り海内封土の大にして家聲の隆きもの毛利徳川二氏に比肩する者なしと云ふ關ヶ原役後毛利氏の勢威急に一大頓挫を來し徳川氏毛利氏の封を褫き更に長門周防二州を以て輝元及び其子秀就に與ふ時に秀就年甫めて六歳輝元此時を以て老を告げ髮を剃りて幻菴宗瑞と號し伏水に居る慶長八年退て長州に入り山口に居る九年十一月萩城成るに及び入て之れに居る是れより先き從三位に叙し權中納言に任す寛永二年病を以て萩に薨す年七十三天樹公と謚す防長賜封の初めに方り秀就猶ほ幼なり且つ概ね江戸に居る輝元亦伏見に在り是を以て輝元秀元をして秀就を輔け藩地に居て國政を見せしむ福原廣俊越中老職たり盡瘁する所多し後ち秀元辭して長府に退き尋て廣俊亦死す當時削封の餘を承け財政衰弊殆んど救濟の方に苦しむ元和九年輝元秀就再び秀元を起し經理の任に當らしむ老臣清水景治信濃益田玄祥玄蕃頭後ち牛庵と稱す之を參助し最も功績あり是

れより先き秀就從四位下に叙し右近衛權少將に任ず慶安四年秋に卒す年五十七大照公と諡す子綱廣封を襲ぐ萬治三年藩祖洞春公以來の遺法を祖述し藩法三十三條を編し題して當家制法と曰ひ長く毛利氏の式目とす後世之れを通稱して萬治制法と曰ふ町方制法の如き郡中制法の如き亦皆時を同くして成る此他令條を制定すること多し藩政の綱領より士卒の風紀吏員の規律民治の體要に至るまで皆此中に網羅概括せざるなし蓋し毛利氏二百餘年の制度典例は大要是時を以て備はる當時參畫最も力ありしは榎本就時遠江堅田就政房安の諸人とす爾後每年正月十一日城中に於て三十三條制法を朗讀し士卒をして之れを聽かしむ郡地に於ては代官春初を以て庄屋畔頭を招集し郡中制法を朗讀し町奉行ある市街に在りては町奉行町中の父老を招集し町方制法を朗讀するを例とせ公性英邁剛直頗ふる有爲の資あり常に家聲の衰替を慨し鬱々として樂まざる亦多病是を以て柳營伺候の如き動もすれば之れを忽諸に付す老臣堅田就政等能く之れを補佐抑損し過誤あるに至らしめず而も其官位の如き終生陞進せず侍臣或は公に諷する者あれば公輒ち曰く官位は長袖の具のみ武人に於て何の用かあると未だ嘗て意に介せず竟に從四位下侍從を以て終る此れよりして後ち毛利氏

世々四位侍從の上に出づる者稀なり爾後藩主は襲封の際皆從四位下に叙し侍從に任じ大膳大夫と稱す因て其上に出でざるものは之れを略す和二年老臣等の勧めを納れ老を告げて封を子元千代に譲り元祿二年江戸麻布邸に卒す年五十一泰巖公と諡す元千代既に嗣ぎ名を吉就と改む元祿七年江戸櫻田邸に卒す年二十七壽徳公と諡す弟吉廣嗣ぐ寛永四年江戸櫻田邸に卒す年三十五青雲公と諡す子なし支封長府藩主吉元入て封を襲ぐ時に年三十一公資性銳敏學を好み政を勤む是れより先き數世財用多端にして國帑給せず士風亦漸く萎靡す公深く之れを憂へ儉素を以て自ら率る老臣山内廣通繼等を任用し大に財政を更革し防長經濟の基礎を鞏くし兼て心を文武の教育に用ふ明倫館創立實に此時に在り公常に家臣の遊惰を戒め時々自ら出て田獵し以て戎陣を習はし親ら司馬孫吳の兵書を繙き儒臣の講筵に臨み騎射の術を學び俱に造詣する所あり以て群下を激勵す享保十六年江戸麻布邸に卒す年五十五泰桓公と諡す防長人之れを英雲公重就と併稱して中興の二祖と謂ふ

吉元既に逝き其子宗廣封を襲ぐ延享四年板倉某幕府營中に於て細川越中守を又

傷す事倉卒に起り營中騷擾す公神色自若變に應じ處理する所あり肥後侯の能く其封土を全くするを得たるもの公の力與りて多しとす寛延四年萩城に卒す年三十五觀光公と謚す子なし支封長府侯重就しげなりと訓す末年將軍家齊「いへなり」入ての「なり」を避けて「しげたか」と訓す之れを嗣ぐ年二十七公夙に聰明英悟にして經世の志あり時に藩府の財政復た大に窘蹙す公泰桓公吉元の遺風を追ひ自ら儉して下を率ゐる毛利廣定内匠梨羽廣言頼母坂時存九郎左衛門高洲就忠七平佐々木滿令五右衛門粟屋勝之六右衛門等の老臣循吏に任用して大に國政の更張を謀る撫育基金の設け亦實に此時に在り在職三十二年封を其子治親に譲りて防の三田尻に退隱す是れより先き安永二年公左近衛權少將に進む綱廣以來歷世未だ嘗て四位侍從の上に出でず是に至りて始めて此事あり漸く將に家格を爲さんとす藩中上下之れが爲めに相慶す寛政元年十月卒す年六十五英雲公と謚す寛政三年治親亦江戸櫻田邸に卒す年三十八容徳公と謚す子齊房嗣ぐ學を好み武を嗜み頗ぶる有爲の資あり文化六年江戸櫻田邸に卒す年二十八靖恭公と謚す人皆之れを惜む弟齊熙封を襲ぐ年二十七公稟賦明敏活達にして豪傑の風あり

り能く藩士の心を得たり嘗て大に心を邊防に用ひ神器陣を組織す是に於て乎一藩の士氣復た漸く振ふ闔藩大に望を屬す然れども藩主の職に在りて世務に齷齪するを欲せず文彬七年封を従弟齊元に譲りて老を告げ菟裘を武州葛飾の砂村に營み之れに居る猶ほ隱然重きを國政の上に爲す是れより先き文政二年公左近衛權少將に進む天保七年五月十四日砂村の別墅に卒す年五十四清徳公と謚す齊元封を嗣ぐの時年已に三十一性寛弘温良能く其職に勉む時に境内災害荐りに臻り國費亦多端藩帑之れが爲めに空乏す公將に爲す所あらんとするも未だ志を果さずして天保七年九月八日萩城に卒す年四十三邦憲公と謚す遺命して資若干を明倫館及び三田尻等の郷校に頒賜し以て學術を奨勵す是れより先き文政十二年公左近衛權少將に任じ天保六年從四位上に進む公既に逝き其年十二月十日世子齊廣封を嗣ぐ年二十三實に清徳公の男なり是れより先き文政六年將軍家齊其女和姫を公に許嫁す文政十二年十一月公和姫を迎へて室とし琴瑟の和あり其翌天保元年七月和姫世に即く而して公の婚儀は長藩財政困難の一端因たりしの故を以

て公意常に自ら安んぜず遂に終生再婚せざるの意を幕府に告ぐ公の意蓋し一は
 偕老の盟を重んじ棄琴の誠を表するに在り一は民の疾苦を思ひ不急の費を省く
 にあり二年防長に農民の騷擾あり公今昔の感に堪へず防長の諸職員及び吏人に
 示す書二篇を作り之れを清徳邦憲二公に奉る二公大に感じ人をして之れを萩城
 に致さしめ當役以下に警示する所あり後ち藩士之れを纂輯し題して世子誥文と
 曰ふ又ミサゴ草紙を著し悼亡の至情を叙し併せて自家婚娶の爲めに其累を百姓
 に及ぼせるを歎じ以て自ら警む公天資聰敏頗ぶる弓馬の術に勉め特に文學に通
 ず年々射る所の矢萬を以て數ふ年十四歳の時明木山に獵し自ら射て鹿を殪せし
 ことあり文學は之れを林述齋藩儒山縣大華に受く經史諸子を涉獵し名言格語に
 遇ふ毎に之れを手抄し附するに自家の所見を以てし積みて卷を爲す述齋之れに
 題して事斯語と曰ふ廣く世に行はる傳へ云ふ述齋の公の邸門を過ぐるや毎に嗟
 嘆して曰く彼處に亞聖の居ありと以て其風采德望を想見すべきなり是れより先
 き天保元年公世子を以て從四位下に叙し侍從に任す其六年左近衛少將に進む世

子にして此官に進む固より異數とす 公此官に任じたるの前年島津齋彬亦世子を以て左近衛
 權少將に進む蓋し異數とす或は曰く齋彬時譽の致す所
 なりと齋彬亦將軍の姻親たり未だ必ずしも獨り時譽に基くと斷すべからず而して公は幕府の女婿たり
 而も亦時譽あり乃ち公の榮任亦未だ必ずしも獨り婚嫁の爲めと謂ふべからず況んや和姫死後既に六年
 の久きに涉れ
 るに於ておや 公職に在る僅に二旬十二月二十九日を以て江戸櫻田邸に卒す崇文公
 と謚す聞く者痛歎悲傷せざるなし是れより先き公邦憲公の長子猷之進君を以て
 其嗣とせんとし未だ幕府に稟せず故を以て喪を秘し翌年三月に至る其月猷之進
 君封を襲ぐ是れを明治中興の元勳贈正一位大江朝臣敬親公とす後ち謚して忠正
 公と曰ふ忠正公子なし徳山毛利氏驍尉公子を養ひて嗣となす初名は廣封後ち元
 徳と改む父君と共に維新の大業を翼賛す謚して忠愛公と曰ふ

第二章 毛利氏の封域と支藩の家系

一四

宗支藩と岩國との封域○萩城○山口城○長府○徳山○清末○岩國

防長二州は關ヶ原戰後闔境を擧げて毛利宗家の領有せし所にして唯、長府徳山清末の三支藩及び岩國の吉川氏ありて領土を宗家の封域内に有せるのみ宗家の封域稱して三十六萬九千餘石とす其内に就き長府の毛利氏四萬八千石を領し徳山の毛利氏四萬十石を領し

毛利家の系譜類には徳山の石高を四萬五千石とせり武鑑には天保六年以前は三萬石とあり天保七年以後は四萬十石とあり今其沿革を案ずるに寛永年間日向守就隆始て分封を享けたる際の宗藩提封三拾六萬九千四百餘石より推算すれば分封石高貳萬五百五拾石と爲る又當時兩國の實高六拾五萬六千三百餘石より推算すれば四萬十石と爲る因て之を四萬五千石と稱せんとの義ありたり隨て幕府に稟申するには何れを以てしたるか爾後文書散佚して其詳を知るべからず或は曰く三萬石を以てしたりと元祿十二年宗藩吉廣徳山藩元次の時宗藩より幕府に稟申するに貳萬五百五十石を以てす時に幕府に於ては古記に三萬石とありとの事を宗藩に通牒す因て改めて三萬石とす武鑑に三萬石とあるは之れが爲めなり降て天保七年に及び幕府宗藩主齊元の請に因り徳山の石高を増し且つ與ふるに城主格を以てす其後の武鑑には總て四萬十石とあり蓋し當時三萬石に加ふるに一萬十石を以てし分封當時の實高四萬十石に稱はしめしならん 清末の毛利氏一萬石を領し而して吉川氏六萬石を領す宗家は慶長以降常に萩を以て居城とし以て忠正公の時に至る初め關ヶ原役後天樹公居城を封内に定めんとし

三田尻の桑山山口の龜山を相す幕政の世に方り諸侯の城郭を築かんとする者必ず先づ幕府の認許を受けざるべからず因て竊に幕府の意を候す内議年を経るも決せず遂に萩の指月山を相す幕議乃ち萩を以て本城とし山口を以て他藩人と應接の用に供せしむ是に於て急に長州川島庄の指月山に倚り城を築き慶長九年十一月十一日移て之れに居る其地を稱して萩と曰ふ是より累代の居城と爲る萩の地形たるや一面は北海に瀕し三面は皆山にして河上川二派に分れ山下を流れて海に注ぐ二流の環擁する所宛然島嶼の狀を爲す是れ川島庄の稱ありし所以にして古の阿武の松原の地なり指月山は島の北端海に斗出する處に在り昔時の戰術を以て之れを觀れば要害の地に非らずとせざるも地甚だ一方に僻在し上國と交通の便宜なく衝を中原に争ふの地にあらず且つ外船警を傳ふるの日に及びては萩城は以て海上の砲撃を禦ぐに足らず是を以て忠正公の世に及び館を山口に築き假りに移て之れに居る時に文久三年なり

長府毛利氏は毛利秀元に出づ秀元は元就の四子元清の子なり始め輝元の未だ嗣

子あらざるや太閤秀吉輝元をして其外甥秀秋を養ひて嗣と爲さしめんとするの意あり小早川隆景之れを覺り輝元をして急に秀元を養はしめ而して自ら秀秋を養ふ時に輝元齡未だ甚だ高からず秀元因て輝元に約するに輝元若し子あるに及ば、嫡嗣を之れに譲り退て別に一家を爲さんことを以てす文祿四年十月輝元秀就を生む秀元乃ち前約に従ひ嫡嗣を秀就に譲る關ヶ原役後秀就父輝元の後ちを承け防長二州を領す秀元國に在り秀就幼沖の故を以て代て國政を聽く輝元伏見より國に歸るに及び之れを辭し長府に居る是れ實に長府毛利氏の始めなり既にして輝元年漸く老ひ復た心を國事に勞するを欲せず是に於て秀元長府に在て再び國政を聽く秀元慶安三年を以て卒す是より先き參議に任じ正四位下に叙す長府毛利家系譜には文祿四年正三位に陞り參議に任ずとあり又坊間傳播する所の諸書にも往々秀元征韓の功に依り三位に叙せらるゝことを記す然れども公卿補任に據るに元和四年從四位下に翌五年正四位下に叙せられ前後共に前參議とあり而も其後ち復叙位の事あるを見ず因て考ふるに系譜の正三位に叙せらると謂ふ文祿四年は元和五年より二十四年前とす前に正三位にして後に正四位となるの理あらざるに似たり姑秀元の子光廣父の後ちを承け和泉守に任じ從四位下に叙す光廣の後ち後證を待つ元元朝三世從四位下に叙し元矩早世して叙任光廣卒し子綱元甲斐守嗣ぐ其封一萬石を削ぎ元元朝三世從四位下に叙し元矩早世して叙任光廣卒し子綱元甲斐守嗣ぐ其封一萬石を削ぎ元元朝三世從四位下に叙し元矩早世して叙任光廣卒し子綱元甲斐守嗣ぐ其封一萬石を削ぎ

叔父元知に與ふ之れを清末の藩祖とす綱元卒し子吉元嗣ぐ會々宗藩嗣絶ゆ吉元乃ち入て之れを繼ぎ其子元朝佐渡守をして長府の家を承けしむ元朝の子元矩右京亮に至り早世して嗣なし宗藩乃ち其封を收め幕府に請ひ其地を割き清末藩主元平讃岐守に加増して三萬八千石となし長府に居らしむ時に享保三年四月なり是れより先き秀元元朝元矩俱に準國主たり元矩早世するに及び其家格自然に消滅せり元平名を匡廣と改め甲斐守に任ず享保五年匡廣の祿を増し四萬七千石餘とす匡廣卒し子師就主水正嗣ぐ襲封の初新田壹萬石を割き弟政苗に與へて更に清末の家を復し清末に居らしむ師就卒し匡敬甲斐守匡滿能登守を経て匡芳甲斐守に至る匡芳實は宗藩重就の第二子なり襲封の際幕府宗藩主治親の請に依り與ふるに永世五萬石の城主格を以てす實に天明三年五月二十九日なり匡芳卒し元義甲斐守元寛備後守を経て元運甲斐守に至る元運公老を告ぐるに至り左京亮元周公嗣ぐ弟宗五郎公子元敏を以て嗣子となす父子忠正公と時を同くし宗藩を助けて王事に盡瘁す徳山の毛利氏は輝元の三子就隆に出づ元和三年長兄秀就就隆に食ましむるに防

州降松四萬十石の地を以てす寛永十一年に至り幕府の命を以て諸侯に列す居を野上庄にトし慶安元年移て之れに居り其地を改めて徳山と稱す之を徳山毛利氏の祖とす日向守と稱し從五位下に叙す就隆以下は世皆例に從五位下に叙せらる重祿を避けて之れを略す就隆老して其子元賢日向守封を襲ぐ既にして元賢亦老し弟元次飛驒守封を襲ぐ元次の世其山林看守某宗藩の農夫を山中に刃傷するの故を以て宗藩と争ふ所あり正徳六年幕府宗藩に命じて其封を收めしむ享保年間に至り宗藩の主吉元幕府に請ひ元次の罪を赦し之れに退隱を命じ其子百次郎をして再び家を興さしめ就隆以來の封地を復す之れを日向守元堯とす時に享保四年五月二十八日なり元堯より廣豊山城守廣寛志摩石見守就馴石見守を経て廣鎮日向守に至る是れより先き徳山藩封幕府の公稱久く三萬石たり是に至り宗藩の請に因り幕府之れを改めて四萬十石とし且つ與ふるに城主格を以てす廣鎮公老を告ぐるに及びて其子淡路守元蕃公嗣ぐ長府侯元周の弟平六郎公子を以て嗣子となす父子忠正公と時を同くし王事に勤勞す淡路守の弟藏尉君入て宗家の世子と爲り後ち封を嗣ぐ忠愛公是れなり

清末の毛利氏は秀元の二子元知に出づ長府藩主綱元父光廣に繼ぎ藩主と爲るや幕府其所領一萬石を割き光廣の弟元知に與へしむ元知移て清末に居る之を清末毛利氏の祖とす刑部少輔と稱し從五位下に叙せらる元知元平を生む享保年間長府の毛利氏嗣絶え元平入て其後を受け名を元廣と改む清末を併せて之を領す元廣卒し其子師就封を嗣ぐの日其弟讚岐守政苗讚岐守をして清末の毛利氏を復せしむ政苗以下五世皆例に從五位下に叙せらる政時讚岐守政明帶刀守元世讚岐守元承出雲守を経て讚岐守元純公に至る公忠正公と時を同くす容貌魁偉資性快濶深く忠正公に愛せられ其勤王の事業を參贊する少からず

長府徳山清末之れを毛利氏の三支藩と稱す其の封土は毛利宗家の封域内に於て宗家より分受する所なり故を以て幕府の公役を諸侯に課するもの之れを宗家に課するのみ往時往々支藩にも賦課せしことありて毛利家より其重祿に涉りて失當なるの意を哀訴せしことあり幕府の賦課概ね三四萬兩乃至四五萬兩にして其約六分一は岩國の吉川氏例に依りて宗家を補助す三支藩に在りても理當に宗家に對し其幾分を補ふべきも藩幣之れに堪へず宗家も亦敢て之れを強いず遂に以て例とせり是れに由て之れを觀れば支藩は宗家の家人と異ならず然れども又直ちに幕府の門に出入して諸侯の列

に在り其任官叙位の如き參觀交代の如き亦皆他諸侯と異なる所なし

岩國は周防の東端に在り錦帶橋を以て世に知らる吉川氏累世此に居り六萬石の地を領す吉川氏は元就の第二子吉川元春を其藩祖とす而して其遠系は藤原鎌足に出づ鎌足十一世の孫を工藤爲憲と曰ふ爲憲七世の孫を馬三郎景義とす景義の子經義駿河國吉河邑に居る仍て氏を吉香と改む之れを吉川の祖とす吉香或は木河と稱し又は吉河と稱したることありしも後ち吉川と改む經義の玄孫經高に至り始めて移りて安藝の山縣郡新庄に居る經高九世の孫を元經とす其室は毛利弘元の女なり始めて毛利氏の姻戚と爲る元經の子興經子なし元春養はれて其嗣と爲る元春是れより吉川氏を冒す元春豪爽にして善く兵を用ひ弟小早川隆景沈斷にして謀慮あり俱に父元就の先鋒と爲り北尼子氏を伐ち東宇喜多氏を攻め元春は主として山陰に當り隆景は主として山陽に當り毛利の兩川と稱せられ勇武海内に轟く元就死するに及び兄弟與に輝元を翼けて山陰山陽に雄飛し秀吉の大軍を邀へて克く其銳鋒を挫く秀吉兵馬の全權を掌握するに及び元春其下風に立つ

を脣しとせず家を長子元長に讓りて老を告ぐ秀吉西島津氏を討つに方り強て之れを起して軍に従はしむ天正十四年十一月病を以て小倉陣中に卒す

明治四十一年
正三位を贈ら

る岩國の吉香神社は公の靈廟
なり明治十八年縣社に列す時年五十七從四位下に叙し駿河守と稱す元長治部少輔弟經

言をして喪を奉じ歸て新庄に葬らしむ既にして元長亦日向陣中に卒す年四十一

勇武父に類し又好で書を讀み和歌を善くす遺集あり經言家を繼ぐ經言後ち名を廣家

と改む天正十六年秀吉宇喜多秀家の姉を養ひて女とし之れを配す秀吉嘗て其父

兄の俱に軍中に死するを憫み特に一州の地に封せんとす石田三成大谷吉隆竊に

毛利氏の過大を恐れて之れを諫止す時に廣家毛利氏の封域内に於て隱岐一國及

び藝州新庄等の地を領す秀吉遂に輝元を諭し其領土中に於て廣家の封を増さし

む輝元乃ち隱岐一州出雲三郡伯耆三郡藝州の一部を以て廣家に與へ雲州富田に

居らしむ稱して十一萬石と謂ふ時に天正十九年なり征韓の役廣家輝元の先驅と

爲り朝鮮に入り功あり關ヶ原の役廣家事の必ず敗るゝを慮り切に輝元に説く所

あり遂に欵を東軍に通ずと云ふ或は曰ふ天樹の内諾を得たり或は曰ふ天樹の命を矯むと當時事態紛錯今其真相を知ら難し事既に平き

家康意廣家に酬ふる所あらんとせしも廣家之れを顧みず専ら宗家の爲めに盡す所あり輝元秀就防長二州を得るに及び其地六萬石を割て之れに與へ岩國に居らしむ是より先き天正十六年廣家侍從に任じ從五位下に叙す宗藩削封せらるるに及びて諸侯の列を去る其後ち十世の間任官叙位なし慶長十九年廣家老を告げ子廣正家を嗣ぐ寛文三年廣正老し子廣嘉嗣ぐ錦帶橋の架設此時に在り俗に所謂算盤橋是れなり廣純廣達を経て經永に至る子なし徳山藩主毛利廣豐の子經倫を養ひて嗣とす經倫の子經忠を経て其子經賢經禮經章兄弟三人遞次相承け以て經章の子監物公經幹に至る公慎重謹嚴事を處する苟もせず宗藩主忠正公の爲めに重ぜられ大事ある毎に輒ち其諮詢を受く公亦心を盡して宗藩を助け王事に勤む明治元年支藩に列し從五位下に叙せられ明治二年二月卒す故ありて喪を秘し翌年三月二十日に至る後ち朝廷其功を追褒し從三位を贈る長子經健公家を嗣ぐ吉川氏の毛利宗家に於けるや三支藩と頗ぶる其趣を殊にす其門葉封土よりして之れを言へば儼然たる一諸侯にして其系統よりして之れを言へば純然たる一支

藩なり然れども他の三支藩の如く諸侯に列せず宗藩は常に家來の稱呼を以て之れに加へ幕府亦諸侯を以て之れを視す而も尋常一樣の家來に非らざるなり參觀交代は他の列藩諸侯の如くならずと雖ども亦邸宅を江戸に構へ繼嗣の後ち一回必ず柳營に登りて將軍に謁す吉川氏の毛利氏に於けるは稲田氏の蜂須賀氏に於ける片倉氏の伊達氏に於ける武生本多氏の越前松平氏に於ける諫早氏の鍋島氏に於けると恰も其類を同くす吉川氏嘗て久しく宗藩と親密を缺きたり今其濫觴する所を考ふるに遠くは廣家を以て輝元を誤るものとし之れを恨むこと甚し而して吉川氏の家臣等は毛利氏の記を存したるは吉川氏なりと謂ふの色あり時泰平に屬するに至り彼此の罅隙反て其度を加ふ且つ幕府の政略は之を奇貨として寧ろ軋轢を助長するに在りしものゝ如し著者嘗て親しく之れを牟田口元學氏に聞く氏の史官に在るや楓山文庫に政略と題する一書あり之れを繙閱せるに幕府の諸侯を待つ所以の政略を論述したるものにして中に毛利家の吉川氏蜂須賀家の稲田氏鍋島家の諫早氏の如き之を推進して諸侯たらしむるの氣勢を示し以て其宗藩との交情を冷却せしむべしとの意を記せりと云ふ忠正公深く之れを憂へ嘗て屢々其意を吉川氏に示し遂に文久三年海内多事の日に方り公朝覲の歸途俄に岩國を過り監物公を其館に訪ひ舊誼を溫め且つ其第二子重吉氏今の吉川男爵を養ひて猶子とし語るに爾後宗支を以て相交はり力を併せて國事に盡さんとするの意を以てす宗藩主の吉川氏を其館に訪ふは慶長以來未だ曾て有らざる所之れに加ふるに忠正公眞摯の情を以てす監物之れが爲めに感泣し部下の

諸士亦皆感激措かず是に至りて二百餘年の舊誼始めて其古に復すと云ふ後ち遂に公の推薦に依り陞して支藩に列す

記して茲に至れば明治維新の事業に直接の關係なしと雖ども小早川氏の家系亦之を略叙せざれば此書の不完全を覺ゆ小早川隆景は洞春公元就の第三子にして出て小早川氏を繼ぐ小早川氏は葛原親王に出づ親王の子高見王高望を生む高望國香を生む國香の曾孫常宗相州土肥の邑に居る因て土肥を氏とす常宗實平を生む實平の第二子維平相州小早川に居る所在未だ詳ならず始めて小早川氏を稱す維平の孫に茂平政景あり兄弟俱に藝州に徙り茂平沼田郡高山の城に居り政景竹原に居る是れより小早川氏分れて沼田小早川竹原小早川の二となる茂平十二世の孫を正平となす政景十二世の孫を興景となす並に山陽の名族たり天文十二年興景歿して子なし配毛利氏は元就の女なり因て隆景を請て家を嗣がしむ是れより隆景小早川氏を冒す同年正平雲州に戰死し子繁平嗣ぐ繁平幼にして眼疾あり遂に明を失ふ一門家臣胥議し繁平をして家を隆景に譲らしめ配するに其妹を以てす是に

於て小早川氏復合して一となる隆景幼にして穎悟既に長じて沈毅英邁父兄及び姪輝元を助けて四方を經營す其事業功勳世既に定論あり今復贅せず秀吉深く隆景の材器を推重し大役毎に隆景其議に與り軍に従ふ小田原の役四國の役九州の役征韓の役皆然り四國の役後秀吉伊豫全國を隆景に與ふ三十五萬石と稱す是れより先き隆景子なきを以て末弟藤四郎秀包を養ひ小早川氏を冒さしむ是に至り伊豫宇和郡の地三萬五千石を分て之れに與へ大津の城に居らしむ既にして秀吉羽柴の姓を秀包に授け菊桐の徽章を用ふるを許す天正十五年九州役後秀吉隆景に與ふるに筑前筑後全國及び肥前一郡半の地を以てし伊豫に換ふ七十萬石と稱す隆景筑前の立花城を修めて之れに居る後ち復名島城を築て之れに居る立花宗茂に十二萬石を分て柳川に居らしめ秀包に七萬五千石を分て久留米に居らしむ皆秀吉の旨に依るなり領地石數の相違等に就き朱印其他考證種々あれども今省略す天正十九年隆景秀吉の外甥秀秋を養ひて子となす時に輝元未だ子あらず秀吉竊に秀秋を以て其養子に擬す隆景之を覺り急に輝元をして秀元を養はしめ自から請ひて秀秋を養ひ以て秀吉の意

に適ふ既にして家を秀秋に譲り退ひて備後三原に居る文祿二年秀包征韓の役の功を以て筑後三郡の地五萬五千石を増加せらる秀吉の末年隆景五大老の一たり慶長二年薨す壽六十五是れより先き隆景累遷文祿四年從三位に叙し權中納言に任ず此前後に清華に列せられたること勸修寺晴豐外二卿より京都所司代前田徳善院に通知の書毛利家什書中に在り果して然りとすれば實に異數なり蓋し秀吉の特薦によりて此事ありし歟明治四十年特に正三關ヶ原の役秀包西軍に與みず事敗れたるの後伏見に於て髪を剃し羽柴筑後入道と稱す既にして西下せるも途次馬關に淹滞し遂に馬關に於て血を吐て卒す年三十五其子元鎮毛利氏に復し宗藩に仕ふ一門六家中の吉敷毛利氏の祖是れなり秀秋は關ヶ原の役款を東軍に通ずるを以て家康之を徳とし備前美作五十餘萬石の地を與へて兩筑の地に換ふ初め征韓の役秀秋元帥を以て釜山に駐る加藤清正淺野幸長等蔚山に在り重圍に陥り甚だ窘す秀秋挺進勇戰之れを救ひ反て石田三成の爲めに讒せらる既にして諸將凱旋す秀吉秀秋の輕擧を戒む秀秋違言あり秀吉怒り其封を褫ぎ代ふるに越前北の庄十六萬石の地を以てす秀秋事皆三成の讒に出るを知り大に怒り將に三成を斬らんとす家康之を諭止し且つ秀

吉に説き徙封の事を止む秀秋深く之を徳とし益、三成を憎む秀秋の款を東軍に通じたるは蓋し之に職由す然れども役後海内の形勢意外に出たるを歎じ怏々として樂まず遂に心疾を得て慶長七年九月告げずして大坂の邸を發し國に就く翌月備前岡山に薨す年二十六嗣なし國除す是に於て乎小早川氏遂に祀らず顧ふに隆景が始終宗家の爲めに心を勞し力を竭し而も其祀の久く絶えたるは防長歴世の藩主及び士人の以て遺憾とする所にして絶を繼ぎ廢を興さんと欲するの念常に絶えず而して又隆景の風采智謀は常に防長人士の腦中に隱見して景慕措かざる所乃ち其印象は間接に防長回天の事業にも影響する所なしといふべからざるなり忠正公の世に及び遂に小早川氏再興の案を藩の政府に下して之を議せしめしも之を實行すれば吉川氏と對峙するに足るべき封土を割與せざるべからず其事頗る困難の事情ありて議遂に止む明治維新の後に至り明治十二年忠愛公奕世の遺志を繼ぎ朝廷に請ひ其子三郎君をして遠く小早川氏の祀を承けしむ朝廷其請を納れ特に華族に列す既にして三郎君早世す乃ち三郎君の弟四郎君を以て其

第三章 毛利氏と朝廷との關係

列藩の間に於ける毛利氏の位地○其朝廷に對する關係

徳川幕府の末造諸侯の數凡二百六十餘就中封土三十萬石以上を領するもの十有七藩あり毛利氏は其一なり而して毛利氏の防長二州が獨り能く衆諸侯に卓絶し電撃風發遂に回天の盛功を天下に顯したるもの豈深く源由する所なからんや防長二州の封域稱して三十六萬九千餘石と謂ふ既に雄藩と稱するに足る而して碩封當時の檢地に於て既に五十三萬九千餘石の實力ありたり元治慶應の際に至りては八九十萬石以上に達せりと云ふ防長の地は物産の富工業の盛なしと雖も歴代の勤儉貯蓄以て能く不虞に應ずるの資力を備へ加ふるに文武の素養は能く其士人の志氣を激勵し以て有爲の人才を輩出せり凡そ此等は皆防長後日の基礎を爲すと雖ども此他に猶一大源因ありて存す何ぞや曰く毛利氏の朝廷に對する關係是れなり毛利氏は元來京都の縉紳にして世々宮禁に出入し玉座に咫尺し朝廷

の恩遇も亦優渥なり廣元以後始めて降て武門に列せり故を以て其帝京を瞻望するの情は殆んど萬里の異客が故山を追慕する如きものありて尋常の武門武士の比に非らざるなり洞春公の陶晴賢を討じ大内義隆の爲に其讎を報するや父子上書して大義を明にし征討の勅詔を奏請し以て晴賢を誅戮し天下をして益皇室の尊きを知らしめたり此時に方りて海内應仁以降喪亂の後を承け帝室の式微實に言ふに忍びざるものあり弘治三年後奈良帝崩じ正親町帝の祚を踐むや洞春公軍旅多事の間にて巨費を獻じて即位の費を補ふ朝廷因て纒に大禮を擧ぐることを得たり時に永祿三年なり

案ずるに即位料獻納の證は女房奉書あり繪旨あり將軍義輝の衰狀あり其原書は現に毛利家に保存するのみならず諸書亦多く此事を載す其事實復た疑ふべきもの無し唯其獻する所は果して何物にして其類數は幾許なりしや古文書類には概ね資料若くは馳走の名を用ふ故に稍明確を缺く本朝通記に元就輸米數千石於官助即位之禮料と記し永祿以來大事記には安藝太守元就獻其金而行其儀と記せり又本國寺年譜には本朝通記と同じく輸米數千石とあり集古金銀錢模型中には洞春公より進獻したる鑲銀ありて石州の産とす一は以て米と爲し一は以て銀と爲す未だ孰れか是なるを知らざるも當時の形勢に照せば米數千石を京都に輸送するは甚だ困難なるが如し故に銀と爲すもの蓋し事實を得たり然れども米と爲すものは其概數を掲げて數千石と記せるも銀と爲すものは其類を記せざれば概數をも知るべからず長州藩士八谷清介の家督て古寫本を藏す之を一覽したる者の記臆する所にては十萬兩とし且つ近親なる宍戸福原等の諸臣へ應分の釀出を命じたる分擔額をも記せりと云ふ其書今所在を知らず長府毛利家の所藏に係る讓額銀判は洞春公より即位料として進獻したる石州産の銀判にして其箱蓋の記に銀四十八貫目を進

獻せしことを奏聞ありしに取納むの勅語を賜ひ云々とあり此文に據れば其資料は固より銀にして其數額は四十八貫目たるを知るべし然れども是亦其據る所を明記せざれば未だ全く信を江湖に求むるに足らず要するに類數の一事は之を他日の考證に讓るの外なし又元祿年間僧向慧選する所の山城名迹志に元就又内裏を造營すと記して即位料進獻と兩様に分ちたるも此時即位の大禮行はれざりしは首として宮闕の頽敗に由りしなれば毛利氏進獻の資を以て宮闕を修造したる後ち大禮を舉行したるならん而して元就隆元二公上洛して即位の大禮を拜したること増補筒井家記南海通記薦野家譜(黒田侯爵所藏)及び武家閑談等の諸書に見ゆるも毛利家の什書中には一も憑據すべきものなきを以て茲に之れを取らず但し此諸書の記する所殆んど符節を合するが如く且つ永祿三年正月前後は軍國の事閑暇なるの時なれば或は上京の事ありしやも知るべからず南海通記には正月八日元就安藝を立ちて十五日着京すとあり武家閑談にも永祿三年正月八日元就公上洛とありて月日共に同じ唯増補筒井家記には三月八日とあり又八幡に陣したることは南海通記と薦野家譜と符合す殊に南海通記に載する所最も詳なり其文に曰く正月八日に元就安藝を立て十五日に京着す即ち三好氏に和をなし八幡の城をかりて旗を立て八幡より毎日出仕し玉ふ京中に宿陣し玉へと云へども更に受けず鳥羽道を通路とす云々路次の行装は先掃の騎馬二十騎其次揚げ輿乃美大方と云ふ輿丁八其次女中騎馬十二人其作法あり一つには垢とり是れ鞍の上に油單を布き鞍を包み二つには小田笠に水引付る色絹也三つには下袴包みあり四つには打懸けあり五つには手履足袋覆面あり是れ女騎馬の作法とす有職故實を知る人の法とす所也輿の下簾あり出し絹あり後に小田笠水引付て掛る守袋かけ守袋刀かけあり打物は先に持す騎馬の跡には雨具敷皮行器衣装唐櫃等あり是れ上代の上女國越の行路如此也今稀なる事なりと又曰く初元就の上洛と聞へければ諸人皆天下は毛利の天下と思へり然れども元就後年の事を慮て下國の大名となる誠に一旦天下を制すと雖とも後年其力足らざる時は益なし是れ毛利家長久の謀にして少も奢りなき良將なりと此外武家萬代記中海賊家軍日記にも元就上京の事を記して曰く諸國軍繁き時分に御座候へば海上之儀因能兩島より先手可仕之由被仰出候條随分美々數船を飾立二百艘にて警固仕候云々と此書に依れば海路より上京したるもの、如し以上諸書の記する所を見れば毛利家に證據とすべき書類なしとの理由を以て一概に抹殺すべからざるものあり暫く疑を存して後考を俟つ頼襄の日本外史に元就の入京を大永七年としたるは何の據る所あるを知らず且つ同時に右馬頭に任じ幕府相伴衆と爲ると記したるは大に謬れり元就の右馬頭に任せられたるは天文二年九月二十六日にして幕府相伴衆と爲りたるは永祿四年十二

月四日 天子之れを嘉みし繪旨及び女房奉書を賜ひ洞春公を陸奥守に任じ是れより先き既に
右馬頭に任じ從五位下に叙す 常榮公元隆を大膳大夫に任じ是れより先き備中守に任じ從五位下に叙す 菊桐の紋章を賜ふ
是れより毛利氏の朝廷に對する關係頗に其密を加ふ此時に當り帝室の用度殊に
窮乏を極む貢獻を諸國に徵するも應ずる者なし洞春公乃ち屢其封内石見國邇
摩郡銀山の銀を獻じて帝室の費に充つ以て天樹公の世に至る石州銀山の銀を貢獻し
たることは屢證左あり
永祿六年閏十二月三日元就元春隆景の三公連署して書を聖護院宮諸大夫矢島治部少輔に寄せ石州銀
山を朝廷及幕府に獻せんことを請ひ(原書は山口常榮寺に藏す)翌七年正月より其收入の額を算して之
れを貢せり同年十二月十日元就公より勸修寺家に執奏を依頼し繪命を以て代官を 徳川氏の世に及
銀山に置んことを請ひて聽許せられたる等の事あり(原書は勸修寺家に藏す)
びては貢獻の事昔日の如くなること能はざりしと雖ども未だ嘗て之れを廢絶せ
ず吉凶の大禮及び歳末歳首毎に太刀一口並に馬代銀若干を獻じて以て恒例とす
時としては藩主若くは夫人より金を後宮親王家公卿に納るゝこと亦少からず徳
川氏の世諸侯の朝廷と直接の關係を爲すを許さず其任官叙位の如き亦幕府先づ
之れを假授し而して後ちに幕府の奏請により朝廷の口宣位記宣旨を受けしむ
任官叙位の方法は先づ柳營に於て之れを命ず法理より曰へば假受に外ならず而して諸侯に在りては其
趣旨を記して京都所司代に宛たる添書様のものを與ふ諸侯乃ち使を京都に派し其書を所司代に致し所

司代の幹旋にて口宣書を受く其日付は柳營にて命せられたる所と同一なり幕臣の任官叙位は高家の京
都に赴くものに托して之れを受くるを例とす口宣書に連署の公卿數十人に至る此等に對し贈遺等の費
用あり諸侯は其使者之れを支辨す幕臣は金百兩を高家に委託し之れを以て其費を辨せしめ過不及を問
はざるを例とす諸侯と雖ども或は幕臣の例に因るものありしやも知るべからざるも未だ之を詳にせず
而して此等の事を措辨するには所謂武家傳奏を經由せざるを得ず武家傳奏は緝紳
中にて朝廷と武
家との間の文書の交付其他の事を專掌する爲めに置く所の職名にして二人を定員とす傳奏の就獨り
職するや幕府より派出する所の京都所司代に就き幕府に二心なきことを密に誓約したりと云ふ 獨り
毛利氏は此れに異にして傳奏の事は一に勸修寺家に由る初め洞春公父子の陶
誅伐の勅を請ふや勸修寺家は内内氏の爲め傳奏の事を執りし例に由り勸修寺
豐尹卿に由り傳奏を請ふ後ち即位の資を獻ずるも亦勸修寺卿の傳奏に依る爾
來毛利氏の貢獻皆勸修寺家に由る遂に以て定例と爲す幕府と雖ども之れを變ず
ること能はざりしなり元祿中勸修寺經敬卿故ありて屏居す因て毛利氏の事亦一
に武家傳奏の管掌に歸し古例一たび絶えしも寶永四年毛利吉元泰桓の長府より
入りて宗家を嗣ぐや書を経敬卿に致し古例を復せんことを請ひ更に人をして所
司代松平紀伊守に謀る所あらしむ紀伊守亦其舊慣を重んじ任官叙位を除くの外
悉く古例に復することを諾す是に於て乎歳末歳首其他不時の貢獻等に關しては

悉く勸修寺家の傳奏に由るの例に復したり女房奉書と稱するは勾當内侍が教旨を承け下す所の一種の綸旨にして古制に據れば宮中の女官に掌侍正四人權二人あり中一人を勾當内侍とす奏請宣傳を掌る勾當内侍の居所を長橋局と稱す因て勾當内侍を稱して或は長橋局とも謂ふ内侍教旨を奉じ之れを上卿辨官に傳ふるを内侍宣と稱す即ち所謂女房奉書なり平假名の散書體にて之れを書す大臣納言參議等に傳ふるものは其名を宛て其他に在りては之れを傳奏官に宛て傳奏添簡して往時に在りては之れを得る者極めて之を榮としたり而して武門武士の之れを得る者は寥寥聞くこと寡なくして洵に希邁の特典とす獨り毛利氏に在りては歲時の貢獻等陸續絶えざるが爲め女房奉書の賜もの擧て數ふべからず徳川の世諸侯は京都に入りて縉紳と交際すること能はず獨り毛利氏に在りては則ち參觀上下の途次京に入り有栖川宮及び鷹司近衛一條西園寺の諸卿を訪問するを例とし幕府も亦毛利氏の其允諾を求むるに方り未だ曾て之れを阻遏せざりき毛利氏の朝廷に於ける關係は古來此の如きものあり忠正公の世に至り益々其篤きを加へたり毛利氏が常に勤王の大義に仗り率先して維新の大業を翼賛せしもの豈其故なからんや

第四章 毛利氏の士卒と職制（其二）

諸藩の常態○武備制度と世襲の格式○士席の班次○卒席の班次○準士陪臣
○食祿の多寡○名稱の解説○階級的制度の破壊

維新以前各藩士卒の階級及び行政機關の組織の類は彼此大同小異にして要するに士卒には世襲の階級あり隨て諸官職も亦一定の範圍に於て世襲するを常態とす然れども各藩に慣例あり官職及び階級の名稱の如き亦相異なるものなきに非ず甚しきは甲藩に於て下班の官職たるもの乙藩に於て上班の官職たるもの亦少からず是を以て舊藩の史乘を研鑽せんと欲すれば先づ此等の制度を審にするを要す而して各職の權限の如き士卒の席次の如き往々錯雜紛淆して明晰を缺くものなきにあらず元來各藩の武家制度は武備制度に外ならず之を毛利氏に見るも一門六家兩家老寄組大組八組船手組兩組遠近付等の諸士無給通徒士等の下級士分三十人通準士輕卒等は皆武備制度とし以て攻守戰陣の用に備へたるなり世太平と

なりては此等武備制度は世襲となり一種の家格となり階級となりたり今各席班の名目を叙すれば左の如し

士席班

一門六家

益田福原永代家老

寄組

大組(八組) 公稱馬廻

船手(兩組) 公稱馬廻
三田尻に居住

遠近付 馬廻並

無給通 公稱近習

膳夫

寺社組

鷹匠鵜匠

大船頭 三田尻に居住

中船頭 三田尻に居住

供徒士

地徒士

陣僧

三十人通

小船頭大工 棟梁

以上の外に手廻組物頭組の二あり手廻組は藩主接近の職務に服する者を以て其在職中特に編入組成する所にして即ち遠近付以上の士の此等の職務に在る者及び業家之れに加はり物頭組は大組頭より大組物頭に至る者を以て組成したるものなり

卒席班

弓之者 七組即ち足輕

鐵砲之者 二十五組内一組城代付足輕

四役之者 即ち小人道具挾箱駕籠の者

厩之者

雜色

飯 焚

十三組中間之者 十三組

地方中間之者

藏元付中間之者

百人中間之者 (一名盜賊方と云ふ)

新百人中間之者 (一名盜賊方新組と云ふ)

新中間之者 二組あり之を上下兩組と云ふ

六尺

新六尺

二組なるにより上兩組と云ふ

天下送場中間之者 玖珂郡高森村、郡邊郡花岡村、佐波郡宮市、吉敷郡小郡町、厚狹郡船木村、同郡吉田村に居住

諸所門番

要害番手子

武器方中間

時 打

野山屋敷番中間 野山屋敷は獄所

檢 斷

手大工

石 切

士席班の次に諸士雇あり卒席班の上に位す之れを準士とす次の如し

諸細工人

濱崎梶取 阿武郡濱崎に居住

同手廻子 同上

同歌舸子 同上

同船大工 同上

山口馬指 吉敷郡山口に居住

梶 取 三田尻に居住

船大工 同上

木 挽 同上

杣 同上

鍛 冶 同上

茶屋組 同上

手舸子 同上

平群舸子

山代地手子

上關茶屋付手子

大坂淀舸子

大坂屋敷門番

京手子 六尺

此外高祿の士は其祿額に應じ各一家に陪臣を養ふ寛永の制高百石に二人三分を以て定員とす職務の爲め臨時に職俸を受くる者亦之を併算す天保の制改めて二人とす實置の人員時として之れに及ばざるものあるも其數は蓋し甚だ多し故に六家兩家老の如き五六百人の多きに至るものあり 寛政三年の調査に據れば男女總人員の調査に據れば戸數六千五百五十七戸人口男女總數二萬五千四百八十七人とあり 此等の陪臣は一旦事あり家主軍に従へば則ち兵賦に應じ兵を執て之れに隨ふものとす之れが爲めに出師に際し其兵數は藩主直轄の士卒の外猶ほ甚だ多きを知るべし陪臣の階級は其家に在りて士に準ずる者は藩士の次に班し其家に在りて卒に準ずる者は藩卒の次に班す食祿は一門六家二家老は少きは六千石多きは一萬六千石に至る寄組の最高は凡五千石にして其最低を二百五十石とす但し格式の高卑は必ずしも食祿の多寡と比例せず例へば

一門中宍戸家は一萬千餘石なりしも一萬六千餘石を食める右田毛利氏の上席に在りたるが如し各階級の戸主數を其食祿に應じて細別すれば次の如し但し嘉永五年の調査に據れりと雖ども之れを前後二百數十年間に通じ大差なし

士席班

百石以上 六百六十一人

内

一門 六家

二家老

寄組

大組 八組

船手兩組

遠近附

寺社組

六十二人

五百六十九人

十一人

二人

九人

七十石以上 二百二人

大組 八組

船手兩組

遠近附

寺社組

無給通

船頭

五十石以上 三百三十九人

大組 八組

船手兩組

遠近附

寺社組

無給通

百七十七人

九人

三人

六人

六人

一人

二百六十四人

七人

二十八人

十六人

十八人

船頭
膳夫

三人
三人

四十石以上 四百七十二人

内

大組 八組

三百六十八人

船手 兩組

二人

遠近附

三十七人

寺社組

十一人

無給通

四十四人

膳夫

四人

船頭

一人

江戸歩行者の者

二人

地徒士の者

二人

三十人通

一人

三十九石以下 九百二十五人

内

遠近附

百四十六人

寺社組

四十五人

無給通

四百四十四人

鷹匠 鶴匠

七人

膳夫

十八人

江戸徒士の者

七十三人

地徒士の者

五十三人

陣僧

三十九人

三十人通

五十四人

船頭

四十五人

大阪船頭

一人

外に諸士雇

百十八人

足輕以下

二千九百五十八人

士席班中寄組以下二三の名目を左に解釋す

寄組 藩初に在りては原と此級なし大照公秀就の時高祿の士を録して此一級を置けり蓋し戦地に臨むの際二三高祿の士が各、手兵を率ゐて一隊となしたるに濫觴するものにして此階級に屬するものは概ね八家に次ぐ所の高祿の士族にして數家の祿數を合し若干石に達するを標準とし之れを一組とし軍役を賦課するに一組毎に其合算の祿數に應じて之れを命ずるの趣旨に出づるなり寄組に組頭なく事あれば家老に直屬す

大組八組 大番八組とも謂ふ馬廻大凡千人を八組に分ち順次に其一組をして藩主に隨從せしめ以て江戸邸の警衛に充つ期を定めて一年とし任終れば國に歸て一年間休養せしむ其餘の六組を以て藩國の守備隊とし非常の用に備ふ各組の長を

大組頭と謂ふ

遠近附 後世馬廻並士と稱して大組士の格を有す遠近付士は中士以上なり

寺社組 儒士、醫師、書畫工、騎馬師、等技藝を以て仕ふる者即ち所謂業家を總稱したる階級の名なり但し儒醫中には特に遠近付若くは大組に擢られたるものあり無給通以下は下士なり俸給ありて給地なきより此稱あり

士卒の宅地は概ね皆所謂拜領地にして悉く無税とす萬治年間の令條に據れば特に屋敷奉行と稱するものありて屋敷の拜領或は賣買交換等の規程を設け其事務を掌らしめたり當時千石以上の士に限り別邸一處を許せり後ち又俸祿三千石以下に在りては其祿額に應じ宅地の標準を定むること左の如し

九百坪 三千石以下

六百坪 千五百石以下

四百坪 四百五十石以下

三百坪 百五十石以下

二百坪

五十石以下

百二十坪

徒士三十人通

七十坪

陣僧弓銃砲足輕以下

之れを要するに諸職は概ね一定の範圍に於て格式に應じて之れを任用するの制なり

夫れ斯の如く當初の武備制度は士卒の家格となり顯著の功勞若くは特殊の事情あるにあらざれば容易に陞等するを得ず隨て軍事に政務に上下隔絶して膠柱守株の通弊に陥て止まんとせり是れ豈非常に應じ機先を制するの道ならんや是を以て革新の氣運の一たび四方を風動するや此等の階級的制度は俄然として其結合力を失ひ時勢の須要に應ずべき準備をなすに至れり而して維新大業の一面は實に此理想の發展に外ならざるなり

第五章 毛利氏の士卒と職制 (其二)

加判役○家老○江戸留守居家老○國元留守居家老○當職當役○大照公の令條○諸職員權力消長の概況○諸職員就任の年齢○國相府諸職員○行相府諸職員○特別の諸職員

往時各藩施政の方法職員の配置大同小異とす然れども時勢の變遷に隨ひ職名に幾分の増減あり權力に幾分の消長あり毛利氏に在りては藩主の下に加判役あり之れを加判衆と稱す加判とは政務に參與し文書に加印するの謂にして加判衆の集合體は即ち藩中最上の行政府なり加判衆の會議を御寄合と稱し毎月三回之れを開くを例とし必要に應じ臨時に之れを開く往時は此集合體を稱して奉行所と曰ひ時として評定所と稱す其職員を稱して或は評定衆と曰ひ或は奉行衆と曰ひ藩政の調理は一に此に決せり藩初に在りては此集合體は即ち藩政の内閣にして其下に諸種の職員ありて之れに屬し庶務に従事す此形式は始終同一なりしと雖

とも實際は當役當職の權力の増加するに隨ひ甚しき變更を來せり
加判役は家老を以て之れに任ず長藩の家老には三級あり

第一 一門家老 宍戸家及び毛利五家之れを六家と稱す

第二 益田福原兩家即ち永世家老なり通例之れを益福兩家と稱す時としては
前の六家と合せて八家と稱し又之れを八家の家老と稱す但し六家と益福と
の間には藩主の待遇上瑣少の差あり

第三 藩士中聲望あり功勞ある者を陞して所謂年寄即ち家老と爲せる者所謂
老中は是れなり老中は藩初未だ寄組の階級あらざりし時は馬廻以上より之れ
を簡拔せしも寄組の階級を組織せし以後は寄組中より簡拔せり第一第二家
老は永世藩政に參與するの權を有し寄組より簡拔する者は一代家老と見る
べきものとす時としては老中の外若年寄を置き家老を助けて事を執らしめ
しことあり

八家の家老は永世藩政に參與するの權あるも衰老なる者幼若なる者其他事故あ

りて事を見ること能はざる者あり此輩は加判に列するの限りに非らず一代家老
を選任するの必要も此等に原因すること少なしとせず

徳川氏參觀交代の制を定め諸侯をして江戸に邸宅を起して其妻孥を置かしめ
毛利氏に在ては宗藩は櫻田門外に在るを上郎とし麻布龍土町に在るを副郎とし其他二三
の別邸あり長府邸は日ヶ窪に清未邸は愛宕下に徳山邸並に岩國邸は何れも今井谷に在り 隔年に暇
を告げて其領土に還るを許す隨て藩主江戸に在れば則ち藩地に於て藩主に代
り國政を處理し藩士を統督するの人を置かざるを得ず藩主國に在れば江戸藩邸
に於て諸般の事務を總裁するの人を置かざる可からず又藩主江戸に在るの間之
れに隨從する職司なかるべからず是に於て乎藩主江戸に在るの間は加判老職一
人其下僚を率ゐて之れに隨從し藩地に國元留守居家老を置き藩主國に在るの間
は江戸に江戸邸留守居家老を置くの例となれり江戸に隨從する加判老職は八家
の一人を以て之れに充つ幕府其他に對し家老の名稱を以て公然の應對を爲すは
此人なり外に當役と稱する職を置く亦加判老職の一人なり當役の權力増加する
に隨ひ隨行家老は藩地の加判會議と均しく虚榮の職たるに過ぎざるに至れり當

役は後世行相と雅稱するもの是れなり常に藩主に隨從して國命出納の任に膺り
 戰士即ち大番八組以上の進退黜陟等藩主の親裁を仰ぐものは必ず此職の手を經
 由せしむ慶長六年始めて置く所にして古は御用方都合と呼び又江戸當職と稱す
 蓋し當初は藩主江戸に在るの間江戸邸に在りて政務を執らしむるの目的を以て
 置く所なりし如し江戸當職の稱あるを以ても之を見るべし而も實際は其屬員を
 率ゐて藩主と俱に往來遷移するを以て行相の稱は行動的宰臣と解すべく江戸常
 置の機關と見るときは大に真相を誤るべきなり藩地には別に當職と稱する職あ
 り亦加判老職中の一人たり後世國相と雅稱するもの是れなり當職の初置未だ詳
 ならずれども慶長五年以前より既に之れありしもの、如し初めは御代官と稱し
 又は防長仕置役と稱せしことあり當職の下種々の下僚あり之を總稱して地方職
 座と曰ひ後世雅稱して國相府と曰ふ當役の下種々の下僚あり之を總稱して江
 戸職座と曰ひ後世雅稱して行相府と曰ふ行相國相等の名稱は文政前後より起
 れる雅稱にして公定の稱呼に非らず當職の權
 力は初め甚だ微にして後ち漸く強大と爲り當役の權力も亦初めは當職よりも微

なりしも後ち漸く強大と爲り遂に當職を凌駕するに至りしなり

江戸邸又別に公儀人數人を置き幕府及び他藩との往來周旋を專務とせしむ公儀
 人或は御城使と稱す蓋し柳營に出入して使命のことを辨ずるの意に取れるな
 り馬廻士の高祿なるもの若くは老練なるものを以て之れに任ず藩主國に在る
 の日は江戸邸留守居家老に屬して其職務に服し藩主江戸に在るの日は江戸當
 役に屬して其職務に服す留守居家老を闕くときは公儀人の首席者其職務を執
 行す

江戸留守居家老並に國元留守居家老の下各、手元役を置きて之れに隸屬せしめ
 大組の士の事務に敏捷老練なるものを以て之れに任ず留守居家老其職を罷めら
 るれば手元役も亦與に罷めらる是れ留守居家老なければ手元役の要なきを以て
 なり

當役當職既に權勢を得たる後ちに於ては二者恰も兩々相對峙するの勢なりしも
 當職は主として藩地の會計及び民政に當る之れに反して當役は常に藩主に追隨

し藩政の樞機を補翼せり

當役當職の權勢の漸く加はるに隨ひ留守居加判役の權力次第に減せしこと上に言ふ如くなるも此變遷は獨り首班執政者權勢の消長のみに止まらず亦其影響を遞次下班に及ぼし組頭の勢力漸次に衰替し記録所役の權力亦時を経て減却し手廻頭の任務漸く奥番頭に移り裏判役の職務閒散となりて手元役の權勢次第に増長し爾後復た右筆の勢力の次第に増長するを見るに至れり其實近世に至りては兩相府の實權は殆んど手元役及び右筆に歸するに至れり是れ蓋し手元役右筆の如きは廣く藩中の人才を精選して任用するに職由すること多しとす

長藩の職制其要領此の如し之れを他藩に見るに行國兩相府の制は稍、其特色なるに似たり唯此職制も亦後來忠正公の時に至り大に變革する所あるを知るべきなり

寛政十二年黒印の令條に諸職員就任の年齢を記せり

一、諸職員は三十歳内外より就任すること

但し表番頭は年齢の老少を問はず小姓は弱小と雖ども可なり

一、目付役は四十歳以上たること

一、裏老は五十歳以上たること

蓋し昇平の世に在りては慎重に失するも寧ろ輕忽に失せざるを期せしもの、如し諸職員には概ね相當の職給を與ふ其法大抵其職に應じ豫め定むる所の知行あり在職中其人の家祿に加へて之れを與ふ

是れより更に進みて當職當役に隸屬する官職に關し細述する所あるべし

當職副職 當職補佐の職にして時として之れを置き當職を助けて事務を執らしむ元和元年創置する所なり

裏判役 當職の事務繁忙を極めたるを以て其屬職を設け事の小さなものは直ちに之れをして檢證判決せしむ而して裏判役は其の首班なり寄組小祿の士を以て之れに任ず寛文十二年七月始めて之れを置く

手元役 當職參贊の職にして庶務を處辨するものなり明曆三年始めて此職を置

く創置の初は其職未だ重要ならず諸事取次役と稱し扣物方を兼ねたることあり
扣物方とは文書を謄寫して記録に保存する
 輕職なり延寶三年以後別に專任者を置けり

當職の委任漸く重きに隨ひ其職務繁劇となり加之老中以上に處理すべき事起れば
 輒ち手元役の補助を假るの習慣を生ぜり而して執務の集中は適^レ以て權勢の
 増長を馴致し遂に政府の要職となれり

右筆役 舊記に云ふ爲他國狀取遣被付置云々と其職たるや元と樞要の地に非ず
 當初當職所に在りて執務するの故を以て漸く當職の職務に參與し隨て權勢を得
 るに至れり然れども之れを行相府の右筆に比すれば猶ほ要職となさず始めて此
 職を置きしは明曆三年に在り其後文化文政の際唐船防禦の事務を兼任したるを
 以て或は唐船方と稱す

藏元兩人役 寬永元年新に藏元即ち藩庫を建て始めて用談役二人を置き之れを
 掌らしむ其人員二人なるを以て藏元兩人役と稱す一藩の經費出納等後世の手元
 役及び所帶方の職務は總て之れを掌る承應元年七月に至り小身衆無給衆等其統

率する所と爲る明曆三年手元役を置いてより藏元兩人役の掌る所は單に金穀出納
 土木工事物品購入等となれり

遠近方 寬永十九年始めて置く所なり初め御手子役と稱す當時留守居家老の所
 管に屬す其職掌は御家來衆役目之遠近老中組頭衆間之使催相銀等之指引奉^{カテマツル}之
 且小身衆無給衆以下支配之と云ふに在りたり故に往時は役目遠近差引方とも
 稱せり依て又遠近方と曰ふ蓋し江戸出役其他公務出張等其遠近輕重に應じて公
 平に調査分賦するを以て其第一の職務とすればなり當時大夫士卒は盡く留守居
 の統轄する所なりしを以て遠近方をして此職に當らしむ後來其權力漸く加はり
 諸令細大となく必ず一たび其手を経由するの慣例を作れり加之諸士以上犯罪の
 糺問を畢りたるものは遠近方之れを裁決し擬案を具して藩主の聽允を仰ぐ等頗
 ぶる重要な地位を占めたり國元留守居の權力衰へてより遠近方は遂に國元留守
 居の所轄を離れて當職に屬するに至れり

所帶方 寬文十年置く所にして是れより先き金穀出納の事は藏元兩人役の主と

して掌る所なりしも此に至て別に此職を設けて専任とす
裏判役以下所帯方に至るまでを總稱して國相府の用方と曰ひ當職の下に在りて
執務するものとす

町奉行、郡奉行、寺社奉行、代官等民政に關する諸職は之れを民政の章下に讓
る

上勘奉行 藩國の總歲計を統計して當職に上申するものなり事務閑散なるを以
て多く功勞の老臣を以て之れに任ず又上々勘算用聞とも稱す

大坂頭人 又大坂都合人とも稱す大坂の藩邸を統轄し大坂の富豪を引接し金穀
運轉の事を協商す船頭數人手舸子數人其下に隸す班は郡奉行と同じ頭人の下に
檢使あり此他京都の藩邸には留守居役を置き長崎には長崎聞役及び長崎屋代を
置く

藏元檢使 藏元役の所管に屬する吳服方、濃物方、受銀方、拂銀方、用紙方、勘
文方等の諸局に日々輪番に出勤して金穀物品等の出納を檢閱するの職なり其定

員十人なるを以て又十人檢使の稱あり大組小祿二百石以下の士之れに就職す是れよ

り進で財務の要職に上るを得べし 檢閱の法は頗ふる慎重にして七つ印捺印の法あり七所に捺印して以て證とするを謂ふなり

此他作事檢使、明倫館檢使、鈔座檢使、撫育檢使、直買所檢使、寶藏方檢使、
武具檢使、旅役方檢使等あり

當役副役 國相府の副職に均し元祿十三年始めて置く所なり

裏判役 行相府にも往時此職ありしも享保元年之れを廢止せり

用談役 當役の諮問に應じ且つ之れを輔佐するの職なり故に政務に明にして地
位あり衆望あるの士を擢で、之れに任じ以て之れを優遇し表番頭列の格とす但
し躬ら執務するの責あらず唯、當役より手元役右筆役の文書に連署の命あるに
於て始めて之れに連署するのみ享保十三年始めて之を置き翌年に至りて之れ
を廢す其後天保十一年村田清風を以て之れに任せしより爾來綿々絶えず以て維
新後藩制改正の時に至る

手元役 明曆三年國相府の始めて手元役を置きしより後五十年寶永五年八月行

相府亦此職を置く其後一旦中絶せしも享保八年再び之れを置く其職掌は當役の下に屬し其事務を攝理するに在りて後ち威權漸く強大となれり其沿革は國相府手元役に同じ

用所役 行相府要する所の經費即ち金穀出納の計算及び之れが運用の事務を掌るの職にして承應元年正月始めて置く所なり而して此の職務は矢倉方の專任なりしも此に至て相協議して事を處理せしむ

右筆 定詰御右筆と稱す又江戸方右筆役と曰ふ慶長四年始めて置く所なり其職務に在るを以て政務方とも稱す文久三年政務座役と改稱し後ち舊に復す是れより先き機密文書應酬の任は直書役の職務たりしも此に至て直書役には單に儀式典禮に關することのみを掌らしめ政務に關する任免の辭令往復の簡牘の如きは一に右筆の掌る所とし而して記録所役を以て之れを管轄せしめ以て藩主の直轄とし職員中練達なるものを選びて行相府に屬せしむ當役の權勢強大なる時に及びて遂に君命を出納し諸役員の黜陟諸士以上の賞罰を判斷擬議するの重職

となれり

用談役以下を行相府の常員とす

矢倉頭人 江戸邸の金穀出納土木物品購入等を掌るものにして創置の年代未だ詳ならざるも蓋し正保年間に在り其名稱は當初藩邸の矢倉を以て其事務所と爲せしに翔まると云ふ此職又古は矢倉方とも稱す

江戸方大檢使及び江戸用方檢使 矢倉方管轄する所の金穀物品の出納を檢閲するものなり其任粗藏元檢使と同じく設置の初は大組小身二百石以下の士及び遠近付士をも混任したるも其後遠近付士の勤務するを用方檢使と稱し大組士手廻組士より勤務するを大檢使と稱す而して其管する所は各異れり

勘定方

大檢使 仲取方

作事方

吳服方

濃物方

米方

銀子方

用方檢使

此等諸局を總轄するものを矢倉頭人とす頭人の職務にして小なるものは時に大

檢使をして之れを處分せしむることあり

勤方 朝廷幕府並に一族に對しての慶弔問遺等に要する諸物品等は悉く此職の掌る所にして格は大檢使に次ぐ

裏老 奥向即ち後閣の家老職にして老練高祿の人を以て之れに任じ奥番頭の次班に列す其下に取次役あり

目付役 國法の行否を視察し民人の正邪を探聞するを職とす寛永年間始めて置く所なり近世其員十人あり稱して十人目付と曰ひ各、出で、一事務を分擔す例へば公事掛明倫館掛赤間關掛の如し此職の下に徒士目付下横目あり

行相府國相府以外に軍政の諸職數級あり左の如し

大組頭 八組頭とも稱す各組の長にして軍士を統領するものなるを以て老練にして才幹あるものを擇で之れに任ず故に首頭驅引とも稱す當初執政家老に次で權勢重かりしも後ち威力漸く衰ふ大組頭の下に番頭あり其權力の消長略、大組頭に均し

手廻物頭 麾下に屬する足輕六組即ち手廻足輕を統轄するものにして五百石以上の馬廻士を以て之れに任ず所謂足輕大將なり毎に藩主に追隨す

表番頭 組頭に適任者を缺き又は一組を分て數組となすときは之れに長として統轄の任に當るものなり馬廻士の輪次牙城を守衛するときは表番頭之れが統轄をなす五百石以上の馬廻士の任ずる職なり

旗奉行 軍旗護衛の職にして三百石以上の士の就任する所なり

槍奉行 長柄の足輕約百人を統轄するものにして番頭若くは記録所役等の兼任する所とす

使番役 往昔軍陣の間君命を將士に傳へ若しくは敵軍に使し辭令を致すの職あり之れを母衣役と曰ふ寛永の際二十人を以て一組をなせり後ち軍功ある老臣漸次凋謝するを以て使番役數人を置き主として藩主の使命を傳へ又他藩と交渉往復の職務を掌らしむ正保四年母衣使番組頭を置く其後慶安四年母衣役を罷め使番を置けり

先手物頭 弓足輕五組鐵砲足輕二十組之れを先手足輕と稱し其各組の長を物頭と曰ふ所謂足輕大將なり物頭の上に大頭を置き之れを統轄せしむ表番頭目付役使番役先手物頭を總稱して表役人と曰ふ

國相行相の二府に屬せずして別に獨立して藩主に直隸し行政機關の一部を組織するもの少からず職名の下に次第に之れを解説せん

總奉行 大事あるとき臨時に置く所にして家老八家の中より之れに任せらる例へば北浦手當總奉行相州警衛總奉行の如し其職寧ろ武事に關するを多しとす總奉行は國元留守居當職當役と交渉照會して事を處するも其管理を受けず

手廻頭 藩主麾下の諸役、記録所役、奥番頭、小姓、書院小姓以下の諸士を統理する職を謂ふ寛永の末始めて此名稱見ゆ寄組千石以上の就任する重職にして其初や權勢大なりしも殿中樞要の事務總て奥番頭に移りてより以來僅に禮法儀式の事を執るのみ 手廻士即ち手廻組と稱するものは八組の如く世襲の一階級をなせるものには非ず馬廻士以下より擇で之れに任ず故に其各人世襲の家格は區々なり其總數は大組一組より多し

記録所役 記録所出頭と曰ふ文久三年前後には出頭人とも呼べり他藩に謂ふ所の用人なり殿中記録所の事務を統轄し格式を調査し記録を整頓し禮法儀式一切の事を掌るの榮職たり而して表役人即ち表番頭、目付、使番等は皆其指揮を仰ぐ藩初には家老と相並で權勢一時に高かりしも其後國相行相の二府威權を有してより僅に殿中典禮の事に任ずるのみ記録所役は寄組千石以下又は馬廻士を以て之れに任ず馬廻士に在りては之れを以て其最高の職任とす實際馬廻士を以て任ずるを多しとす

奥番頭 藩主最も親近する所にして小姓諸職より累進して任せらるゝものなり殿中の諸事一切其統轄する所にして手廻頭の權力總て此に移れり

直目付 國相行相の二府大に權勢を得てより下情の上達せざらんことを恐れ此職を設けて行國兩相府の外に立ち以て政治の得失を視察せしむ其職重要なりと雖ども自ら裁判するの權を有せず常職の外に於て一事の任を受くれば一に家老の指揮を仰ぐものとす而して目付役 即ち表目付 が國政の臧否を視察するに反して直

目付は君命の徹否及び諸職の勤怠を視察す又家老重大の命令を發し或は重職を任免するときは必ず兩目付列席し一面には其君命に違はざるを復命し一面には國制に反せざるを檢視す貞享三年始めて此職を置く當時は稱して見聞御用役又は御内證御目代と曰へり此職に任ぜらるれば或は奥番頭を兼任し或は其格に置かる是れ君側出入の便を謀るに出づ蓋し藩主の座右に出入することを得るは獨り奥番頭若くは奥番頭格の者に限ればなり直目付の下に直目付手子數人あり藏元小身士を以て之れに任ず又打廻り中間數人あり

撫育方 英雲公重就の時寶曆年間撫育資本を設け撫育方を置く撫育局の金穀は全く特別の會計にして所謂別途の部に屬し國相府行相府と雖ども干與することを得ず其出納等の命令は藩主の躬親らする所なり後世撫育局の長官を稱して撫育方頭人と曰ふ多く奥番頭格を有するもの之れに任ず撫育用掛は直目付之れを兼ね又撫育方檢使あり大檢使より轉ずるものとす

教育事務は弘化二年教育事業の大擴張を爲し兩相府の外に別に一府を設け益田

元宣刑部を擧げ明倫館大都合役又の名明倫館總奉行とし文武を奨勵す其後嘉永二年此職を廢し事務を分て兩相府に分擔せしむ兩相府の屬員を以て其用掛となし別に明倫館頭人明倫館檢使等ありて各、其職務に従事せり

天保以後江戸に有備館ありて江戸在府の藩士の子弟を教育せり番頭以上のもの之れが長たり

職の高卑に隨て任免の辭令各、異なり大組頭以上は藩士の躬親らする所にして之れを御直申渡と曰ふ其以下の重職は藩主の旨を傳達して當役之れを任免す以下遠近付の士に至るまでは亦皆藩主の旨を奉じて之れが辭令を授く故に平役の稱あり此間に半御意役あり長崎聞役、書院小姓、直書役の如し其辭令に藩主命令の意を表するなり無給士以下は藩主の旨を奉ぜずして當職及び當役の印を以て之れを任免す

茲に一事の追記すべきものあり他なし諸士の支配所是れなり八組には各、一の自治機關類似の役所あり之れを支配所と稱す此に證人と稱する職あり組頭の推

薦に由て當職之れを命ず證人は諸士祿米收支の計算を明にし祿高及び馳走出米、前借の控除並に現収入高等を列記し帳簿を製す之れを一紙と稱す其事恰も郡村吏の春定一紙及び下札を作ると均し遠近付には遠近付支配所あり寺社組には寺社組支配所あり各、證人を置く其他之れに準ず其爲す所は略、八組支配と相同し一門及び寄組に在りては支配所と稱せずして差引方と稱す輕卒に在りては特に支配所を置かず物頭の職に在る者大頭の官衙に出勤して證人の職を執る

第六章 毛利氏の教育

山口の文華○元就隆景二公の文藻○萬治制法○我國の鄒魯○泰桓公の獎學
○明倫館○右田學校○越氏塾○英雲公の獎學○宗藩の諸學校

維新前後諸藩の事業を以て一方に著はれしもの大抵教育の素養あり其最も彰著なるもの關西にありては毛利氏とし關東の水戸徳川氏と遙に相映對せり初め大内氏の時公卿亂を避けて山口に來る者多く京洛の文華西に移るの狀あり洞春公元就其後ちを承けて而して家亦素儒業に出づ京儒高倉兵庫頭菅原某を聘して顧問に供し兵馬倥偬の間に在りと雖ども未だ嘗て文學を忽諸に付せず好みて國詩を詠じ往々絶唱あり家集に春霞集あり子孫其風を傳へて改めず三原黃門景隆は足利學校の僧白鷗を聘して筑前に學校を建て安藝宰相元輝は嘯岳鼎虎を記室とし豊浦參議元秀は別府周徹に學び文學を崇ぶこと諸藩に超えたり泰巖公綱廣の時に至りて萬治制法三十三條を作る其一に曰く

一諸士面々常に可相嗜事

右諸士は常に文を學び武をもてあそび忠孝の道を志し假初にも禮法を亂さず義理を專として公儀を敬ひ法度を守其役々に怠るべからず此法當家に於て古より定おかるゝ元就公の制定たり今以不可怠事

見るべし文武並び廢せざるは始めより毛利氏の家風なることを當時天下始めて武を偃し將軍諸侯俱に學問を獎勵す而して紀尾水三親藩の外諸侯の國の先づ文學を以て著はるゝものを加賀の前田氏會津の保科氏土佐の山内氏備前の池田氏とす當時稱して賀會備土と曰ふ此の時に方りて毛利氏西陲に僻在し加ふるに削地の後ち經營極めて難きものあり未だ此等の諸藩に超えて獨り文藝の盛を稱すること能はざりしと雖ども而も此時既に俊髻山田原欽其人の如きを生じたるに因りて之れを察するに其蘊蓄する所蓋し淺からざるものあり元祿七年青雲公吉廣封を繼ぐに至りて山縣長白侍講たり濂洛の學を以て士大夫の間に唱ふ長藩の文學始めて見るべきものあり正徳年間に至り山縣孝孺小倉尙齋等出で、盛に其

名を馳せ長藩の文學始めて天下に重し泰桓公吉の嗣ぐに及びて先君の遺緒を繼ぎ加ふるに加判役毛利廣政以下政務に參するもの大抵文學を好みしを以て享保三年始めて文武講習の學館を萩城内に造り其四年に成る孟子滕文公の章の語を取りて明倫館と稱す此時に方りて文武の家世職を以て藩に事ふる者を家業人と謂ふ其班遠近附寺社組に過ぎず其祿も亦極めて薄し故を以て士の之れを見ること僧道巫祝の如くし平士を下る一等なるが如くに見做し家業人も亦自ら其世職を耻づるの狀あり公此風を矯めんとして明倫館造立の時を機とし家業人の遠近附なる者を大番組に無給通なる者を遠近附に進むる者若干祿も亦之れに隨て増し且つ侍講小倉尙齋山縣長白に命じて蓄髮せしむ是に於て文武の世職平士の侮る所とならず藩中の少壯者競ひて學校に出入す

當時の明倫館は北を先聖の廟とし講堂は中に在り左は經籍の庫たり右は厨たり厨の西を官費諸生稱して御養諸生と謂ふ學校に寄宿せしめ食を給すの寄宿所とす當時十人を定員とす内門の外環らすに列樹を以てす之れを講武の場とす東は即ち擊劍場にして西は即ち槍を闘はすの

所たり射圃は其西傍に在り武經を講じ曲禮を習ひ天文數學を教ふるも此に於て
す射圃の南に童生の字を習ふの舎あり大門の外壯士騎を習ふの埒ありしと云へ
り其規模略想見すべきなり而して其教科は即ち左表の如し

科 程 一ヶ月間日數

儒書講釋 一二

兵書講釋 六

諸武藝 五

射藝 六

馬稽古 日數定まらず天氣を選む

文學素讀 隔日

教官には學頭あり講師あり諸武藝の師あり諸生の書を買ふ能はざる者の爲めに
は則ち書籍貸與の法あり俊秀にして貧しき者の爲には則ち官費諸生の制あり總
じて五百石を以て學館の經費に充つ蓋し侍講佐々木源六山縣孝孺等が延喜式支

那歷朝の制度及び徳川氏の昌平校等に參照して作れる所たり是に於て長藩文武
の業始めて盛運に達し久しく賀會備土の後ちに在りしもの却て美を兩都に比し
徂徠の如きは目して我國の鄒魯なりとするに至れり熊本藩亦文學を以て鎮西に名あり寶曆五年藩主細川重賢始めて

學館を建つ時習館と稱す其建設の時日明倫館に後れたりと雖とも其の人材を以て名あり是れよりは略相似たり當時關西の學校を言ふ者必ず先づ指を明倫館と時習館とに屈すと云ふ

先き正徳年間毛利廣政學舎を其邑周防の右田に建て奇傑の士瀧鶴臺を擧げて教
授となす而して三田尻の處士河野通文字義哲醫を業とすも亦私塾を開きて郷人を教育

し享保十二年死に臨み其家を擧げて官に寄附し子弟習業の所とす越氏塾是れな
り河野は越智姓なり故に此名あり此の如くにして教育一藩に洽く人材彬々として出づ後ちの長

藩教育の盛運を説く者常に享保を稱せざるはなし既にして泰平久しく國用給せ
ず士祿を減じて上用に供すること多きに至りて學問少しく衰へ士風も亦漸く優
柔に流れ漁獵遊翫に日を消する者多し寶曆安永の際英雲公重就支藩より入て國を

繼ぐに及びて深く文武の業の衰へたるを憂へ數令を發して藩士を奨勵し儒醫
數兵學の諸家をして各其門生の俊秀なる者を記して之れを左右に呈せしめ以

て不次拔擢し且つ『父母に孝行兄弟親族に睦敷行跡を慎める者』『才智勝れて貞實なる者』『學問ありて正直なる者』『強健にして武術を善くする者』の四科を設け各組をして各、其名を上らしめ以て人材を鼓舞するの道を開く是に於て學問亦中興の勢あり爾後數、納戸金撫育金等を出して明倫館の經濟を助け益、心を教育に用ふ

宗藩の學校中重要なもの三あり明倫館越氏塾及び山口の講習堂是れなり越氏塾は河野通文其家を官に寄附せしより藩政府或は之れを助け或は助けず屢、廢閣に近づきしことありと雖ども安永八年に至りて郡奉行上山某之れを再築し吉田慎庵をして塾に在りて童子を教へしめ終に擧げて督學となす繼で督學たる者脇山陽吉武江陽今津相國等あり専ら三田尻に在る藩士の子弟を教育す山口の講習堂は山口の明倫館と稱するものなり其建つや最も近時に在り始め文化年間上田讚明鳳陽と號す嘉永六年歿す年八十五山口に在りて子弟を教へしも其地學校なく且つ書籍に乏しきを慨し邑の豪農巨商と謀り終に學舎を建て聖像を安んず是れよりして自ら

學校の體を爲せり忠正公の時に及び弘化二年正月二十五日讚明の議に因て始めて講習堂と稱し藩の管轄とし萬延元年明倫館及び越氏塾に準じ文久三年公室の萩城より山口に移りし後ち明倫館と改稱し萩の明倫館と並べて共に藩學となす

第七章 毛利氏の財政 (其二)

藩初の困難○所謂六ヶ國返納○防長石高の改訂○益田牛菴○財政の困難○
泰桓公の改革○英雲公○寶曆の儉政

毛利氏の財政は藩初以來終始困難を極めたり幸にして中世の英主英雲公重就遂に非常苦辛の餘り撫育局を置き藩庫以外に一種の特別會計を設け其得る所を以て非常の時に際し藩庫を補助し終に破綻に至らざらしめしのみ今本章及び次章に於て長藩經濟の沿革を略叙し以て防長蓄銳の淵源を明にす

其の疆域九國の廣きに跨れる毛利氏百二十萬石の大封は關ヶ原の一蹉蹟後忽ち減じて防長二州二十九萬餘石の地と爲れり慶長五年兼重和泉藏田與三兵衛二州の地を檢し二十九萬八千四百八十石を得たり之を以て譜代幾萬の士卒を養ひ一家再造の根柢を定めんと欲す事固に易からず而るを況んや曩きに廣島の築城征韓の出師及び大坂伏見に置ける藩邸の營造の如き國用不貲歲計既に匱乏に瀕するの餘に於ておや幸にして二州の提封名實相同じか

らず若し仔細に之が檢地を行はゞ其得る所は大に既定石數の上に出づべきの状あるを發見したり唯此一事は天樹公及び其老臣等をして稍自ら相慰藉するところを得しめたるも未だ幾なしらずして六ヶ國返納の事起るに會せり創封前の九國中伯耆備中の二國は俱に其半なるに因り之れを一國と見做し而して防長二州を除き六國を算するに據る六ヶ國返納とは福島正則以下新に封を毛利氏六國の舊地に移すの諸侯に此年既得の六ヶ國の民租を償ふの謂なり而して事定例あるの故を以て免るべからず天正年間までは諸侯の轉封を命せられたるもの舊封の物成を収歛して他に轉じ其後ちに至る者既に收むべきの租税なく爲めに紛紜を生じたることあり其後轉封者は其一年の物成を後封者に返却するの例となれり益田元祥玄蕃頭纒に一苦計を案出して曰く今公租返納の事を以て誠に免かるべからずとせば若し防長二州をして他人の手に歸せしめば二州も亦此事あるを免れず而して二州の地殆んど三十萬石若し之れに乗ずるに七つ三分百分の七十三を以てせば應に二十二萬石弱を得べし上下擧て之れを醖集し以て六國返納の一部に充てば聊か一時を彌縫するに足らんか君にして其責に任ず臣又宜しく其責を分つべしと蓋し當時二州の物成を以て石高に比例すれば大略七つ三分に當るを以て此言ありしなり衆皆此議を賛し而して先づ防州

大島郡の地を以て藝備の福島氏に質と爲し當時三萬石の地暫く返納の猶豫を請ひ他亦法を定る所あり當時之れに處するの計畫其詳を知るべからずと雖ども蓋し困厄至難の業たりしは疑ひなし此故に士卒の俸祿の如き額を減ずる最も甚しく或は堪忍分を給して之れを祿し或は盲點を附して之れを放遣するものあるに至れり時に大照公秀概ね江戸に居り國費亦自ら多きを加ふ慶長九年菰城築造の事あり十三年龍昌夫人來歸の事あり國用益加はる夫人は越前秀康の女にして將軍秀忠養ひて子と爲し公に嫁する所なり故に其費用亦尋常娶婚の比に非ざるなり是れより先き三井元信但馬守藏田元連豐後守等命ぜられて更に防長二州の地を測りて石數を検す十五年に至りて始めて終る五十三萬九千二百八十六石七斗八升五合を得たり公乃ち其實數を以て幕府に報せんとし豫め老臣福原廣俊をして之れを閣老本多正純佐渡守に謀らしむ正純私に之れに告げて曰く提封大なれば賦役隨て多し恐らくは堪ふる能はず其聲を小にして其實を大にするの愈れるに若かず隣藩福島氏新に封に就き檢地して石數を定む未だ必らずしも詳ならず公亦之れ

に倣ひて可なりと因て公稱を三十六萬九千四百十一石三斗一升五合とし以て報ぜり時に慶長十八年なり是れより以降防長二州の提封長く之れを以て其石數と爲す然れども實數は既に五十萬石を得たるを以て國費稍補ふ所を得たりと雖ども猶ほ其多端に堪ふる能はざるなり加之徳川氏の世諸侯の最も苦みしは公役の賦謀に若くものなし築城修河造廟等の土木工事初めは現役後には代金納となる幕府の初世には殊に甚しかりし爲め毛利氏の苦む所亦極めて多し當時兵革の餘鐘鼓の音未だ全く其耳を離れず士人豪放の氣習ひて性を成す此故に會計出納の如き動もすれば俗務を以て顧みず行政の職吏時に其人を得ず積弊十年元和九年に至て遂に四千貫目の負債を生ずるに至る是に於てか財政の整理焦眉の急に迫れり國老益田元祥既に老を告げ致仕して牛庵と稱す天樹大照二公等強て之れを起しめ以て國相府當職の任に當らしむ牛庵乃ち請ひて清水景治信濃守を起して己れに副たらしめ共に整理の事に従ふ時に天樹公萩に在り大照公に代り國政を視ると雖ども年既に老て漸く劇務を厭ふ牛庵等乃ち長府侯秀元を戴き以て庶政の決を取らんと請ふ天樹公因て急

に秀元を召す秀元固辭す宍道元兼主殿死を決し往て之れに説く秀元感憤遂に起つ是に於てか牛庵等秀元を戴き庶政に従事し拮据經營十有餘年遂に四千貫目の負債を償ひ更に城中の倉庫に非常軍用の貯金を藏するに至れり之れを御納戸倉の貯藏と謂ふ是れ實に毛利氏寶藏金の起源にして後來別途の非常基金此に創まる此時牛庵が貯藏したるは銀千三百貫金子大判二百枚小判三千兩印子くさり阿州砂金四貫四百目(大判百枚)と云ふ寛永九年牛庵年愈老て職を辭するに及び宍道元兼代て其職に當り財政に黽勉す寛永十四年牛庵の子元堯越中守元兼に代る時に阿曾沼某權を江戸邸に専らにす才ありて華奢を好む江戸邸の費用益多く歲計之れが爲め漸く乏し承應二年士卒の祿平均十分の二を減す之れを承應の二分減と稱す明曆三年榎本就時遠江守の其職を襲ぐの日に當ては既に負債を生じ納戸の貯藏亦殆んど空し就時勵精牛庵の志を繼ぎ拮据經營數年を費し歲計困迫の間に於て百方苦計遂に寶藏を作り傳家の寶器を納め御納戸倉の貯金を移して之れに置き蓄殖を勉む寛文二年就時の其職を退くに當り寶藏中藏する所現金三千三百貫目に及びり延寶五年毛利就信六郎左衛門當職たり始めて銀札を作

り以て財政救濟の一助に充つ元祿年間に至り財政最も振はず遂に寶藏の貯金をして空乏に歸せしむるに至れり加ふるに江戸城石垣修築の賦役に遭ひ窮乏殆んど爲す所を知らず青雲公吉廣深く之れを患へ國司廣充式部佐世廣久主殿等をして革新の法を講ぜしめ寶永元年を以て儉政の令を布き公の交際より日常の供給に至るまで皆嚴に節約を加へ期するに三年を以てす之れを寶永の仕組と云ふ仕組とは節儉の方法及び財政整理の計畫を設くるの謂なり仕組は節儉を主とし定例の費用をも特に節約するの意なるを以て總て三年或は五年と期限を定むるを例とす仕組中は大禮を除くの外藩主外出の時の隨從者の數を減じ閣者以下實際上の贈遺を減する等の事あり因て仕組を行ふときは之れを幕府に稟告す而して仕組に聯續して種々の改革を行ひ其中永久に變更する事項もあり而して當時整理の要件として士に課するに重苛の馳走米を以てするに至れり士の祿は四物成に準據し高百石に玄米四十石を給するの制なるに其内幾分上士卒より其受くべき俸祿を減じ之れを出して公に奉ずるもの之れを御馳走出米と稱す人民の正租外時に幾分を納めて公に奉ずるもの之れを地下御馳走米と云ふ蓋し其始めは納者自ら請ひて納めしものゝ如し士卒馳走出米の例は既に正保年間に起ると雖ども其負擔に至ては未だ重ならず是に至て半知とせり半知とは祿高百石の玄米四十石を半減して二十石とするを謂ふ但し馳走出米は半知と否とに拘はらず總て祿高百石未滿の者には遞減の細則を設くる然れども寶永の仕組は未だ其功を收むるに至らず越えて一年公卒し寶永四

年泰桓公吉元長府より入て封を襲く公入るの初めに當り俗吏等倉廩の藏品を展し暗に宗藩規模の大を公に示して得色あり公亦身支藩に出で宗藩を視ること常に其實に過ぐる所あり故を以て未だ財政の實情を知らず稍、華美を事とす而して已むを得ざるの費途も亦増加し寶永五年に一たび輕減せし士卒の馳走も其六七年には再び半知とせり正徳三年に及びては彌縫の負債遂に積で銀五萬貫目を超ゆ是に於て乎公大に覺る所あり宍道就晴玄志道就保丹の二人を黜罰し更に桂廣保三郎右衛門山内廣通繼の二人を登庸し大に革新節約の法を講ぜしむ之れを正徳の仕組と云ふ就晴就保二人は政道宜しきを得ず江戸大阪に於て多額の負債を起せるは其職を盡さざる者なりとて俱に逼塞を命じ家祿を減す公時に藩地に在り二人親しく旨を承け日夜勵精畫策する所あり且つ理財に通ずる大阪頭人嵯川親賢權左衛門を萩に召還し俱に謀議に參せしむ此年三月儉政の令を發す公先づ自から率先する所なかるべからず乃ち常食の二汁五菜を減じて一汁三菜と爲し絹帛を脱して綿衣を纏ふ時恰も參勤の期に逼れり因て又大に隨從員を減ぜり封内の整理漸く成らんとするや又江戸邸在勤者の數を減じ公子諸姫の供給を削り他亦一

に節約を之れ旨とし士の馳走出米は漸次大に輕減するの方針を取れり翌年幕府諸藩の楮幣を禁ず毛利氏の財政亦爲めに一變を加ふ然れども廣通及び毛利廣政後筑堅田廣慶安房の輩愈、勵精事に任ず享保三年人民をして高一石毎に馳走二升五合を納れしむ始め士卒をして馳走米を納れしむるも之れを人民に課せず既に租税を納め又馳走を納むるの穩當を缺くを以てなり是に至り之れを課す蓋し已むを得ざるに出づ人民の馳走は獨り米税のみに附加す此年又士卒に課するに祿高百石毎に五石の旅役出米を以てす百石を超ゆるものは此出米每百石五石の比例とせしも百石以下には遞減の細則を設けたり旅役とは公役の爲め他國に赴くを謂ふ其主たるものは江戸參勤交代なり士卒は公事に勤むる爲め平常より俸祿を受くるが爲め往昔は自費なりしも士卒の之れに堪へざる爲め多くは公費とせしむ之れが爲め藩の會計は甚だ困難を感ずるが故に此出米の法を設け平常より其俸祿の一部を藩庫に入れ祇役に臨み相當の費用を給與するに充つ給與には平常より一定の法規ありて之れを整理す此出資の負擔は士卒の困難たるも役に當る者の便益たること疑なし故に上下頗ぶる之れを便とし連續して廢藩の時に至れり其負擔も一定して變ずる所なかりき此出米も亦馳走の一種に外ならず困て所謂馳走出米中には旅役出米をも包含せり士卒の馳走米は正徳の仕組以來漸次に輕減せしも四年には又每百石十八石を課し其七八年に及びては國費又更に多端爲めに復た半知となれり九年又一大仕組を設け非常の儉政を行ひ而して士卒の窮迫を憫み大に之を輕減せしも人民の馳走は反て每一石に三升

を課したり享保十五年に至り復た整理の事を行ひ更に諸事の節約を嚴にす蓋し江戸邸臨時の費途再び漸く増加し而して防長の國産たる米紙の價格累年低落を來せしに因るなり今回の整理は主として大阪及び各地の銀主に對し返償期間を緩くし且つ其息銀の率を低減するの手段に成れり然れども整理決行の結果士民亦其負擔を増加せるは蓋し已むを得ざるの事に出づるなり人民の馳走は改めて四升を納めしめ後概ね五升を以て準とし殆んど一定の賦課となれり忠正公の世に減じて三升とせり士卒の馳走は高百石毎に馳走十七石を納め百石未滿は別に低減の率を設けて之れを納めしむ而して此年幕府恰も楮幣の禁を解くに遭ひ札遣法を定めて紙幣流通の基礎を固くす廣通又頗る力を備荒貯穀の事に盡す後來に至り財政の一大問題となれる修補金穀貯蓄の事も亦廣通の創むる所なりと云ふ

後來の財政調査の記祿書中寶曆享保間の改革を稱し「根に入りたる長久の御仕組」と稱せり蓋し根本改革の謂なり其施設の深且つ大なりしや知るべきなり隨て長藩有識の故老をして「能く毛利氏の社稷を千萬世に傳ふるものは泰桓公の

施設なり」と言ふ者あるに至らしめたり享保十六年觀光公宗廣封を襲ぎ廣通

猶ほ久しく要職に在り正徳三年二月乃至享保八年十一月江戸當役享保十四年十一月乃至十年八月再び江戸當役元文三年六月乃至延享元年十一月國元當職元

文元年復た儉政を布く五年に至て銀千貫目を寶藏に納む是れより先き廣通常に深く寶藏の空乏を憂へ且つ以爲らく貯金も二三千貫目以上に達するに非ざれば非常の用に供するに足らずと因て大阪の資本家上田宗左衛門に謀り遂に其力を以て當時大阪にて負債消却等に充つべき藩費の中より銀七百貫目を省減し得て之れを萩に送還し更に百方採收する所ありて仕組に充用する資金以外に於て銀三百貫目を集め合して千貫目と爲し此年之れを寶藏に納めしなり且つ當時藩庫収入の浮物銀年々七八十貫に滿つべきの豫定あるを以て之れを以て年毎に八十貫以上を積むの定率を立て若し浮物銀にして其額に達せざることあれば他の銀を以て之れを補ひ滿たされば止まず而して此の如くして蓄積する所の寶藏銀は軍用其他國家危急の大事あるに非ざれば敢て猥りに之れを出さざるの法と爲し豫め出納の定規を作り公の黒印を請ひ以て後ちの其職を襲ぐものに遣す此に於

て乎別途の基金稍鞏固なるを得たり顧ふに毛利氏の經濟は沿革上自ら分れて本部別途の二となれり本部は即ち國政の費を辨するものにして一藩日常の經濟是れなり別途は即ち特別の資金に屬し非常の用に備ふるものにして之れを非常基金と稱して可なり此時に方り本部の經濟は遂に完全の整理を見る能はざるや明なり故に具眼の士は早く既に其弊を察し主として力を別途に盡すに至れり寶藏貯蓄の事の如き亦此意に外ならず

公の晩年本部の財政復た頓に困厄を來せり延享元年及び寶曆元年に俱に仕組の法を行ふと雖ども効績擧らず寶曆元年英雲公重入就入て宗藩の封を襲ぐや寶藏の貯金徒に帳簿の上に存して其實を見ず黒印の定規遂に亦座上の空文に屬せんとせり公深く之を憂へ二年始めて國に歸り先づ坂時存九郎右衛門長沼正勝九郎右衛門山縣昌貞市左衛門の三人を召し其言はんと欲する所を言はしむ三人乃ち竊に封事を上る之れを三老の上書と謂ふ三人は泰桓公以來藩政に従事し皆嘗て兩職の手元役たり此時年既に老て均しく退隱せり公其封事を得て深く之れを可とす然れども時猶ほ

嗣封の初めに在り時機未だ熟せず故を以て未だ英斷を行ふに至らず寶曆四年又儉政を行ひ諸役所々用の米銀を半減し士卒に四年を期として半知を課し民に馳走を課す八年に至て半知の期既に滿ち而して國用足らず是に於て乎再び大儉政を行ふ當時重臣にして公を輔翼し最も力ありしは毛利廣伴内匠梨羽廣言賴母等なり公深く馳走減免の必要を感じ嚴に其意を當局者に示し徐々其方法を講ぜしめ九年に至り大に士の馳走出米を減じ高百石に十石とす而して藩の負債にして迅速の處理を要するもの亦少からず之れが爲め已むを得ざるの一計を案出し所謂賴母子講を設け僅に八百貫目を得て其急を補足せり此の如くして一時を彌縫し漸次に整理の功を擧げんとするに際し翌寶曆十年に至り俄然幕府より公役賦課の命あり其他國用多端にして尋常儉政の能く支へ得べき所にあらず乃ち亦急に半知の制を布く顧ふに毛利氏の財政たるや大體に於て既に困難ならざるを得ざるの情勢ありて而して存せり試に其然る所以を推すに長藩の提封三十六萬石に加ふるに内檢の面積を以てせば其石數の頗る大なりしを知る

天保十二年の舊記に諸郡の總括田畠數六萬千二百

五十町一反二畝二十步此高七十一萬二千三百二十五石四升
 四合八勺と見ゆ而して三支藩及び岩國は此外なるに似たり
 然れども其中に在て三支藩及び
 岩國の分封を除し更に一門以下士卒に配與する所の俸祿を除すれば所謂藏入所
 務なるもの、米租は石高八九萬石に過ぎず今若し四つ物成として之れを算すれ
 ば平均實收三萬餘石を出でざるなり
長藩の藏入は藩初七萬石にして中世以降は十五萬石な
 りと傳ふるも此十五萬石は畠税の石貫を包含せるもの
 にて米租の石高は大概八九萬石なり天保年間の記録中始めて米高十萬石の文字を見る又三百年間所謂
 内檢の漸次増加せしに比し藏入の増加せざる理由に關しては藩初無祿にて隨從し來れる者或は一時堪
 忍料を與へし者に本祿を與へ或は新に技藝の士を祿する等大概分
 配石の増加に充てたる爲めなるべしとのこと故老の筆記に見ゆ
 之れに製紙生蠟の利益及び
 畠税雜税の類を加へ之を以て一藩日常の經濟を料理し江戸一切の費用京阪其他
 負債の銷却藩地の政費侯家の雜出まで悉く辨せざるべからず而して歲入は常に
 歲出と相償はず隨て馳走と負債とを以て之を補ふこと殆んど恒例と爲れり正徳
 享保の改革は其企畫施設する所極めて周到果斷なりしと雖ども本是れ空渴の財
 政遂に亦永久の効果を留めず英雲公襲封後に至りては再び非常困頓の危境に陥
 れり

第八章 毛利氏の財政 (其二)

大改革の必要○英雲公○撫育局の創設○英雲公の願文○英雲公の遺訓○天
 明の所帶分離○本部の困難○和姫の來歸○天保二年の騷擾○江戸藩邸の貯
 穀○天保八年の災害○忠正公の襲封

寶曆八九年中英雲公の本部財政焦眉の急を見て其整理を企畫するに當てや公先
 づ一大新政を案出し以て子孫持久の財政策を講ぜざる可からざるの必要を看破
 し寶曆八年親く坂時存九郎右衛門を召して諮詢する所あり尋で裏判役高洲就忠七平を
 して記録所役を兼ね時存と共に改革の事を調査せしめ毛利廣胖内匠をして之を統
 べしむ記録所役は藩主親近の職名にして直ちに公の旨を承るに便なり因て就忠
 をして特に此職を兼ねしむ既にして時存意見七條を記して廣胖に呈す其一に曰
 く他領借を以て一時の急を救ひ未だ收めざるの租税を以て之れが抵當とし而し
 て豫め債主に與ふるに新穀出津の證を以てす之れが爲め今明兩年の如き所謂藏

入の所務既に皆無に歸す危急と謂はざるべからず 他領借は大坂江戸の債主に依らず隣國或は藩内にて起債するを謂ふ出津地に輸出するを謂ふ 其二に曰く財政此の如きが故に今や寶藏の貯金既に空乏し山内廣通等定むる所の毎年増貯の法亦荒廢す藩國の事宜く此の如くなるべからず 其三に曰く國中の用心米 非常貯穀 亦甚だ緊要とす山内廣通特に心を此に用ふ蓋し大藩は自ら大藩の風あるべし近時巧利の輩動もすれば説を爲して曰く貯穀を沽りて金とし之を以て大坂の藩債銷却に充て貯穀に對しては借用の證券を與へ息銀を附せば藩は息銀を境外に出すの損なく貯穀は息銀を得るの益あるべしと此説斷じて用ふべからず若し凶荒享保壬子の如きあらば將さ之を奈何せんとす其四に曰く今や耕地の荒廢に歸するもの多し之れが爲めに年々追損米を給付するもの其現額三千五百石餘と爲す之れを時價に換算すれば銀百五十貫目餘に當る是れ豈空く看過すべきことならんや況んや良田をして比々荒廢に歸せしむる如きは政道其宜を得たるものと謂ふべからざるに於ておや 追損米とは田畠に損害あり而も檢見を請ふに適せず官も亦之れを便とせざるも憫諒すべき事情ある者に對し官より其不足を補給するを謂ふ後世の慣例に依れば千石以上の損害は檢見を許す追損米を給するは其以下の損害なりと

云ふ貞享の檢地より殆んど六十年寛保年間に至り地力變更し租税の負擔に堪へざるものあり甚しきは所謂亡處に至らんとするものあるも之れを改訂すれば一般の石高を減するの故を以て官特に培養肥料を給するの名義にて官より豫め一定の額を約し租税の缺損額を與ふること少からず之れを定追損米と謂ふ本文の追損米は即ち是れなり古記録に「追々田畠入狂ひ御定之物成難相備定追損米餘分被立下候ても至秋檢見願有之様相成」とあるもの即ち是れなり是に於て當時の當職山内廣通石盛改正の意ありて小野某佐野某をして諸郡を巡回して實況を視察せしめし未だ之れを執行するに至らず又十餘年を経て時存の建議 と爲りしなり 其五に曰く我宗藩に良港なし嘗て糶米の急あり之れを備後尾の道

に輸して賣らしむ福山藩主違言ありたり而して柳井馬關等は俱に支藩の封域に屬す宜く良港を創設して運輸の便を謀るべし其六に曰く歳入の歳出に稱はざるや久し加ふるに侯家内府の所費近時稍制を超えて多きに傾く蓋し時勢漸く華美に向ふの致す所にして已むを得ざるもの少からず之れに應ずるの計を爲すは歳出増加の法を講ずるに在り累世の能臣益田牛庵毛利就方 宮内 毛利就信 六郎左衛門 毛利就直 藏主 佐世廣長 主殿 毛利廣定 内匠 山内廣通 繼殿 の均しく力を新田開作に盡せるは之れが爲めなり然れども其事や難く未だ遠に行はるべからず宜しく老功の士をして専心從事する所あらしむべし其七に曰く歳出を節制して歳入を超えしめず士民の馳走の如きは宜しく重大の國役賦課に際し或は藩内に非常時變あるの時に

限り臨時賦課するの法となすべし從來の改革常に之れを以て其方針とせざるなきも實効未だ擧らず方今の財政を以てすれば此事遽に數年を期して成就し得べきに非らずと雖ども而も節約減省の手段は毫も之れを怠懈すべからざるなり唯、節約減省の事亦危急に臨み遽に之れを希ふと雖ども能く一朝一夕にして其功を奏すべきに非らず且つ數十年來の事遽に之れを變ずれば一利一害を免れざるもの亦多し宜しく硬直剛毅練達之士を待て委するに此事を以てすべきなり時存の論ずる所大要斯の如し而して耕地荒廢と隱秘とを相殺すれば得る所失ふ所より多きを豫知せるもの、如し寶曆九年公遂に時存及び羽仁正之五郎左衛門佐々木滿令五右衛門粟屋勝之六郎右衛門四人を起して新に御前仕組方と爲し大に整理の事を議せしむ御前仕組方とは特に君側にありて整理改革方法を審案するの職を謂ふなり此に於てか選に預るもの萩城獅子の廊下に一局を設け専ら討議に努む村田爲之四郎左衛門亦擢でられて其屬吏中に在り仕組方の議する所は秘密に屬せしも時存の建議を根據として審議畫策する所ありしなり此時に當り歲入既に歲出を償

はず足らざるの歲計を以て限りなきの需めに應ぜんと欲すと雖ども到底徒爲たるを免れず此に於て乎本部財源の外別に獨立の財府を設け歲計の外に立て以て大に蓄積の法を講ぜんと欲す但し租税には自ら一定の率あり其以外に向て新基本を求めざるべからず焦慮構思月日を費し遂に土地廣狹評の一法を案出せり貞享年間土地の廢狹を量り士民の地區を検し以て納税の率を定てより寶曆の當時に至るまで既に七十餘年其間一面には田畝の荒廢して收穫の古の如くならざるものあり一面には藁葉を鬪き卑濕を埋め新地を得て其利を收むる者亦甚だ少からず荒廢に對しては往々官より給穀して以て之れを追補し而して新地を廣むるもの未だ公租を納めざる者あり今須らく此積弊を更改し其租の課すべきは之れに課し免すべきは之れを免じ以て名と實とを明にし負擔の均一を期すべし是れ廣狹評を行ふの要旨なり若し精細に測量し新地を以て荒地を補はゞ新地に餘裕なきにあらざるべし此餘裕を以て新基本に供し獨立の財源を開かんと欲するもの是れ仕組方の胸算なり事稍、僥倖に近しと雖ども亦自ら成算ありて存す獅子

廊下の議漸く熟して檢地の事此に始まり布施光貞忠右衛門都野祥正正兵衛をして其任に當らしむ當時檢地の名を避けて廣狹稱と稱するものは幕府の聞を憚かるの故なり九年三月六日公將に江戸に參勤せんとし改革の業の容易ならざるを思ひ其前日を以て洞春寺に詣り洞春公の神位に謁し願文を奉じて冥助を祈り且つ自ら厚く己を責めて以て群下を率ゐる祖業を墜さざるを期するの意を誓ふ十三年公復國に在り四月參勤の期に當る會、朝鮮修信使の來聘あり長藩之れに赤間關に迎接せざるべからず因て幕府に請ひ公東上の期を延ばす舊記に據るに延享五年及び寶曆十三年兩度の朝鮮來聘使に關する長藩々庫の費合四千八百七十貫目と見ゆ時に改革方案及び檢地の事結を告ぐ果して新地の餘裕あるを見たり此に於て公將に一大革新の法を敷かんとし五月十四日當職毛利廣定内匠を召し手書の令條を授く令條は即ち改革の綱領を列記したるものなり之れに附するに施行の細則を以てす今其梗概を案するに廣狹檢地に因て得る處の六萬石餘の地は地下人民の開作と士卒一部の墾地に成り公簿の外に在るを以て官先づ之れを收め更に士卒の墾地に從事せる者には其費を辨じて猶ほ墾地十分の四を與へ人民の開作に成るものは亦其費を償ひて猶ほ勞に報る所あり又從前の田畠に

缺損若くは所謂入畝即ち尺不足ありて民の困難せるものは之れを補足し此等の平均の爲め費す所を二萬石とし剩す所四萬石の地を得たり此檢地の結果は一個人の上に在りては土地の負擔を増したるもの少からざるべきは勿論なるも地力の厚薄に應じ負擔の比例を平均ならしめ且つ四萬石の地は新に藩庫の財源を増したることは明なり而して此財源は全く藩庫從來の公租外に在るを以て本部と其經濟を異にし收入事務の如きは仍本部にて一切之れを管理し收入の後現物を撫育局に引渡すなり之れに課する所の租稅及び馳走米を以て別途の資金として之れを蓄積し特に一局を設けて之れを管理し兼て運轉増殖の事を謀らしめ公親しく其名を命じて撫育局と曰ふ其意財政の困厄を整理し士民を安じ遂に其馳走減免を期し衆庶を撫恤するに取るなり其他廣狹檢地收稅均一の爲め減減に歸すべき追損米は自ら本部の剩餘たるを以て亦移して撫育局の資に充て没祿減祿は其三分の一を收め當時罪科ありて知行を沒收せられ或は削減せられ又は嗣子なくして減祿せらるるものを稱して入石と云ふ古は子なければ其家斷絶するは徳川の定法にして諸侯皆此規定に服従し其士卒に對し均しく此法を行へり而も此法漸く弛み養子を許さるゝことゝなれるも養子は時として其世祿

を減せらるゝこともあり而して此等の没祿減祿は又他の功勞者に與ふる例なるも必ずしも悉く與ふるに非ず毛利氏が此の整理に於けるも斯の如き祿は其三分の二を有功の士卒に與へ三分の一を撫育局の資本に充つ

旅役出米の増加 士卒の旅役出米を納むるに病者幼者にして全く本役を勤むる能はざるものには其割合を倍加して賦課する所の出米額を謂ふ 御用心米入替米の貸付より生ずる収益 是れ當時一時の事なりしものゝ如し其方法の如き今之れを詳にするを得ず と共に皆撫育

局の資に投ぜり 此外海上受運上と稱し緬網に四五年の年限を定め鑑札を與へ運上を課す又鮎川運場中にも撫育局の管轄に屬し和市違銀も撫育局に納むるものあり但し二戸なりと云ふ又番組山の収入も十分一を撫育局に納る唯此二種の収入も其撫育局に屬せし年月未だ詳ならず 是れよ

り先き寶藏の貯蓄の如き別途金穀の類も本部財政の危急に臨みては常に攪拌せられ共に空乏に陥ること幾んど通弊たり故に撫育局の經濟に對しても亦本部役

員にして又口實を設け前轍を踏み以て撫育局を擾亂することなきを必ずべからず此の如きものは之れを認めて其職に堪へざるものとし若し非常支出の要あれば藩主自ら之れを命じ敢て臣下の建言を待たざるを法とせり撫育局已に成り基

礎又漸く固し此に於て乎大に増殖の事を試みんと欲し乃ち先づ米穀の販路を索め大濱 今の中今浦下ノ關 室積 熊毛郡 の三所を選び港灣を開築し以て運輸の便に

供し御馳走開作を奨勵して以て公田を増さしめ 御馳走開作とは長藩の中世より始めたることにて例へば公許を得て十町の地を開

作し其五町を官に納れ其五町を自己に下付を請ふの類を謂ふ然れども開作の業素より容易ならざるを以て衆力を合する便を得るに若かず因て此時下民の公に奉せんとする者をして各此目的に出金することを許す其資金を集めて官自ら開作するの法を立て而して出金者に對しては厚く賞與することゝ爲したり其結果として豪富の多く出金する者には苗字帶刀を許るし士分の格を與ふる例となれり其輩を指して御雇士或は御利得雇と謂ふ 又米廩を十處に置き機に應じて貧民に貸與し息を收め或は藍座

を設けて製藍の專賣を爲すの類攷々として怠らず 製藍は明和年間より政府の專賣とし撫育局の所管に屬し萩に藍座を立て

之れを製造し文政年間に山口室積の兩地に販賣の會所を設けて販賣せしむ天保二年の騷擾に際し人民の賣買手躰を自由にし萩藍座の製造も其業を縮少す爾來阿州藍の輸入多くして損得償はず因て他國藍

の輸入及び人民の手躰を禁せしことあるも行はれず天保十四年に至り遂に官業を廢止す嘉永三年再び藍座を復し他國藍普通品の輸入を禁し唯阿州上製藍玉百五拾目以上のみに限り俵別札銀三匁の運上

を課して入津を許し而して之れを藍 人選を嚴にし授受を慎み苟も信を失はざらんことを勉む未だ幾何ならず其資倍加はり倉廩充ち府庫足る遂に往々進で本部を補

救し以て其急に應ずることを得るに至れり而して又郡村に於ては廣狹檢地と同

時に頻に郡村費節減の法を講ぜしめ以て民力の休養を謀れり是れより先き明和

七年六月十四日は洞春公二百年の忌辰たるを以て其七日より十四日に至るまで

七日間の祭祀を洞春寺の祖廟に行ふ時に英雲公新政の効驗著々として顯はる士

民歡喜各物を獻じ金を納れ以て祭典の盛を助く公日に祖廟に詣し訓誡一篇を

納めて以て子孫に貽す其要に曰く家久ければ則ち怠り易し須く心を祭政の事に用ふべし洞春公の靈は子孫長く其祀を忽にすべからず凡そ神靈を輕ずるは亡家の基なり予今身命を奉じて公の神靈に誓ひ家を興すことを祈る幸にして上下和し五穀熟し二州の衆小民も亦其堵を安んじ正道に由り國政を行ひ家聲を起し家格を進め壽を以て終ることを得ば是れ公の神靈の吾を加護するなり我子孫たる者能く此意を體し殊に追遠の禮を慎むべし祖先重からざれば子孫威あらず宜く此理を思ふべし凡そ政を爲す士民罪ありと雖ども極惡に非ざる以上は刑は力めて輕きに從ふべし是れ天職に則るなり然れども亦之れを以て舊典を紊らざるを期すべし撫育の事は若し洞春公の加護に因り以て其功を大成することを得ば子孫長く其利を私すべからず撫育の經濟は特に之れを本勤より別つ是れ家の爲めにして家の爲めならず寔に國家を安ずるの一助たらんことを冀ふに出づ子孫たる者宜しく之れを思ひ公役其他重要な事あるに方りては則ち撫育の金を以て之れを助くべし此事予今洞春公の祭典に際し特に神靈に誓ひて以て子孫の戒めと

す凡そ子孫は能く之れを訓育して以て一材器の人たらしむべし是れ祖先に對する第一の孝なり顯貴の家の少幼を育する亦意を茲に注ぎ以て成長の後國用に適せしむるを思ふべし之れを菊花を愛育するに譬ふるに嚴冬より霜雪に備へ春夏に至り培養の勞を盡せば秋に至りて其花の殊に佳なるを見るべし況んや人に於てをや諸士の子孫と雖ども亦宜しく此の如くなるべし小祿の士と雖ども子孫の薰陶を婦女子に一任すべからず凡そ子孫を育するは元と是れ祖先の遺體君上の什寶を保管するに異ならず父兄にして若し忠孝の志あらば之れを導きて能く一材器の人たらしむべきは言ふを待たず故に父兄にして躬親ら放僻の行あり以て子孫の模範たること能はずんば則ち不忠の臣不孝の子たることを免れざるなり歴世の記録是れ邪正良否の鏡なり宜しく之れに鑑みるべし凡そ忠孝の志ある者豈漠然として歲月を徒費すべけんや重臣は殊に然りとす君臣合體上一和と稱するも重臣の選其宜しきを得ざれば得べからざるなり主君志あり而して重臣能く之れを助けば主君の志益々進み政善良に歸すべし凡そ人を用ふる能く廉耻禮

節の士を選び重臣を任用するには特に意を用ふべし重臣能く其職に適するは自ら其身の材器を顯はす所以なり我子孫たる者百事皆神靈に誓ひ其私を用ふべからず予が子孫に誠むる所此の如し是れ皆神に誓ひて發する所なり見て以て予が私言と爲すべからずと英雲公用意の深き見るべきなり蓋し公の意一面には藩吏をして妄りに撫育の資力に頼らしめず一面には藩國の大事に際しては藩主をして徒に吝する所なからしむるを期するに在り公の願文及び遺誠は之れを祖廟の秘寶とし世々の藩主襲封して初めて國に入るのとき一回之れを披封薰誦するを例とす今寶曆十三年より安永七年に至る十有六年の間撫育局の爲す所を見るに或は寶藏の金を補充する若干貫目 安永七年の調査に二千貫目餘とあり而して當時撫育資金は從前の寶藏金に替へたるものなれば 或は本部に代り大坂負債の急に返辨を要するも其目的に於て同物なりと謂ふも妨げなし より貯蓄する所は假りに撫育藏の名稱を以てしたるも のを償ふこと一千貫目其他本部の支辨すべき債務に對し之れを分擔するもの種々にして其額一萬二三千貫目に上れり 例へば安永七年日光修繕公役に毛利氏の費す所總計八千八百三十一貫目にして其二千貫目は撫育局より之れを補助したるの類之れなり明和三年凶年荒歲等に際し領内一に濃勢二州修河の費用中にも補助したり 其他頼母子の出金を代償し 凶年荒歲等に際し領内二郡に於て頼母子を起し

取當を爲したるものに之れを附與して其困難を救はしめ 本來本部の職掌なれども會計困難の爲めに荒廢せるを撫育局より人民に代て支拂ひたるを云ふ 武庫の兵器を修理し 萩の満願寺より修覆を加へたるなり 萩城天主臺の朽損を繕補し祈願所の廢典を再興し 明和七年祈願所にして世々祈願の典ありし 洞春公の二百年祭に際し士卒の馳走を代償し 明和七年も經費不足の爲め久く荒廢せり 新營を助成せる 江戸兩藩邸類焼に際し 新築費を辨せしなり の類一々數ふべからず 南苑に藥苑を開きしも亦此時にあり 明和二年より安永五六年の間に造る所其資金は撫育局より百貫目を下附し之れを運轉したるを重要な部分とす 其間新に開作の地を増すこと一萬三千石餘 廢藩の際には増して 救民の貯穀を集收する一萬四千四百六十石 如何なる財源に依り如何なる方法を以て集めしや詳ならず 貯藏倉庫を設くるもの十個所 吉田の下津船木の浮瀧小郡田尻の河口都濃郡の降松熊毛の淺江中熊毛の光井上ノ關の麻郷大島郡の久賀 古金銀及び札銀錢の貯蓄現穀現銀の貸與等其數亦頗ぶる多し天明二年容徳公親封を襲ぐの時に當り本部の財政微弱振はず依然困頓の境に在り當職益田某等救濟策なく屢其職を辭するも公許さず乃ち撫育資金出納の權を數年間本部に一任するに非ざれば以て其急を救ふべからざるの狀を具す公其事の先公の令條に違ひ上を脅すの嫌あるを以て益田以下數人を懲

罰すること各、差あり此一事以て撫育資金保護の嚴正を推知するに足れり
 天明年間に至て財政幾んど窮厄を極め亦策の施すべきなし此に於て乎天明四年
 江戸地方經濟分離の事あり當時行相府の費す所其額遠く國相府の費す所に過ぐ
 猶ほ且つ足らざれば國相府に向て其支出を促がす然れども財源限りあり固より
 其要求に充つる能はず是を以て兩府の間往々相容れず甚しきに至ては反目疾視
 互に其把持する所を守り頑として動かす已むなければ則ち財貨を大坂の商估に
 假り以て一時を糊塗するに至る故を以て財政年を重て益、衰ふ兩相府の財政を
 分離せしは局に當る者をして自ら覺悟する所あらしめんと欲するに在り乃ち藏
 入十四萬六千六百六十一石三斗四升を以て江戸の費に充て
所謂藏入所務の石高にして内には畠石をも含む且つ實收は田四掛畠拾
奴と知るべし 小物成を以て地方費額に充て而して兩府俱に他借を禁ず然れども
 兩府の歲入悉く之れを常費に供せば他亦餘す所なし是を以て七分を其歲計に當
 て三分を臨時に存し臨時費用の大なるもの即ち公役賦課の如きは特別の詮議に
 付せしむ而して延米口米紙蠟賣得貸家賃益帆荷銀の類曾て浮物銀として負債の

償途に充つるものは更に移して小物成の部に編入し以て國相府の費途に充てた
 り經濟分離して財政爲めに一變し士民馳走の賦課亦漸くにして加はり靖恭公の
 世に至ては士民重課に苦で愁訴交も起る此に於てか寛政十二年撫育の倉庫を一
 掃し記録に御藏拂とあり蓋し一切の貯金を一掃したりとの意ならん 五千三百二十三貫目餘を
歟或は寶藏の貯金は之れを包含せざりしか未だ其詳を知らず 得て之れを本部の費に充て士卒祿米の實收を増して三物成となす高百石に付三十石の實收入を與ふる
を謂ふ 文政年間に至て疲弊益、極り防長二州又洪水の浸す所と爲り凶年相踵ぐ之に
 加ふるに當時華奢の風海内上下に染染せるのみならず毛利氏老公藩主世子三君
 並び存し侯家の費途交、加はる而して葛飾別邸の新營あり和姫來歸の事あり徳
 川氏中世以降將軍の女を大封に嫁するもの概ね尊稱して御守殿と唱へしめ敬禮
 至らざるなく其費亦隨て夥大なり和姫の嫁するや幕府蓋し思ふ所あり御守殿に
 換ふるに御住居の稱を以てせしめたりと雖ども事實は毫も御守殿と異ならず櫻
 田邸の傍ら新に四千坪の地を賜ひ殿樓を築て此に居らしめ壯麗目を驚かす侍婢
 を養ふ五十餘人更に吏員を附し入輿婚姻より以て佳節吉辰の儀に至るまで禮の

末節と雖ども亦皆幕吏と協定し鄭重盡さざるなく贈遺の金品其數擧て數ふべからず凡そ此類の事皆財政をして益、困迫せしむるに非らざるもの無し是を以て士の祿を食むものは半知となり民の馳走を出すものは倍課となる而も國用未だ足らず是を以て富籤劇場の如き嘗て風教を害すとせし業と雖ども之れを免許し以て一時の急を補ふ降りて天保二年に及び藩民遂に負擔の苛重に堪へず無根の疑惑も亦其間に加はり兇徒嘯聚の慘狀を見るに至る世子崇廣最も時事に感ずる所あり世子誥文實に此時に成る天保七年六月藩内洪水あり幾くも無く清徳邦憲崇文三公の大故あり天保八年洪水復た至り凶歲之れに繼ぐ時恰も大鹽平八郎暴擧の事あり餘波防長に及び群民復た蜂起す新塋墓木を連ね坏土未だ乾かず而して災害交、臻る幸に撫育別途の資あり以て稍、人意を強くすと雖ども本部は則ち殆んど困厄の極に達す忠正公は實に此間に在りて其封を襲げり公の世嘉永以降内外の時勢大に變じ經費の要復た既往の比に非らず而して毛利氏が能く之を支持し以て忠誠を抽で國事に盡瘁することを得たるものは撫育貯金の援助によ

ること實に少しとせざるなり

撫育局收支の計算は會計書類散逸の爲め其詳を知るべからざるも今文久元年に嘉永三年より十年間の平均を標準とし將來の歲出入豫算を概定したる書類を得て之れを點檢するに其概要左の如し

歲 入

- 一、米貳萬五千九百九拾六石餘
- 一、銀二百五十貫二百七十八匁餘

但し現金收納には金貨を以てし或は八拾文錢を以てする豫定のものあり金は一兩を銀六拾目又八拾文錢は百文を壹匁に換算し銀單として得る所右の如し

而して米は現米の儘種々の支出あり例へば明倫館手當諸郡救助の頼母子掛米由緒ある社寺への寄附開作地村吏の給料田作不熟の爲めの檢見落米嘉永貯穀の入替缺損の補給の如し此等を控除し残り一萬六千九百四拾貳石餘と爲る此内九拾四石は醍醐寺寶積寺に毎年百匁貳石の定價即ち四貫七百目にて賣却契約に屬し其餘即ち一萬六千八百四拾八石八斗餘は年々時價糶賣に供するもの假りに之を石七拾五匁と算し此賣米二口合して

千貳百六拾八貫三百六拾五匁餘

之れに前の銀收入二百五拾四貫二百七拾八匁餘を合し銀の收入

千五百貳拾貳貫六百四拾三匁餘

となる此内より又諸種の歳出あり例へば大坂運送費特別手當靈社修補費醍醐寺寶積寺堂塔修補費
撫育局消耗品費撫育倉庫營繕費明倫館下付金満願寺祈禱料明倫館武器修繕費士卒惠與金の如し此
等を控除し残り

九百六拾貳貫五百六拾四匁餘

と爲る此内より又幕府手傳五百貳拾貳貫五百五拾壹匁五分貳厘餘内帑臨時費四百貳拾貳貫三拾三
匁七分貳厘餘を控除し全くの有餘

拾七貫九百七拾八匁餘

と爲る然れども前に糶米代價を石七拾五匁と假定せしは實は前十年間の平均には非らず十年間の
平均は實は九拾三匁七分餘にして米價は益、騰貴の勢あり然れども姑く之れを九拾貳匁と換算す
るも前の七拾五匁算に比すれば賣米の收入更に貳百八拾六貫四百三拾目餘を得べし之れに前の殘
額十七貫九百七拾八匁餘を合すれば

銀三百四貫四百九匁餘

と爲る即ち金にして

五千七拾參兩餘

を得因て之を自途として爾後毎年五千兩を寶藏に納むるの方法を定めんとするの考案なり其實行
の如何は詳ならざるも是れ文久年間の撫育經濟の大要を知るべきものたること明かなり其以前寛
政元年の豫算に年々の剩餘を四百貫目とし之を蓄積して三四年毎に貳萬兩を寶藏に納るゝの考案

を立てしことあり其他數回の豫算を見るも大同小異とす果して然れば寛政前後より以來異常の事
なき年は大抵毎年三四千兩乃至四五千兩を寶藏に納めしものゝ如し然れども是れにては寛政十二
年の藏拂寶藏貯金までを含むとすれば元治慶應前後に百萬乃至百五十萬兩を費し仍ほ百萬兩を剩
したりとのことは稍々過大なる如きも蓋し寶藏金以外の撫育局資金一切及び江戸穴藏金の殘餘等
をも總計して此額を得たる乎姑く後證を待つ

第九章 毛利氏の財政雜件

封境増大の源因○現品税金納税○米○開作○紙○蠟○大坂藩邸吏員の職責
 ○鑛山○用達○紙幣○修補金穀○貯穀○江戸穴藏の貯金

防長二州の封境は藩初以降大に其石高を増せり是れ其數回檢地の結果新に隱田を發見し或は所謂打出を得たるに因るもの尤も多しと雖ども亦幾多の方法を設け以て新田を開拓したるの効尠しとせず開拓に官業民業の二種あり而して防長の地勢陸上は山嶽多くして開鑿に便ならず之に反し海濱は斥鹵の地多くして拓殖に便なり故に開作の最も大なるものは概ね海濱の填埋に在り開作の業は藩初以來既に企畫する所にして承應以降始めて其實を示せり承應二年泰巖公廣所謂承應の二分減を行ふの時に當り財政頗る振はず士卒に與ふべきの俸祿にして之れを與ふること能はざるものあるのみならず既に與へたるものにして更に之れを減殺するあり公意甚だ平ならず乃ち歩戻開作證書を作り多く之れを此等の士

卒に與ふ歩戻開作證書とは公益に害なき以上は何れの土地を問はず自由に新田を開作するの權を與へ而して地を得るに従ひ其俸祿を増加するを約するの證券なり此證に據て藩士の自ら開作せるものを歩戻開作と謂ふ其間藩士にして空しく證券を持し爲す所なかりしもの固より少からずと雖ども又百方苦辛遂に能く其功を收め俸祿を増すもの亦甚だ多し彼の宍戸氏の如き藩初僅に五千石を食むもの近世に至て一萬石餘に上る是れ専ら歩戻開作に因て得る所なり此れに依て之れを觀れば藩士開作の夥大なる推して知るべし所謂地下の人民に對しては藩初にありては其獎勵十分ならざりしが如し萬治郡中制法に依れば士卒に對しては頗る開作を自由にせるも農民に對しては所謂本名田の耕作に支障なき者にして初めて之れを許す而して藩士と雖ども給地を得たる者は其地域缺損あるものに限り其石高を補ふの程度に限り之れを許すの意を記せり中世以降所謂御馳走の開作に及ばざるに似たり官業の開作たる其數極めて多く其規模亦民業に比すれ

ば頗る大なり其最も大なるものを擧ぐれば寛文年中の防州高泊の開作元祿年中
 の三田尻の開作安永年中の大濱鶴濱の開作今の中名田島の慶三開作等は是れなり
 撫育局創設以後に及びては藩民の力を開作に盡す者益加はる而して開作の事
 たる獨り宗藩に止らず支藩及び岩國亦皆便宜之れを行ふ就中岩國新港の開作に
 至ては其規模の大なる敢て宗藩に譲らざるなり防長の石數は實に斯の如きの企
 畫方法に依て漸く尨大の域に赴けり

往時諸藩皆現品の收納を以て租税の本則とす長藩亦略之これに同じ長藩に於て
 は慶長十四年天樹公元輝の令條を以て田租は米納とし畠税は金納とす畠税稱して
 石貫と謂ふ其他小物成及び浮役亦概ね金納とす畠税は慶長十二年の檢地より高一石に
 十二匁とし貞享三年より改めて十匁と
 せ田租は米納にして素より租税の要部を占め諸侯經濟の基礎は實に米に在り防
 長の地たる古來甚だ物産に富まず故に偶政事家の出で、殖産の奨勵を試むる
 ものありと雖ども能く成功するもの少なし獨り産米に至ては則ち其特有物産た
 り之れと相比ぶものは唯、肥後産あるのみ往時大坂市場の標準所謂長州米に非
 立米

らざれば則ち肥後米なり二者常に互に衡を其市場に争へり防長の物産之れに次
 ぐものを製紙蠟燭と爲す製紙は玖珂佐波美禰等の諸郡最も盛なり製紙の業亦防
 長を以て關西第一と稱す蠟燭は主として北部の地に産す其他魚鹽及び製藍の如き
 品類固より尠からずと雖ども其業たるや民間の經濟に於ても未だ殷富と謂ふべ
 からず隨て藩庫の經濟を助くること多からず鹽田は畠に準じ石貫を納めしむ漁人は海上
 石と稱し海面に石高を附し亦石貫を納めし
 む又浦役石と稱するあり二者とも其類は僅少なり別に鯉網に對し三年或は五年の期限を定め所謂運上
 銀を納めしめ稱して海上受運上と曰ひ之れを撫育局に納む藍座の事は前章に詳なり但し漁鹽二業は讃
 州藝州と比すべく藍は阿州に次ぐべし故に三者とも岩國には岩國縮を産するも宗藩の財政
 他の諸藩に比すれば見るべきものなきに非らず
 には關係なし宗藩財政の根柢は米と紙と蠟との三者に在るのみ製紙の業は藩費
 を以て楮苗を人民に下附し或は楮皮を他國に購ひて之れを貸與し或は紙漉飯米
 と稱し製作中の食費を官給し以て奨勵の途を開き吏人を發して之れを監督し而
 して納むる所の現品に對し適宜の價を償ふの後ち官之れを賣却して其利を藩庫
 に收む故に紙價貴ければ藩庫益ありと雖ども時として損益相償はざることも亦之
 れあるを免れず享保年間紙價低落の事あり當時の舊記中に御紙の製蠟の制亦略、製紙と相
 直段年々に劣り漉立の御仕入にも當り不申と見ゆ

同じ其製法たるや所謂板場に輸して生蠟と爲すなり板場に官設あり私設あり又生蠟を貯ふに官設の大倉庫あり蓋し紙蠟の二者は官の專賣品なり唯、其法極めて嚴密ならざりしのみ

往時大坂は我邦商業の中心にして諸侯の其物産を運轉し金融を疏通するは主として此に在り關西の諸侯に於て殊に然りと爲す長藩の如きも概ね此地に依らざるなし今其財政運轉の方法を案するに租税の米は士卒の俸祿に與ふるものと藩主の自用に供するものと賣却して金と爲すものとの三者に大別することを得べし賣却するには主として南部諸郡の米を用ひ自用及び俸祿には主として北部諸郡の米を用ふ賣却は主として大坂に於てするが故に南部の米は之れを大坂に運送せしむるもの多し大坂に運送せざるものは悉く萩に運送すべきもの、如しと雖ども是れ必ずしも然らず士卒の俸祿は米を以てすと雖ども悉く現物を要するに非らず隨て之れに與ふるに米切手を以てす米切手は概ね郡地の代官を指名し其郡に於て收受する所の米を交付せしむるものとせり士卒は概ね切手を城下の

米商に讓渡して金に換へ米商郡地に於て切手を以て米に換ふ只、城下の士卒にして食料に供する米を要する者の類のみ其必要の額を城下交付の切手を得て所謂庭付米中より收受するなり故に萩に運輸する米は必らずしも多からざるを知るべし萩城下に運輸するものを萩運送貢米と稱し或は御庭付と稱す御庭付米にして藩主の自用及び士卒の俸祿に與ふるもの、外城下の用達に賣却し藩債の償却に充つるものも亦少しとせず運送には地勢に因り陸運に因るものと海運に因るものもあり運送の費用は郡中にて產地より官倉までの間は納税者の自辨とす萬治の制に六里以下百姓自辨の文あり大坂或は萩に至るものは所謂郡配當を以て之れを支辨す即ち郡費と稱すべきものなり隨て運送費に關しては郡に因り幾分の幸不幸あるを免れざるなり紙蠟は大抵之れを大坂に運輸す紙蠟の運輸は官自ら之れを爲すこと言を俟たず紙蠟の幾分は之れを城下に剩して諸官衙其他地方の需用に應じ紙に至りては士卒の自用の爲めに之れを得んと欲するものには低價にて之れを賣下するの法あり寶曆八年の舊記に據るに是れより先き藩政府

より大坂に運輸するもの當時稱して大坂運送物といふ米四萬石紙三萬丸なりと雖ども當時に至
て紙業衰へ減じて二萬丸となり米増して六萬六千石となり生蠟の業新に起りて
三千五百丸に達す故に増減を比較すれば減ずる少にして増す大なりと記せり爾
來甚しく變遷あるを聞かず以て紙蠟運輸の大概を知るべし寶曆以來六萬石は自ら大坂輸送の定額となれり但し時としては増運送と稱し七八萬石を輸し或は十萬石を輸せしことありと云ふ大坂に在ては藩邸の吏員此三者の運送を受け
て賣却し了り其得る所を以て藩債の元利償却及び江戸費用支出の資に充つ寶曆の記録に據れば製紙の價は年千七八百貫目にして其八百貫目は藩地製紙の資本として之れを裁に送還するを例とすと云ふ三者賣却の方法に至ては未だ其
詳を知らずと雖ども米紙とも大坂邸内に於て入札法を以て之れを行ふを常例と
す米は後ち室積大濱等の倉庫に在るものを大坂にて入札羅賣するに至れり而して防長藩米の信用の大なる入札者は敢て其品質數量に疑を挾む者なかりしと云ふ蠟の賣却も亦
略、米紙と同かるべし米は毎年正月三日紙は九日に所謂倉開を行ひ發賣の式を
擧ぐ此日來會の商人に酒肴の饗を爲すの例あり紙開の饗殊に其盛を極む市人之
れを長州の紙開と稱す酒肴は固より質素なるも牛飲馬食唯、其欲する所に任す
下物は牛蒡數の子鯛等にして牛蒡は薪大のものを用ふと云ふ故に人々爛醉市中到る處醉倒者を見る市人之れを以て

所謂長州紙開の當日を知るに至ると云ふ藩債の最も大なる地も亦大坂と爲す故
に大坂藩邸吏員の職責は重且つ大なり

往古長州に銅を産し毛利氏最盛の時に方り防長石の三州盛に金銀銅を出し其經
濟を助けしこと亦文獻の徴すべきあり萩城築造の費の如き概ね一ノ坂の収益を
以て之れに充てたりと云ふ然れども近世に至りては絶て礦業の事あるを聞かず
今其沿革を考ふるに蓋し元和の初めに方り既に頗ぶる衰退の状を呈せしもの、
如し元和七年大照公秀就の三井但馬守に與ふる文章中防長鑛山の名を見る其數七
あり藏目木、根笠、青景、河原、賀野、俵、一ノ坂其文意の在る所を窺ふに當時官業なりしもの之れを民業
に移さんと欲するも應ずるもの少しと言ふに似たり唯、一ノ坂に關してのみ管
理吏員變更の事を言へり蓋し此等の諸山當時官業として収益既に薄く民業とす
るも得失相償はざる所ありしを知るに足る寛永九年益田牛庵の手記牛庵覺書に據れ
ば牛庵の元和九年出で、財政の局に當れるの時に方り一ノ坂鑛山已に収益を出
さざりしや明かなり是れより以後古記中復た官業鑛山の事を載するものなし民

業は藏目木の名寶曆年間の古記に見ゆ近世に至り現に僅に作業せしことありと云ふ能く其業を繼いで以て近世に至れるか抑、中ごろ絶えて復た起れるか未だ詳ならず

往時諸藩皆富豪の商賈を選で用達を置く用達の最も大なるものを資金を貸付する債主とす大坂は海内金穀の集中する所故に諸藩概ね債主を此に有せざるはなし藩内若くは江戸其他の各地の如き亦用達なきに非らず然れども是れ多くは特種の便宜に出で一時の小債を繙縫する等の事に過ぎず債主たる用達は財政の運轉上甚だ肝要なる故に諸藩とも平素彼を遇する頗ぶる厚く俸祿を給し士班に列し時服を與へ引見を許すの類收攬慰撫至らざる所なし長藩の用達大阪に在ては上田鴻池加島等あり江戸に在ては三谷萩に在ては熊谷小林大黒屋田村宗像等其最大なるものなり此中大黒屋は銀札兌換の事を任せられ銀座或は判座と稱せり熊谷小林宗像の三家は藩の財政を輔翼して其功顯著なるの故を以て大坂用達並の格を與へられ鴻池加島同等の待遇を受くること世を累ね此三家は所帶方の直

轄たり其餘の用達は町奉行の管轄に屬す大坂用達並の格を與へられたるより起れる一奇談は此三家が藩主に見參の事あるに當りては萩地不案内の名義を以て政府より士人を其家に遣り之れを嚮導して登城するに在り蓋し故さらに口實を設けて優遇の意を示すなり石州銀山の富豪堀氏の如き毛利氏と舊故あるを以て亦用達の一人たり

往時各藩概ね皆紙幣を發して財政の運轉を助く或は金札として金を代表し或は銀札として銀を代表し或は銅札米札として以て銅米を代表す其制固より相同じからず信用も亦甚だ差あり紙幣發行の權宜しく之れを幕府に一括して可なるが如し而も勢ひ此に至らず各藩互に發行權を専らにせり然れども延寶以前は未だ多く其發行を見ず其之れあるもの亦幕府に諮る所なく竊に發行して以て藩内に頒つ正徳四年幕府令を發して之を禁ぜり時に諸藩紙幣を回收すること能はず徳川家門の諸侯に於て最も多し享保十五年幕府更に令して従前既に發行せるものに限り其繼續の事を許す後禁令漸く弛み終に各藩紙幣の制あらざるなきに至れ

り長藩も亦毛利就信六郎左衛門 當職たるの時に於て銀を代表するの紙幣を發し之を

札銀と稱す實に延寶五年なり 是より先き延寶三年就信當職となり札銀發行の考案を起し下僚

の事情を探るに越前諸家概皆紙幣を發行せり而して當時毛利氏は越前家と特に親密なりしを以て井上

をして川越松江明石等の諸藩に就き紙幣の制を問はしむ諸藩皆幕府に稟せずして之れを發せしことを

告ぐ此に於て長藩亦之れに倣ひ五年 其額一萬貫目を以て限りとす而して是れ全く不換

紙幣なるのみならず恰も幕府の禁令に遭遇し價格日に下り忽ちにして倍重とな

り二枚を以て一枚の額亦忽ちにして十倍重となり終に通用せざるに至れり士民爲め

に損害を蒙り政府亦信用を失ひて止む享保十五年幕府弛禁の令を發するや長藩

更に札遣仕法を發布し札銀を分ちて二分三分四分五分一匁二匁三匁四匁五匁十

匁の十種となし錢は一分九厘以下を限り而して前年の過失を挽回せんと欲し金

銀は全く其通用を禁じ萩城下に二三個處諸郡に七個處の札座を置き正銀を以て

札銀を買はんとするものには之れを賣り他國に旅行し又は他國に物品の代價を

送らんとするが如き必要あるもの、爲めには特に正銀を賣る 正銀を以て札銀を買ふ

には札銀百匁を以て正銀百目に換ふ 士卒に對しては別に貸札と稱し百石に五百目の

札銀を貸與し十年賦を以て祿米の中に就て之れを償却せしめ敢て息を徴せず然

れども人既に彼の倍重の弊に懲り未だ弊に之れを信せず此に於てか藩自らする

の利ならざるを覺り明年に至て萩の富商十人を選て札座を管せしめ以て民心を

繋ぎ更に所帶方使用及び士卒貸付の札銀三千三百五十貫目に對し一萬五千石の

引當米を置き年三百三十五貫目に相當するの米石を札座に交付し十年を以て悉

く消札と爲すの制を設く又別に札銀千五百貫目を札座に備へ之れを以て一般

の要めに應ぜり是れより先き發行の札銀總額六千三百餘貫目に上れり此時其千

八百餘貫目を燒棄す此の如くして發行の法稍 整備に赴くも未だ信用を博する

に至らず流通時に意の如くならざることあり其流通期限の如き始め之れを定め

て二十五年とせしも期滿つる毎に之れを延期し遂に永遠の制となれり兌換の法

を整へしより兌換は時價に依るの制とせしに拘はらず信用漸く其間に發達し後

ち遂に内海諸港及び大坂の商賈間に於て尙ほ其流用を見るに至れり 之れを故者に

實験に據れば長藩紙幣の發行額二百五十萬兩にして其幾分は常に藩外に在り毎年の兌換 且つ四境

額は八千兩にて事足れり又維新前多事の際に増發せし紙幣額は五十萬兩なりしと云ふ

兵を構ふるの時に當るも戦勝ちて其地に入れば藩札の流通すること内外亭も其價格を異にせざりしと云ふ 維新前藩札は金一兩普通の對價七十五匁にして時に多少の高低ありしと云ふ 兌換には善く意を用ひ信用を墜さざらんことを力め假令準備金の缺乏あるも能く虚勢を張り四境戦の際の如き一方には頻々兌換を行ひ一方には多額の増發を爲せしもの、如し兌換の事務は萩の大黒屋之れを擔任し店頭に札見手代ありて眞贋を檢す兌換には毎月數回一定の期日あり人民の兌換を欲するものは豫め願書を出し其需要の理由を述べ期日に至り政府より檢使及び屬官大黒屋に至り願書を並べ札見手代二三名之れに參加し兌換を行ふ贖札あれば之れを切斷す兌換は必らずしも出願の額を悉皆行ふにあらず官の便宜により或は數百兩或は數千兩之れを行ひ且金を以てすると銀を以てすると亦官の便宜とす兌換の金銀は出願者の協議を以て之れを分配す兌換の金は期日毎に檢使之れを政府中の銀子方より齎らし來るなり兌換の價格は後世に至りては札の時價を標準とし而して一兩に付前日の兩替相場より札三分下げとす例へば前日の札相場一兩に對し七十五匁なれば七十四匁七分に對し一兩を與ふるなり札の時價は萩市中に所謂兩替屋三十戸許あり頭取ありて之を總轄し各戸の代表者日々集會して札賣買の相場を定むること米相場と略相似たり兩替屋の兩替は時價の外一兩に手数料五文を收むの例へば大黒屋は所謂札包を爲す札包は札の種類により數種あり五百目包を多しとす金銀も亦之れを包み之れに捺印す大黒屋にて他人の爲め包を爲すには包毎に瑣少の包賃を收む蓋し大黒屋包は封の儘流通するが故に大に手數の減少あり因て此事あるなり○兩替屋は文化八年に始まる以前の兌換法は少しく異なり兩替營業は官の免許を受くる者に限り自然所謂株と爲り新に兩替屋と爲らんとする者は舊營業者の株を讓受くるの慣例なりしと云ふ

往時長藩修補金穀の設けあり修補とは豫算の不足或は豫算外の支出を生じたる

とき之れを填補するの謂にして之れが財源に備ふるものを修補金穀と稱す此制蓋し寛永年間山内廣通殿の創むる所と云ふ當時其財源に充てたるもの詳ならずと雖ども舊記に據るに或は諸官衙の不用小物品の賣却金を集めて之れを別途に保存し或は又此他雜收入とも稱すべきもの若くは小支出の不用に屬するもの等を收集して之れを引除銀と稱し均しく之れを別途に保存せるを見る 例へば入石三分一是れは後 中には撫育資本に移せしもの病者幼者出米の増加是れも後ちに撫育資本に移せしもの又例へば輕卒の旅役に赴く者任所にて扶持米を與ふるを以て藩地に於て與ふべき扶持米の不用と爲りたる者の類なり斯の如き別途資金の類は當初の記録に據れば或は士卒馳走の輕減を謀り或は寶藏貯金増加の目的をも有せしこと間、散見する所なり此れに由て之れを觀れば修補金の元資は蓋し其初め此等の財源を充用せしものならん後ち此元資を適宜に運轉し以て其増殖を謀り已むを得ざるの費途に供するに至れり是れより諸官衙亦漸次其法を模倣し引て郡町村に及び士卒の各支配所に置米置銀あり郡に郡修補金穀あり町村に町村修補金穀あり之れが爲めに特別資金の小經濟到る處に行はれ後此資金を増殖するに急なるや特に關係者或は人民に特別の賦課を命じ

又數、低利の金を他に借り之れを運轉して其中間の利を收む而して各官衙に於ては此等の事務の煩雜を極むるに隨ひ古來の定員以外に夥多の屬吏等を使用し經費は益、増加せざるを得ざるに至れり顧みて士民の如何を察すれば借入の容易なるを見るや猥りに過借して其償却に苦み一家を蕩盡する者陸續踵を接するに至る玉石混淆し利害相交はり遂に害多くして利少きに畢れり是に於て乎當初山内廣通が公明親切の心を以て施設せしもの反て累を後昆に貽すの具となり忠正公の世に及びては弊政改革中の一大問題たるに至れり

往時長藩貯穀頗る多し遡て其起原を攷るに天樹公黑印書中に防衛として防長に五千石可引當事と見ゆ而も藩初勿々の際未だ實地に何等の施設ありしやを詳にせず益田牛庵執政の時に方り貯穀の設けありしも亦未だ其詳を知るべからず降て山内縫殿執政の時に至り大に力を此に用ひしを見る當時此貯穀を稱して御用心米と謂へり蓋し凶荒不時の要めに備へたるものなり當時の舊記に御用心米入替に充萬石を徵收する方法を設け既に集る所八千六百七十石餘に及ぶ又新に貯穀倉庫を十二個所に建設せりとのこと見ゆ其徵收の法の如き今詳にすべか

らずと雖ども一旦徵收する所は年々順次其幾分を民に貸與し秋に至て新穀を入れしめたるもの、如し此入替米貸付より生ずる收利は後に之れを撫育資金に入る撫育局創立の際坂時存建議中用心米の事を論ぜるは即ち此貯穀を指せるなり此他寛政御手當圍米と稱するあり寛政年間幕命に因り設くる所なり或は異船手當圍米と稱するあり或は凶年手當圍米と稱するあり文政年間設くる所なり或は五合出米圍米と稱するあり文化年中嘗て石別五升の馳走米中五合を割き貯蓄する所なり一合圍と稱するは石別一合を徵して貯へしものにして嘉永年間に設くる所なり入替米御圍あり新入替米あり此他猶ほ數種あり其名異なるものは其實亦同じからず凶荒軍事々變の不時に備ふるものなり其起原及び收納の法たる今悉く詳にすべからずと雖も異船手當圍米は専ら軍用に備へ荒年手當圍米は凶年饑歲に備ふるが如く概ね其名稱に依て之れを知るを得べし別に社倉の設けあり天保十三年設くる所なり此等の貯穀たる間、正租中より分置するものあるべしと雖ども多く人民より臨時徵收せるもの、如し故に官有に屬するものあり官民有の分界明白ならざるものあり貯

穀は各地の倉庫に貯へ年毎に代官之れを檢閲し且つ藩主亦目付役をして之れを檢せしむ五年七年必らず一回す皆本部監督の下に在り此他撫育局所屬貯藏の倉庫十箇所あり之れを御撫育倉と稱す始め貯穀は概ね米圍なりしも忠正公の時に及び天保年間村田清風粉圍の法を幕士柴田某に學び得て其法を獎勵せしが爲め凡そ十分七は粉圍となりしかば爾來貯穀の入替著しく其數を減じたりと云ふ防長貯穀の法其間或は可否得失の論すべきものあらん而も後世藩土多事の日に當り能く非常に備へて人意を強くするの功ありしや知るべきなり貯穀は年々増貯するを法とするあり或は然らざるものあり一旦事變に遭遇して支出すれば自ら減少若くは皆無に歸することあるべきは自然の理なり故に古來設くる所消滅に歸したるもあるべし現に民政通曉の故老に就き之れを質すも所謂御用心米の如きは近世嘗て其名をも聞かずと云へり蓋し近世は既に皆無に歸せしならん安政四年の古記録に據れば當時政府の管轄に屬する貯穀は寛政圍九千二百三十五石二斗七升五合天保十二年圍一萬百五十八石八斗二合五勺異船手當圍五百石凶年圍二萬石撫育圍二萬石合計五萬九千八百九十四石餘なりしと云ふ但し是れは大抵粉圍に似たり廢藩の際官有と見るべき圍粉を藩主より人民に賜與せしもの五萬石なりしと云ふ

茲に江戸麻布穴藏貯藏金の事を附記す麻布龍土町藩邸一土藏の床下石登あり其中に一個の木製櫃あり構造極めて堅牢櫃中更に一銅製函を置き盛るに古金數種

を以てす近世檢算する所に據れば古金六萬兩及び天保嘉永安政間の新金一萬七八千兩と云ふ其創置の年代詳にすべからずと雖ども古金中享保元文文政金多きを以て之れを推せば元和以降の創設に成るや明なり此藏金たる藩地寶藏金と其性質を同くすと雖ども監護は更に嚴にして國家急ありと雖ども未だ嘗て之れを發かず七年一回其有無を檢し慎重秘密四五吏員の外絶て之れを知らしめず其蓄積の法たる侯家獻酬贈遺の剩餘其他零碎物件の廢棄に歸すべきものを金に換へ積で以て此に達せるなり

第十章 毛利氏の兵備 (其二) 陸軍

緒論○大江氏の兵學○先師語傳○兵器の沿革○郡司家の鑄張術○元和以降の軍制○長崎手當○城下手當○北浦手當

維新以前諸藩の兵備は陸軍と雖ども其規模其の編制其訓練より其武器の装置に至るまで一として麤雜ならざる無し況んや海軍に於てをや然りと雖ども足利の末造及び織豊二氏の世に在りては英雄割據互に其衡を争ふ其間作戰用兵各家各々其術を極め粲然として觀るべきもの尠しとせず毛利氏の如き殊に然りとす始め大江氏世々文學を以て名あり旁ら兵書に通ず當時未だ兵學武藝を兼ね修め以て専門とする者あらず故に將士出て軍旅に従ふ者皆就て先づ其教を承く史に稱す大江維時張子房の兵書を得て之を六孫王經基に授け大江匡房に至り亦之を源義家に授くと其事未だ其詳を知るべからずと雖ども匡房の兵書と稱するもの世の兵學家往々之を秘藏する者あり書中往々奇警の語を見る傳來あるもの、如し

廣元に至り源賴朝の帷幄に參して大に功あり然れども身未だ嘗て兵馬馳逐の任に當らず其畫策する所は寧ろ大局に涉り形勢を制するの謀にして未だ以て兵機軍略と謂ふべからず其子季光始めて純然たる武人と爲る爾來奕世出ては軍旅に従ひ入ては武事を修し頻りに心を作戦に用ふ而して家猶微にして顯れず洞春公元就に至りて遽に一大生面を開き兵強く國大に幾んど一世を震盪せり

小早川隆景嘗て自ら軍國の日乗を記し父兄の遺訓を筆するもの少からず而も其死するの日家人に遺言して悉く之を焼しむ毛利氏の兵術隨て其詳を知るべからず然れども當時元就元春隆景の三公等に從て久しく干戈の間に役々せし者稍自得する所を以て後に傳ふるもの亦尠からず後人蒐めて一書と爲し名けて先師語傳と曰ふ書中載する所、治兵、用間、出師、行軍、戰鬪、駐營、築城、軍規、軍令等の要を記す毛利氏の兵を談ずるに於て頗る信を取るに足る其將に師を出さんとするや先づ軍神を祭りて願文を納め尋て諸將をして神前に誓はしめ示すに軍令を以てし而して後ち進發せしむ其行軍序列は物見武者二騎足輕五人之に添ふ是を

先頭とす今の所謂搜兵なり次に鐵砲物頭二騎、足輕二組之に添ふ(一組を百名とす以下同じ)次に幟物頭二騎旗指二組之に添ふ次に鐵砲物頭三騎足輕二組之に添ふ次に弓物頭一騎足輕一組之に添ふ次に騎馬武者一組(一組は二十五騎乃至三十騎)之を先鋒の一團とす今の所謂前衛隊なり、次に鐵砲隊、次に弓隊、次に長柄隊、次に馬印、次に金鼓、次に持鎧、次に從者、次に總大將、次に乘馬(總大將乘馬)次に乘掛諸役人(文史參謀會計馬醫陣僧諸員)次に小荷駄、次に歩荷、次に工具人夫、次に治工人夫、之を中堅の一團とす今の所謂本隊なり次に後拂、次に長柄隊、次に弓隊、次に鐵砲隊、之を後殿の一團とす今の所謂後衛隊なり、途上の縦隊は二列を例とし道狭小なれば一列とす當時の戦闘準備隊形は之を先中後の三陣に分ち更に一陣を分ちて前驅請鎗左横鎗右横鎗後驅の五隊とす其數を五にするものは五行の數に象ると云ふ凡そ兵は一たび之を動かせば輜重の運搬、軍費の供給其事實に容易ならず民の之れが爲めに困厄すると亦極めて多し是故に毛利氏の其境を守り若くは比隣の敵と争ふには全軍の定員を六萬とし出師程遠ければ則ち其一半を減じ三萬を以て事に從ふ隨て各部隊

の人員に變更なきを得ざるなり毛利氏の兵を行るや所謂前驅は最先の輕兵にして其任は率先敵と相近づき遠戰所謂遠攻合を開始し敵の衆寡動靜を察し機に應じて軽く退くに在り是を以て前驅は多く弓手銃手を以て之に充つ請鎗は前驅の後勁なり其任は敵軍突進我に薄るに及び前驅を收容し自ら之に代り敵と相當るに在り故に請鎗は特令あるに非らざれば退却するを許さず必らずや殊死敢戦して後方諸部隊の來て戦線上に加はるの準備時間を作らざるべからず是を以て請鎗は最も精銳の士を要す左右横鎗は先陣の兩翼にして其任は我が左右兩側を防禦し機に乗じて攻勢に變じ敵の兩翼を衝くに在り然れども遠距離の迂回運動は此隊の任にあらず後驅は先陣中の豫備隊なり其任は時機を察して前方の戦線上に進み敵と相當り中陣をして其攻撃點を選定し其運動を爲すの時間を得しむるに在り中陣は即ち大將の麾下にして全軍の精銳此に在り或は之を擧げて先陣と俱に戦線上に加はり或は攻撃點を他に選び其方向に前進し或は敵已に敗るれば直前進撃する等一に先陣の戦況に因る後陣は則ち先中二陣の戦況に應じて臨機の任

に當らしむ只夫れ此の如き作戰術ありと雖ども時勢大に變じ大小銃砲乃至蒸氣巨艦を以て攻戰用具となすの世に至りては則ち復た多く其利を見ず況んや其事既に尋常兵學者の手に因りて書上の空論と爲り趙括の兵法と一般なるに至れるに於てをや忠正公の世に及び殊に心を兵制改革に勞したるもの之れが爲めなり試に往時用ふる所の兵器の類を列記すれば攻具は即ち石火矢、鐵砲、弓箭、長柄刀劍の五種にして防具は即ち楯、竹束、甲冑の類なり而して其所謂銃砲も其製極めて粗にして命中も確ならず而も敵を百歩の外に殪すの功に至りては弓箭に優ること論なし故に火器を備ふること愈々多ければ其兵愈々銳なるの實は當時に於ても既に名將の認むる所たり當時の小銃は所謂火索打なること無論なれば雨中の用を爲さず故に弓箭は遠戰の豫備及び近戰の具として之を除くべからず行軍序列中鐵砲足輕に次ぐに弓足輕を以てせるは之が爲めなり接戰の兵器は刀鎗の類にして騎馬武者の吶喊馳突は接戰最後の時期に在り故に常に各隊の背後に位置す火器の毛利氏に傳はれるは嚴島の役三島海賊始めて毛利氏に歸服せし時

にあり洞春公の臣に郡司信久あり所謂鑄張の職に當る其子信安鑄張の技父に優る父子相繼ぎ大砲數十門を造る子孫世々其業を襲ぐ後分れて五家となると云ふ意ふに火器の術は士人の修むべき餘技として必らずしも輕蔑せられたるにはあらず毛利家に在りても豊浦參議秀元は嘗て此技を稻富某に學び之を井原加賀に傳へしことあり久留米侍從秀包は征韓の役に自ら雨夜の手拍子銃名銃を以て敵を殪せしことあるが如き以て之を見るべし然り而して均しく飛射物にして弓箭に在りては之を視ること刀鎗に異ならず甚しきは武人の家を稱して弓馬の家と謂ひ良將を贊するに弓取の稱を以てせり然れども概して之を言へば火器は凡そ士人たるもの之を以て隊伍の正装として軍に従ふを耻ぢ僅に之を足輕の所用とし鐵砲隊は即ち足輕組の専門なりとするに至れり是れ後來最も諸藩の兵制改革に障礙し銃隊の編制に困難を感ぜしめたる所以にして毛利氏と雖ども亦之を免れざりしなり

武夫養成の法に至りても亦由來する所あり源平以後武人漸く威柄を弄するに至

れりと雖ども應仁以前に在りては地頭城主の家臣たるもの猶半兵半農の間に居り事あれば出で、戎馬を事とし事なければ入て稼穡を務む古制と甚だ異ならず足利氏の末に至り群雄割據して將軍之を制する能はず七道の内幾んど戦なきの地なし諸侯の家臣甲を脱し胄を解き退て稼穡の事を勤めんと欲するも豈得べけんや是に於てか兵農漸く分る毛利氏に在りても亦固より此の如し而して士は概ね世を重ねて其主に仕へ其班次は概ね戦功の高下に因り其主之を定め一たび定まれば超群の功勞あるに非ざれば容易に相踰ゆることを得ず是に於て乎漸く世襲の班次を生ぜり毛利氏と雖ども亦大同小異のみ洞春公の世戦功を以て士卒の班次を定むるを例とす故に功あれば班高く否らざれば班卑し是を以て士卒皆戦に臨み功を立てるを希ひ復た稼穡を事とせず勢ひ此の如くにして士卒の階級漸く成り爾來次第に世襲の狀を馴致せり士卒の區別は一門六家、益福兩國老寄組、大組、遠近付等の諸士及び其手兵、無給通、徒士、三十人役、準士、輕卒、軍醫、馬醫、陣僧膳夫、等是なり大組は馬廻士一千人を以て成り又之を八部に分つ故に又八組

と稱す一組毎に組頭一人を置き一門若くは家老を以て之に充て時としては寄組の士を選抜して之に代らしめ稱して指揮役と曰ふ別に船手兩組及び大小船頭ありて水軍の事務に服す若し夫れ寄組中にて城代手廻頭大組頭の極地に登庸せられ亦八組中にて大組番頭、旗奉行、槍奉行、母衣使番、手廻物頭、先手物頭、の類に拔擢せらるゝものあれば當時以て榮譽とせり遠近付諸士は階班八組の士に及ばずと雖ども均しく亦其中に列す戦時に際しては以上の諸班を眞の戦闘員とす無給通は劣等の士、三十人役以下は準士とす無給通は戦時に在りては輜重の護衛に従事するを任とす其總頭は八組の士を以て之に充つ徒士は徒歩の賤士にして其總頭は均しく八組の士を以て之に充つ輕卒は種別あり曰く弓足輕曰く鐵砲足輕是れなり二十五人を以て一組とす組毎に足輕大將を置く亦八組の士を以て之に充つ士卒の班次及び區分概ね此の如し蓋し一朝事あれば則ち直ちに之を以て軍陣の事に従ふの意に出でしなり唯太平の餘波と世襲の影響とは士人次第に實用を忘れ活氣を喪ひ以て文化文政に及べり

此間と雖ども元和以降二百餘年の久しき絶て事變なしと謂ふにはあらず又武備の整理武藝の奨勵なしと謂ふにはあらず寛永年間には島原の亂あり關西の諸侯若干前後軍に従ふ毛利氏も亦幕命あり出師の準備を爲すと雖ども未だ發せずして止む纔に乃美元宣豊後守國司就正下總守の二人僅々二十餘人を従へ往て主將板倉氏の軍に加はり戦ひて功ありしのみ正保四年咬嚼カウカ吧船バネの我が長崎港に來り泊するや幕命あり肥前の鍋島氏筑前の黒田氏及び毛利氏をして出師準備をなさしむ大照公乃ち毛利元任志摩益田就固修理等をして長崎手當を爲さしめしも亦未だ兵を發せずして止む是を異船手當の始めとす手當とは準備若くは警備の謂なり慶安二年外船復た來て長崎港に泊す公吉川廣正美濃毛利就信宮内益田就宣越中等をして出師の準備を爲さしむ當時の準備は事殊に簡單にして兵員は僅々騎士二百輕卒二百を出でず降て承應二年に至り泰巖公特に兵を城下に置き以て外寇の不虞に備ふ所謂城下手當是れなり是より以降外船往々長州瀕海に出沒するものありと雖ども未だ曾て事を生ずるに至らず民心亦隨て安し享保年間に至て外船復屢々

西海に出沒して密貿易を試む幕府乃ち我長藩及び福岡小倉との三藩に命じ協力以て掃攘に従事せしむ馬關附近は長府毛利氏の封域たるを以て長府藩主として掃攘の任に當る宗藩主泰桓公亦兒玉廣恒外記村上元敬圖書等に命じ兵千六百餘人を率る馬關に至り應援せしむ當時の外船は即ち稱して異船と曰ひしもの而して峩艦巨舶を以て我に臨めるものに非らず蓋し支那船の來て密貿易を圖るあり我海賊船の之に應ずるあり幕府の意蓋し此等を禁遏するに過ぎず當時密貿易を稱して俗稱の支那言なるべし海賊船概ね八幡大菩薩の名號を書せる旗幟を建つ是より次第に轉訛して此名あるに至しならんと云ふ故を以て此等の事皆未だ毛利氏の兵制兵氣に影響するに至れるものあらず泰桓公の明倫館を起すや大に文武の教を興す當時兵學家に在ては吉田矩行十郎左衛門弓術家に在ては栗屋某彈藏擊劍家に在ては平岡某彌左衛門槍術家に在ては岡部某半右衛門等最も著はれ皆之が師範たり一時闔藩靡然として風を成す士氣の鼓舞作興に於て其益する所大なりしや疑ひなし奈何せん其講ずる所は山鹿北條山本等諸流の兵書に過ぎず其修むる所は弓馬刀槍の末技に過ぎず軍旅の編制隊伍の操練の如き措て顧みず況んや銃陣の制に於

てをや之を要するに實戦の用意は殆んど之を忘却したるものゝ如し然れども是れ獨り毛利氏のみならず諸藩悉く然らざるなし降て寛政年間に及び邊警荐りに臻る幕府前後諸侯に令する所ありて外國の船舶を待つ法の示すと共に大に防備の術を講ぜしめ遂に沿海諸侯の參勤には路を海上に取り旁ら航海の術を修めしめ狩獵に臨みては兼て士卒を操練するの手段を取らしむ是に於てか列藩諸侯亦稍見る所あり遽に武備を修め特に沿海の諸侯に至ては望樓を起し煙臺を築き以て外寇不時の備を爲せり然れども警報一たび去りたる後は依然として復た恬熙の故態に復せり既にして文化元年に及び長藩幕命に因り長崎不時出兵の準備を爲す之を長崎手當と謂ふ其隊伍の編制は嘗て徳川家光が寛永十年に規定する所の軍役規則に基き百石に二人三分の比例を以て出張員數を八千四百九十六人と爲し之を一の先手、二の先手、前備右備、旗下備、左備、後備の七隊に分ち船手兩組をして豫め出船の準備を爲さしむ是より後露英の軍艦比年西海に出沒し長門北岸の地動もすれば外人の來寇を見んとするの感あり毛利氏乃ち急に北海沿

岸の各處に望樓を起して戍兵を置き又高地を擇で狼烟臺二十餘を設け外人一たび到れば狼烟を揚げて急を四方に傳へ以て不虞に應ずるの便と爲す之を北浦手當と謂ふ當時又各寺院佛閣に令し外船來るあれば鼓鐘を連打して周く諸民に知らしめ之が警戒を怠らざらしめたり是より以降毛利氏に在ては長崎手當、城下手當、北浦手當の三者あり士人をして不時の命を待たしむ然れども當時の所謂手當は未だ隊伍武器の進歩を見るに至らず其之れあるは神器陣の編制に始まる

第十一章 毛利氏の兵備 (其二) 水軍

維新前の水軍○海賊○能島來島因島○船艦の構造と航海の技術○毛利氏の水軍○征韓時代の水軍○削封以後の毛利氏の水軍○舊水軍の衰廢

往時我邦水軍の稱ありて海軍の稱なし且つ陸戰に長じて海戰に短なり蓋し士氣海戰に適せざるに非ず船艦の構造兵器の裝置其宜きを得ざるが爲めなり維新以前各藩の水軍毫も觀るべきものなし毛利氏の如きも亦此通慣の外に出でざるなり然れども數百年所の久しき豈古今を通じて常に維新前の如きもののみならずや而して我水軍の盛は足利の中葉以後所謂倭寇最盛の時に在り此時に當り船艦の構造航海の技術之を百餘年前の西洋諸國に比するに未だ多く遜色あるを見ず其勇敢冒險の氣象に至りては蓋し世界に秀出せり當時所謂海賊は黨を結び群を爲し島嶼若くは海瀕恰好の地に據り城を構へ兵を擁す特に内海及び其周圍に多し其中規律體裁の稍整へる者は儼然陸上の諸侯と相比し往々官職を受け之を官

用に用ふるあり諸侯にして之と相結托し以て戰役に從ふものあり遂に海賊の稱は水軍と稱すると一般なるに至れり而して其の最も著はれて海戰に長ぜるものを能島(一に野島に作る)來島(一に來留島に作る)因島(一に院島に作る)の三家とす

船艦の構造も倭寇の支那海濱に跋扈せし時代に於て次第に進歩し其容量は大を加へ其裝置は精を加へたり

案ずるに支那書に倭寇の船形を記するに雙桅大船五桅大船等の稱あり桅數五に至るの巨船ありしを見るべく而して之を形容して如蔽天之山其帆亦如浮空之雲と言ふに至れり我海賊と相通じて猖獗を極めたる明人王直の事に關し直乃更造巨艦聯舫一百二十步容二千人木爲城櫓四門其上可馳馬往來と記せるものあり其大想ふべし當時支那人の我海賊に通ずる者は資を投じて船を本邦の海港に造るを常とせるより觀れば直の巨船も亦我西海の港灣に造りしや知るべし但し支那書中に當時の日本船を評し其形卑隘遇巨艦難於仰攻と記せるもあり而も本邦の船も其後漸く大形となりしことも亦明なり武州八王子

の信松院に藏する所に於て小早川中納言の軍船の模形と稱するものを見て之を知るべし其規模の壯構造の精豫想の外に出るものあり信松院所藏の舊記に據るに此模形は正徳四年仁科資眞の寄附する所に於て仁科氏祖先の領土は山間に在りて水軍の法を知らず因て資眞の祖先の嘗て大坂に在るや早川總左衛門幸豊と曰ふ者と俱に小早川中納言に船戰の法を受け家臣窪田加藤等に命じて征韓の軍船二艘の木形を作らしめ家に藏せしものなりと云ふ其眞物たること疑ふべからず史徵墨寶考證に此小早川は隆景とせり船形に従ひ各々名稱あり安宅船關船の類は蓋し大船の名なり小早川等も亦其形に因りて名くる所なり

此時に當り諸侯にして見るべきの水軍を有するもの無し偶々薄弱の水軍を有する者ありと雖ども亦皆則を海賊に取れり而して毛利氏此間に在り一朝強大の水軍を有するに至る始め毛利氏の領土藝州吉田の山間に在り山壑四塞地形固より水軍を要せざるなり洞春公勃興漸く領土を瀕海の地に略取するに及び其臣兒玉

就方飯田元著山縣就相福井元信及び隆景の臣浦宗勝末長景通等の皆海濱に長し舟路に精しきを以て特に命じて船手の大將と爲し軍隊の輸送兵餉の運搬を掌らしむ然れども未だ以て海戰の兵備に當つるに足らず弘治二年公の陶晴賢を嚴島に攻むるや頗る水軍の乏しきを患ふ是に於てか急に宗勝に命じて三島の海賊を招かしむ村上武吉其子元吉景親來島通康村上吉充等其徒を率ゐて之に應ず三島の去就は殆んど勝敗の分るゝ所たり戰に先づ一日大小關船數百艘舳舻相銜み北に向て馳せ悉く毛利氏の營下に集る乃ち小早川隆景をして之を管せしむ既にして戰開く毛利氏大に勝てり三島の水軍與て大に力あり是れより三島の水軍毛利氏に付き海戰及び軍需運輸の任に當る毛利氏の水軍始めて海内に冠たり天正十年秀吉織田右府の命を以て禮を厚くして能島來島二族を招く來島通昌通康の子之に應ず村上武吉父子義を重んじて遂に行かず是れより來島氏と仇讐音ならず屢々相争鬪す公及び隆景公武吉父子を義として屢々感狀食邑及び物を賜ひて之れを賞す來島の一族去て織田氏に附くの後ち毛利氏の水軍稍其勢力を殺ぐと雖ども

而も猶群諸侯の上に在り秀吉の將に明韓を征せんとするや諸侯に命じて盛に船艦を造らしむ此時に當り水軍始めて將に一躍して國家的發達を爲さんとする勢あり而して實地に於ては諸侯の作る所多は則ち多なりと雖ども果して命令の數に達せしや否や未だ知るべからず造る所の船舶も専ら運輸の用に供するもの多くして而も猶其不足を告げたり是を以て征韓の役は水軍の發達に於て著しき効果を見ず征韓止戦以後に及びて我邦の水軍俄然衰頽復た古に比すべからず其遠洋航海の事の如き唯通商船の徳川幕府の朱印狀を受けて海外に渡航するもの每年少きは六七艘多きは二三十艘ありて以て纔に我が海業の遺影を存せしのみ諸侯中最大の水軍國たる毛利氏と雖ども慶長六年關ヶ原の一役の爲め其力忽ち殺がれて復た昔日の水軍を養ふこと能はず加ふるに慶長十四年徳川氏西國諸侯の大船を收め寛永年間に至りて支那和蘭の二國に船數を限り來商を許せし外内地の政略の爲め全く海外の交通を絶ち諸侯の五百石以上の大船を造くるを禁ぜしより我邦の水軍は全く觀るべきの形なきに至れり然れども此間に處して毛利

氏猶未だ全く元龜天正の古を忘れず三田尻を以て水軍の根據とし村上一族其他水軍の士を祿して三田尻に置き分て船手兩組として大組に準じ兩組の下に水軍の輕卒を置き特に村上元吉の子元武に與ふるに大島郡の地二千餘石を以てし村上景親に與ふるに大島郡の地千五百石を以てし子孫世々相併びて水軍の主管たらしむ寄組を置くに及び均しく之を寄組に列す之を兩村上と稱す是故に水軍の制勢古に及ばずと雖ども亦綿々として絶えず常に操舟の術を習ひ以て毛利氏兵備の一部を爲せり享保年間外船掃攘の時に際し咄嗟の間大船五十餘艘中船二十艘小船百三十艘を馬關海峽に派遣したるが如き寛政年間攘夷の幕命に接し領海一帯に大小八百餘艘を艤装せしが如き當時列藩諸侯の水軍に比すれば盛と謂はざるを得ず然れども太平の積弊日久きに彌るや漸く兵革を忘れ剩へ藩主の江戸往復に當り往時は三田尻より大坂に至るの間概ね路を海上に取るの例なりしもの寶曆以後は全く陸路に變ぜしが爲め定例の修理操練も漸く緩漫に流れ寛政の調査修理も其効見るべきものなく船艦歲月を追ひて朽腐し文化前後に至りては

殆んど復た用ふべからざるに至れり文化中秋田人佐藤元海信淵海内を周遊し遍く我邦水戦の古法の最も信憑すべきものを探りて得ず獨り三田尻に於て『十ヶ條の仕方』と稱する書を得て之を珍なりとし以爲く是れ海賊の遺物なりと雖ども據て以て法と爲すに足る支那朝鮮と水軍を交ふるに當ては固より餘裕あり唯歐洲諸國と戦はんと欲すれば更らに意を用ふる所なかるべからず今や諸侯に冠絶する三田尻水車にして士氣漸く振はず船艦又用に適せず太平の餘弊武備の委廢一に茲に至るかと慨歎之を久くしたりと云ふ以て當時の實情を察すべし忠正公の時に至り大勢一變西洋日新の船艦は蘭學者の手を経て其形影を公の耳目に通じたり是に於てか公我舊製船艦の復た用ふべからざるを覺り漸く心を西洋海軍の事に傾け以て嘉永以後國家多事の時に及べり

第十二章 毛利氏の兵備 (其三) 神器陣時代

銃砲の利○往時の砲術○村田清風○萩野隼雄○森重曾門○飯田七郎右衛門
○周發臺○神器陣の編制○犇雷車○神器陣の演習

文化以降外船の數々我瀕海に出沒するや防備警戒日も亦足らず軍旅の組織隊伍の編制漸く時勢の爲めに促され有爲の諸藩漸く將に兵制を一新せんとするに至れり長藩の如きは先づ其鞭を着けたる者にして文化の末に及び遂に古に稽へ今に料り神器陣の編制あり

是より先き元文年間吉田矩行十郎左衛門御陣制度を著し明和年間三戸某與右衛門機密集を著し其後神村某三郎兵衛の御軍陣備立圖長谷川有文甚平の旌旗考等あり皆藩命に因り審案進獻する所なり而も概ね明唐の遺制に交ふるに我か甲越流の兵法を以てし一も實戦に適するものなし文化の始め藩主靖恭公齊房意を海防の事に用ひ始めて銃陣編制の利を感じ村上藏人の門人森重靱負を城下に召し以て規畫する

所あらんとす靱負故ありて到らず其事止む文化三年に至りて大坂の浪士萩野隼雄歴遊して萩に至る公其砲術に長ずるを聞き山内房通志摩等をして就て學ばしむ當時長藩の大筒發射の法たるや射手先づ物を用て耳孔を塞ぎ耳朵を屈して其上を蔽ひ更に布を以て其上を巻き以て鼓膜の激動を防ぎ而して一竹竿頭挾むに火把を以てし鞠躬如として砲身に近づき以て纔に點火を行ふ故に所謂幕入すら甚だ稀なり況んや星入をや隼雄の來り教ふるに及びて照準稍精を加へ命中公算十の一二に達するに至る此の時に當て信州の浪士坂本天山孫八天山と號す銃陣亦偶詳説周發圖說等あり防の三田尻に來る天山砲術に長し稱して天山流と曰ふ最も急射擊に巧なり水軍の士飯田七郎右衛門等就て其術を修め頗る造詣する所あり當時此の射法を『寸香打』と云ふ蓋し線香一寸を焚き盡すの間に於て能く幾箇の彈丸を急射し得るの謂なり是に於てか装填の術稍迅速を加ふ公又嘗て内用掛熊野孫右衛門等に命じ軍陣の編制に勉めしむと雖も未だ功を終らずして止む清徳公封を襲ぐに及び佐伯令望平右衛門内用掛となり村田清風密用方となり俱に軍政に映掌す時に水軍の士

に森重曾門あり三田尻に居る合武三島流の戦法に長し兼て砲術に精し公乃ち清風等の薦を容れて之を萩に召し清風令望等と共に新陣法を講ぜしむ馬屋原閑藏大和七兵衛吉松市郎次の輩又之に與かる其事稍緒に就くに及びて公命じて水軍の練習を城下の海上に試みしむ實に文化九年九月なり海潮急激爲めに効績擧がらず越て十二年八月復た演習を倉江に試む効果頗る好し公之を感賞し曾門を擢て、銃陣編制の任に當らしめ飯田七郎右衛門吉松市郎次の輩を擧げ前後内用掛に任じ之を助けしむ七郎右衛門三田尻に居る天山流の砲術に長し周發臺を操縱するに巧なり周發臺とは大砲を木臺に装置したるものにして砲筐の一種なり而して七郎右衛門故ありて未だ至らず曾門因て専ら編制の事に當る然れども銃を執て隊を爲すは當時士人の屑しとせざる所なれば今や銃陣を組織せんとするに當り先づ佳名を選び藩士をして奮て進む所あらしめざるべからず清風等乃ち明の趙子禎著はす所の神器譜を閲し書中『是自衛殺敵之器可謂神乎神者矣』の語に取命して神器陣と謂ふ清風嘗て神器陣の編制を論じて曰く神器陣の陣形は車

臺大筒を中心として左右に十匁筒三四十を備へ刀鎗の數隊を其後に配置し大筒小筒交々亂射して敵兵の色稍動くを機とし刀鎗の諸隊は硝煙濛々の間より突然出現して敵兵を撃つものにして何等の勁敵も必ず敗走せざるは無けん是れ一を以て千を破るの法なり臣等の考案する所此の如しと
羽賀臺大操練
 建議書に據る 神器陣編制の精神蓋し此の如きなり陣名既に定まりて編制未だ成らず先づ陣中用ふる所の巨砲の演習を試みんと欲し十三年七月五日曾門をして其家傳の獨輪車を造らしめ八月十二日其運轉射撃を赤坂川の丁場及び菊ヶ濱に試みしむ所謂獨輪車は火砲を搭載する砲車の名稱にして構造極めて簡粗唯一巨木丸太を横へて車輪と爲し上に平臺の砲架を置けるに過ぎず今よりして之を觀れば兒戯たるを免れずと雖ども當時猶行軍砲なく偶、蘭製忽微若くは天砲に模擬する所の火砲あるも其砲耳を無用の長物と爲し一切之を附せず換るに獅子唐草紋の粧飾を以てし命じて獅子唐草砲と謂ふに至れり故に音に火砲を砲車に装置し能はざるのみならず其砲筐へだに上すこと能はず曾門の獨輪車を以て行軍砲に用ふべしと爲すもの故

なきにあらず装置全く終るに及び之を輓き赤坂川の丁場に赴き二十匁玉筒三發三十匁玉筒二發百匁玉筒三發三百目玉筒五發を試射し始めて小口径の筒は其効力極めて微なることを發見せり此に於てか操練の大砲を二百匁及び三百匁玉筒と定めたり然れども此試験に因りは曾門が造る所の獨輪車は其効力未だ三田尻に備ふる所の周發臺に及ばず其三島流の砲術亦天山流の砲術に如かざること亦明白となれり是に於て乎七郎右衛門をして急に三田尻を發し萩に至らしめ尋で三田尻水軍をして海路周發臺を萩城下に運搬せしめ明年二月九日濱崎に達す曾門亦益々心を獨輪車構造の改善に注ぎ屢々菊ヶ濱に其運轉を試み砂地を通過するに際し特に困難を覺ゆ爾來其長を斷ち量を減じ再び之を菊ヶ濱に試むるも猶成績なし清風等乃ち勸めて砲を大八車に載せしめ三たび之を川上立野に試む運轉の便復た前日の比にあらず因て更に車輪に改善を加へ命じて犇雷車と曰ふ初め神器陣操練の議あるや先づ豫行射撃場を設けんとし十三年初冬を以て工を起し十四年正月に至て竣る場は曾門の邸内に在り射撃は石を疊みて凸字形に象り

中心最高の所一丈左右兩肩の高さ各六尺長さ八間基脚の厚さ一丈頂の幅三尺皆曾門の經始する所なり七郎右衛門の三田尻より至るに及び公命して周發臺を陣制中に加へ二人をして各々其長ずる所を以て交相傳授せしむ是に於てか曾門は七郎右衛門に就て天山流の砲術及び周發臺の射法を學び七郎右衛門は亦曾門に就て三島流の砲術及び犇雷車の操法を學び互に得る所あり而して時日甚だ短く曾門の弟子未だ全く天山流の砲術に熟せず七郎右衛門乃ち其門弟二十餘人を三田尻より招き曾門の弟子中に加へ共に豫行射撃に従事せしむ意ふに周發臺は畢竟一個の粗製砲筐にして行軍砲架にあらず故に取て之を銃陣編成中に加ふるは稍其當を失ふの感ありと雖も神器陣編制の精神は主として外寇防禦の一事に在り隨て外船の我が濱海に近くに當り專守防禦を目的とするに在り且つ急進の用に供するもの別に犇雷車あるを以て周發臺の運搬の便否は深く問ふ所にあらずりしものゝ如し二月二十六日を以て神器陣第一次大操練を菊ヶ濱に行ふ習練既に熟するを以てなり

此日朝來細雨霏々として降る衆皆快悒色に見る蓋し火索銃は雨中其用を爲さざるを以てなり午時に及び雨止み雲散じ天氣清朗衆皆踴躍す既にして隊兵運轉を始む其行軍の序列を按ずるに先頭には第一斥候次に第二斥候次に左備次に本陣次に衛殿の六隊に分ち歩騎通じて百三十人之れに加ふるに従卒旗手憩床手狙撃に供する小筒を装置せる小輓夫を以てす總員約三百人なり隊士より輕卒に至るまで概ね筒臺を持てる足輕なり其服裝を一にす頭に小形の陣笠を戴き身に半服を穿ち更に襲ぬるに定紋を付せる陣羽織を以てし腰に兵糧を帶び脚に股引を穿ち草鞋を踏みて以て進む其輕裝放鷹と幾んど相類す唯士人は腰に兩刀を帶び手に小筒を携ふるも輕卒は則ち否らず故に均く徒歩と雖も均服振々の中一見して其士人たると輕卒たるとを辨ずるに足る第一斥候は今の所謂前衛前兵なり其任ずる所敵の動靜地の嶮夷伏の有無を偵察するに在り戰士二十餘人皆騎馬にして各々手に小筒を提ぐ第二斥候は今の前衛本隊なり其任務とする所第一斥候と相似たり戰士三十餘名騎馬小筒を携ふること第一斥候と異ならず當初はこの斥候は弓銃勝手次第との制定なりしも後悉く銃器に確定せり左右兩備は各々犇

雷車三輛内一輛は三百匁玉筒を搭載し二輛は二百匁玉筒を搭載す 戰士輓夫之に隨ふ一二兩斥候左右兩備各々隊長ありて之を率ゆ本陣は合圖旗陣鐘陣太鼓役列を逐ひて行進し森重曾門總隊長を以て其中央に居り馬屋原閑藏大和七兵衛其左右に在りて之に副たり兵糧奉行龜床方周發臺手之に隨ふ衛殿は戰士十九人隊長之を率ゐて諸隊の後に在り豫定に從ひ二つ打の鐘を以て勢揃を爲し一番員を以て各隊の備を爲し二番員を以て人員を検し三番員を以て行進を始む鼓聲に和して其歩武を進む所謂合圖の器具は旗員鼓鐘の四にして旗員は兩斥候隊長總隊長の下各々二個を備へ鼓鐘は總隊長獨り之を備ふ故に鼓鐘は總隊に通ずるの號令に用ふ菊ヶ濱操練場には前日より陣場奉行之に赴き諸般の準備を爲し海上恰好の位置に一隻の船を浮べ以て外舶來寇の狀に擬し海濱砂清き處に藩主の觀覽場を置き左右に假小屋を設く準備全く終り此日午刻を過ぎて操練を開始す第一の斥候先づ菊ヶ濱に至り假設敵船の位置を探知し吹螺の傳令に應じて操練開始の木砲を放つ次に第二斥候も亦菊ヶ濱に入り吹螺旗旗の傳令を待て地理を視察し稍水際を距るの地を選び適宜

の横隊隊形を作る兩斥候の位置既に定まるに及で左右兩備の犇雷車除々第二斥候の横隊正面に進み兩備の間隙じめ周發臺を容るゝの餘地を存し假設敵船に向て放列を布く而して後周發臺兩備の間に進み火砲五百匁玉筒を臺上に安置す此間衛殿の一隊左方にいで、第二斥候の左傍に集合す是に於てか總隊長森重曾門周發臺の後方に移りて周發臺及び犇雷車の發射準備を監視し暫くして手から龜床打二發を放つ是を戦闘開始と爲す續て左右犇雷車先づ發射し周發臺亦急射擊を行ふ斯の如きもの數刻總隊長鐘を傳へて中止を命ずるや各砲手亦貝鐘太鼓を傳へて全く其砲擊を中止し右方の隊より序を逐ひて後方に退き以て適宜の地に集合す此法たるや敵船の距離最も遠く小筒の効力甚だ少きの時に當り單に砲戰を試むるの戰況に擬せるものなり此日各砲發射の彈丸は八發を限り其費消する所の彈丸火藥の總數量を擧げれば周發臺八發此鉛量四貫四百目藥量八百目犇雷車十六發三百目玉筒此鉛量五貫二百八十目藥量九百六十目犇雷車三十二發二百匁玉筒此鉛量七貫四十目藥量一貫六百目通計鉛量十六貫七百二十目代銀約二百五十一匁なり藥量三貫三百

六十日代銀約一貫七十五匁なりなりと云ふ既にして遠戦の操練全く終り犇雷車の後方に退くや急太鼓の合圖俄かに響き放列の後方及び左右の銃隊は更に二人一伍の散兵となり忽ち水際に突進し交々小筒を亂射す敵兵已に海濱に逼り來りしに當て一時遠戦を中止し接戦を試むるの狀に擬ふなり戰士硝煙を犯し砂石を蹴り奮然逆撃す各人五發を發射す射擊漸く終れば軍員手操練終局の譜を奏し木砲の傳令亦轟然として震徹す此に於てか戰士皆背面整列を爲し陣笠を脱し藩主に向て拜す此の如くして操練の式全く畢る此日藩主は一門老臣兩相府員明倫館員及び村田飯田佐伯吉松等の諸臣を隨へ備ふる所の假小屋に在りて親く其狀を閱覽す既にして藩主歸城し而して後隊兵は初めの順序を轉倒し衛殿は變じて第一斥候と爲り第一斥候は變じて衛殿と爲り日暮に及び逐次に凱旋す藩主陣列編製の勞を多かりと爲し森重以下賞賜差あり是より以降毎歲一回必らず操練を城下の附近に行ふを例とす意ふに神器陣は坂本天山の銃陣説を參考して實地の編制を爲したるものにして蓋し我邦銃陣編製の權輿とす長藩にては之を御流儀と稱し藩主自ら

師範の地位に居り藩士の之に従事するものは門生を以て之を視る御流儀とは猶藩主自家の新式と謂ふが如し此機に乗じ撓まず屈せず尙其事を張大にし其術を研磨し實戦の用に供するに勉めば更に大に見るべきものありしや知るべし不幸にして半途明倫館派と神器陣派との間に端なく軋轢を生じ爲めに神器陣の進歩をして遅緩ならしめたり其起因する所は持方を争ふに在り舊制に階級に應じ隊伍の所屬武器の種類ありて士人の品位定まる持方とは其品位を保持する方法然れとも亦其進歩の見るべきもの無きに非らず創設以來逐次に更革する所ありて其斥候の如き一二を合せて騎馬斥候と總稱し先陣二陣右陣中軍左陣衛殿等の隊名あり此七隊以外更に左右の游軍を置き銃手の外又弓手槍手を加ふ兵員亦其初めに倍徒し總隊長を改め呼びて主將と謂ひ門閥の士其職に當るに至れり弓槍手を加へたるは蓋し當時の銃砲は雨中の用を爲さざるに因る天保八年忠正公襲封前後に至りては陣の最先頭は騎馬斥候にして五士を以て成り次は先陣にして周發砲一臺犇雷車四輛銃隊一組を以て成り次は二の陣にして弓隊を以て成り次は右陣にして銃隊を以て成り次は即ち中

軍にして兵糧奉行小荷駄奉行器械奉行陣場奉行旗下隊等を以て成り參謀軍奉行
 總監幹事使令の諸員皆列に備はり主將之を統ぶ次は左陣にして銃隊を以て成り
 次は衛殿にして戰士一隊を以て成り而して左右の兩游軍各々戰士數十騎を以て
 成り總員士籍以上の者四五百騎に達し主將の任は一門毛利熙賴隱岐之に當り例に
 依り毎歲操練を菊ヶ濱に行ひ以て大革新の機運を待てり

第十三章 毛利氏の民政 (其二)

民政の諸職○正租○浮役○郡村費

封建の世諸藩割據して各自治の政を行ひたりと雖ども之れを通觀するに政治
 の方法大同小異とす祖先定むる所の法令は堅く之れを守りて敢て渝らず家格を
 重じ階級を貴び故例に遵ひ舊習を襲ひ施政の方針専ら此に出づ防長二州も亦略
 相似たり防長の民政は藩初以來漸を以て整理し萬治諸法の制定に至つて大成し
 爾後享保年間少しく之れを追補する所ありしも其他甚しき變革を見ず
 民政に關したる最も樞要なる職は郡奉行にして萩城下には特に町奉行を置け
 り

町奉行 其初置は未だ詳ならず元和五年始めて此名稱見ゆ萩の商戸を統治する
 職にして大抵大組三百石以上少なくとも二百五十石を下らざるものゝ任せらるゝ
 所にして其班郡奉行の上に在り山口三田尻にも亦嘗て特に町奉行を置きたるこ

とありしが幾くもなく之を廢して兩地代官をして之を兼任せしむ萩には又屋敷奉行ありて士卒及び商賈の宅地の事を掌る中世以來は常に町奉行の兼務する所たり 長藩にて町人の稱あるは萩山口三田尻の三所に限り其他は商業に従事する者も仍ほ百姓の名義を離れず下ノ關は繁華の市街なるも其西部の一小區域を除くの外は長府領たり 郡奉行 初置未だ詳ならず慶長十六年始めて此名稱見ゆ其職務は元來國相府に屬したるも民政繁雜となりたるを以て別に此職を設けて各郡代官を統轄し戸口調査收税監督民工の勸課を掌り當職に參畫して諸代官を率ゆ班は表番頭の次位にありて町奉行に亞ぐ大抵大組三百石以上の所任とすること町奉行に同じ微祿の士にして此職に就けば郡用方と稱す他藩に在りては郡地に出で郡治を掌る者を稱して郡奉行と曰ふもの多し長藩に於ては其趣を異にし郡地に出づる者を代官と稱し城下に在りて代官を統轄するものを郡奉行と稱す 別に社寺を統轄するものに社寺奉行あり封内の社寺を總轄統治する職にして寄組千石以上の任せらるゝ所なり幕府の三奉行も社寺奉行のみ諸侯を以て任す蓋し被管者に高地位の者あるが爲めなるべし長藩の社寺奉行に寄組を以てするも

蓋し同一の趣旨に出づ社寺奉行統轄する所の社寺の格に社寺奉行の直轄するもの各地代官の管轄する所にして藩主の謁見を許さるゝもの各地代官の管轄するもの、三階級あり

郡奉行の下に代官あり近世防長二州中宗藩の封疆を分て十六の行政區畫とし之を宰判と稱す代官は各宰判の人民を統理して徵稅等のことを掌るものとす初は稱して所務代役と曰へり代官の官銜を勘場と曰ふ代官の下僚に勘定役即ち算用方、寺社方、山方兼普請方、記録方、打廻手子受村手子山方手子等あり勘定役寺社方山方は下級士族其他は卒族を以て之れに任す別に大庄屋、修補方算用師、惠米方大庄屋加勢大庄屋助役等あり大庄屋以下は民籍より選出せられて代官を助く就中大庄屋修補方算用師は之れを勘場の三役と稱し常に勘場に出で事務を執る大庄屋は各宰判に一人を置く各村に庄屋一人あり一村を數組に分て各組に畔頭一人あり大庄屋は其宰判内の各庄屋を統督し庄屋は一村に於て其治務一切を擔任し畔頭をして主として徵租の事に奔走せしむ大庄屋を以て庄屋を兼勤するは大

法の嚴禁たり畔頭の下に上納の督責布令の通達を事とする小觸數人あり人民は隣保相結びて伍を爲し互に堤擲して生業に勉勵し法禁を恪守せしむ伍中非行者あれば事情に依り其隣保を譴責することあるの制とす大庄屋庄屋畔頭は年功褒賞の制あり例へば庄屋たること十五年に及べば在職中苗字を許るし二十一年に及べば一代苗字を許るし三十六年は嗣子一代まで五十一年は嫡孫一代まで苗字を許るすの類なり延享以前には政府より多數の所務方手子收税屬の類即ち受村手子なりを郡地に派して大略一村一名の多きに及び以て庄屋の事務を補助せしめしも延享三年の儉政に際し大に之れを減じ爾來次第に之れを減少し一宰判に四五名となれり

代官下僚の組織は概略前に叙述する所の如しと雖ども地勢の便否と事務の繁簡とに依て代官の地位に高卑あり隨て其名稱も一定せず之れに隸屬せる諸職員の稱呼亦異なるものあり三田尻に在りては之れを稱して都合人といふ蓋し三田尻は封内樞要の港にして水軍の一部は常に駐して此に在り故に都合人は大中小三

等の船頭十餘人手舸子三百餘人を統督し藩有の船倉を管理し大小の軍船數百艘を管轄し且つ其修理を掌る元來其班奉行の次位にありと雖ども其聲望往々郡奉行の上に出る者もあり山代奥阿武郡山口吉田熊毛美禰郡當島の七宰判は是れを御意座と稱す但し山代奥阿武郡二宰判は亦曾て代官を都合役と稱したることあり其管する所地僻遠にして民に窮乏多く之れを賑恤して其經濟を理めんが爲めに特に練熟の士を命じ其待遇を厚くし表番頭の資格とし郡奉行の次位に列せしめたる時の稱なり美禰郡吉田には頭人の稱呼ありたることあり

前大津船木小郡花岡大島郡徳地の七宰判に在りては平座と稱す濱崎宰判は當島代官の兼ねる所とす代官の屬吏も各地に依て其稱を異にし下代と稱するは三田尻にして勘定役と稱するは御意座なり平座に在りては之れを算用方と云ひ各自等級同じからず又番所役は管内航通の處若くは他邦人通過の地に各一人を置く番所役は寺社方等の兼勤する所とす

諸代官は平時は萩に在り郡奉行役所中に一部局ありて之れに出勤し春秋冬の三

期に其任所に赴き諸務を處理す春の赴任は概ね三月に在り郡中制法を朗讀し宗門究を爲し山林並木其他樹木栽培の狀況を視察獎勵し開作或は荒蕪地又は畠田成等の事を檢案し鐵砲請狀を出さしめ孝子篤行精農等を賞し又所謂春定を爲し租税の負擔額を定むるを春分第一の用務とす

町治郡治の概要は萬治諸法中に町方制法郡中制法ありて其綱領を盡す毎年春初町奉行及び代官地方の父老を集めて之を朗讀するを例とす

徳川氏の世四公六民は徴租の標準に於て認めて公平とせし所なりしと雖ども各藩の舊慣に依て各、増損あり大概重きあるも輕きなし戰國擾亂の世は兵馬の費一に民の負擔する所其徴租の制時に異同ありと雖ども要するに苛なるを免かれず長藩削封の當初は民の負擔も重くして七、三公百分の七十三に當れり寛永年間に及び五公五民の標準に減じたるも貞享三年の檢地に至るまでは事實五公に至らずして四分餘を徴したりと云ふ其後貞享三年二月に至り檢地の事あり上田より以下地毎に數多の階級を分ち穗定をなし隣地と比較して以て石盛を改定し四公六

民を率とし高一石の正租を四斗とせり然れども正税の外猶ほ種々の名義に依て賦課せられ人民に在りては延米口米種子利米作飯利米の如き其實租税に異ならざる負擔ありて之れを合算すれば五、五公四、五民に當り小邑に至りては六公四民の上に出でたりと云ふ若し之れに加ふるに所謂馳走米郡配當の追徴等を以てすれば負擔の甚だ重かりしを知るべきなり

延米、口米、種子米、作飯米は時としては少く名稱を異にするも諸藩皆其類例少からず口米の濫觴は手數料の性質を帯びたるものにて徳川の制にては元來筆紙墨又は助手給料の費用として收税官に與へ享保以來官に納め費用は別に給與することゝなれり長藩も亦略、同じかるべし徴收の率は高一石に三升を課す又延米は沿革も多く諸藩の制も區々なれども長藩に在りては公租は玄米一斗に付一升即ち一石に付き一斗を増して之れを納む是れ帳簿外の負擔なり單純の一斗又は一石を單米一斗又は一石と稱し増加したるものを土貢の一斗又は一石と稱す此増加は即ち延米なり延米は藩初は一石に七升なりしが貞享

の新斗法より一斗櫛の容量一斗七合となれり之れに米を盛り斗棒を以て摺切計りとすれば櫛内充實して一合五勺を増す即ち一斗は一斗八合五勺となり一石は一石八升五合となるなり天明の改正斗法より一斗櫛の容量一斗八合五勺となり之れに突分計りの法を用ふれば又一合五勺を増す即ち一斗は一斗一升となり一石は一石一斗となるなり蓋し延米の濫觴は斗法の變遷より生じたるものなり延米は一斗の内三升を三升延と稱し之れを官に納め七升を七升延と稱し郡配當に充つ突分計りとは米を斗櫛に四方垂即ち山盛に盛り廻り六寸許の斗棒を以て其中央を押へ而して向ふに刎ね手元に刎ねて米を落すを謂ふ最初真中を押ふるとき一合櫛中に入込む又前後に突分たるとき真中に三角の畝残る其量五勺あり總計一斗櫛にて量る所一斗一升と爲る天保二年の百姓一揆に際し人民此計方に不平ありし爲め真中畝を残すことを止め摺切計りとしたり摺切計りとは畝を残さずして平に量るを謂ふ而るに是れにては郡配當に不足を生ずるより庄屋等人民との協議を爲す等の手段にて一俵に付更に六合の

入足を爲すことゝなれる郡多し四斗俵一俵に六合なれば一石に付き一升五合なり即ち一石の延米は最前の如く總計一斗となる但し郡により延米の差あるは他日紛議の基なりとて一般の改正を建言せる文書あり其後ち大阪運送米の如きは官より相當の入足米を下付したる等の事見ゆるも延米の沿革は其事甚だ複雑せるを以て茲には其要領を示すのみ而して種子米は當初一回種子米を貸付したるものにして爾後固定の貸與とし返濟せしめず其利息として年々若干の米を納めしむるを謂ふ長藩にては之れに對して四割の利を納めしむ又作飯米の濫觴は耕初より收穫に至る間の食料として貸與せしに出づ是れ亦種子米と均しく之れを返濟せしめず年々利息として三割を納めしむ通例兩者を合稱して種作米と曰ふ俱に土地に附帶したる永久の義務となれり種作元米と反別との比例は檢地に因り反別の改正あれば自ら異動なきを免れざるも文政十三年の調査に據るに種元米は一反に付三升九合強に當り作飯元米は四升二合強に當れり

此他に浮役銀あり浮役銀は近世に至り米田の高百石に對し二拾二匁を賦課するの定制なれども昔時は藁草紬穀代と稱し其額分明ならず此外に門役と稱するものありて當初本軒百姓一戸より毎月薪一荷の代料半軒百姓より其半を納めしむ

本軒半軒等の區別は元來門役又は所謂足役(即ち賦役)を課する標準に用ひしもの、如くなるも諸郡一定ならず諸種の記録に徴するも一定の解釋なし古記録に本軒半軒門男の三種見ゆ而して其區別知るべからず當島宰判の慣例にては百姓軒別石高を五等に分ち高拾石以上を本軒とし高九石九斗九升以下七石五斗までを七歩五朱とし同七石四斗九升より五石までを半軒とし高四石九升より貳石五斗までを貳歩五朱とし高貳石九斗九升以下を門男とすと云ふ佐藤信寬翁は民政の古老なり同翁の手控に據るに正徳六年の文書にも本軒半軒門男の分ちは抱の田島高に古法の分あれば其辻を以て沙汰すべしとあるも郡作法にも石高割の事なし因て文政四年中當島の例に基き七歩五朱軒以上は本軒とし貳歩五朱以下は半軒とし其以下は門男とし大體分て三段とせしめたりと云ふとのこと見ゆるも是れ果して何れの郡々に行ひしや知るべからず大島郡の故老の説を聞得たる所に據れば曰く門役は百姓中の階級にして一軒分を納むるを本軒百姓と稱し半軒分を納むるを半軒百姓と稱し四半軒分を納むるを四半軒百姓と稱し此等は皆之を本百姓と稱す門役を納めざるを亡土百姓と稱す門役を納めざれば假令幾百石の地を所有するも亡土百姓とす而して門役を納むる者は各村に一定の軒數の限りあるを以て亡土者は假令富有となるも他人の門役を買得せざれば本百姓たることを得ずと而るに四冊録に據れば軒數に入り門役を勤むべき新百姓の出で來りたるときは官より本軒に三石半軒に一石五斗の米を給與し且つ百姓名簿の訂正を爲し而して三年間は諸役を免することを記せり同書に又石坪に因り百姓軒を改めたるも年序を経れば盛衰に因り本軒半軒の錯亂あるべし故に大抵十四五年毎に訂正すべしと見ゆ是れ大島郡の慣例と少しく異なれり或は後世改訂の事行は

一荷の料二分五厘一年の總計の額即ち本軒百姓三匁半軒百姓一匁五分を納めしめしと雖ども四五九十の四月間は耕耨收穫の季

節なるを以て減額して二匁とせり而るに閏月は復た二分五厘を増さる可からず依て改て一歳二匁二分の定規となせり半軒百姓は之れを半にす遂に此門役を擧げて藁草紬穀代に合併し浮役銀と總稱するに至れり

此他猶ほ浮役として鳥毛絲苧澁紙細引藤繩等を徴す鳥毛は現高百石に對して三十本にして代銀一匁に拾五本の比例なり絲苧は現高百石に對して一貫目此内五百目は楮にして五百目は苧なり而して代銀十二匁を下與す但し内五百目の紙捻賃四匁四分二厘を去りて殘七匁五分八厘を秋納銀中にて換用するなり絲苧は南前宰判周防の諸宰判に在りては三田尻船手に納め北前長門の諸宰判は銀子にて政府に納むるの制なり安永八年の記録に糸苧鳥毛代諸郡の上納代澁紙細引は社寺より納むる所にして除租地高二石に對して澁紙一枚細引一本なり除租地二石以内の社寺は二箇年に一枚一本の制なり但し代銀は下與せず藤繩は本軒百姓より一房半軒百姓より半房を納む三田尻附近は船手に納め萩近傍は藏元に納めしむ

此他猶ほ若干の雜稅あるも其額著しからず

郡村費は一定の收支豫算ありて之れを總括するにあらず種々の名義を以て種々の收支あるが爲めに其錯雜言ふべからず長藩郡村費の梗概を擧ぐれば

第一郡配當米 是れ郡費の主要なるものにして其費目は座頭警女の救助米諸寺社初穂藩主通行に關する人馬賃大坂又は萩運送貢米に關する費用及び人足米三田尻船倉上納の絲苧毛苧其他の不足の補給幕府官吏又は九州諸侯の通行に關する諸費飛脚番給米城中に出す郡夫の給米勘場筆墨紙料勘場番飯諸費勘場の營繕費手子役旅費戶籍調査筆墨紙料自他國旅人病者護送費懲牢舍遠島人飯米費の類なり郡配當の財源は土貢延米石別一斗中三升は官に納め其餘の七升及び畠出米石別二合を以て之れに充用し不足あれば之れを田高に賦課して追徴す不足の爲め追徴するもの近世の輕驗に據れば大概高一石に凡そ一升以内なりと云ふ此外漁村の如き田畠を有せざるものは年々一定の額を郡配當中に納む

郡配當米は古は貢米收納の際受枿拂枿の差違より枿延米あり又藏延(即ち計法より生ずる延)等あり別に彌延米と稱し畠出米石別二升を納れしめ此等を

合せ其内より田租每石に對し三升を官に納め其餘を以て本文に擧ぐる諸費に充てたるものなれども年所を経て之れを経験するに延米の高凡そ單米一石毎に一斗の平均を得て其内三升は貢租單米に増加して藩庫に入るものに當り七升は他の諸費に當れり而して此等の延米の計算法は計者の巧拙に因り過不及を生じ甚だ煩雜なりし爲め天明六年の仕組に際し延米は現米一石に一斗なりと一定し庄屋をして之れを受負はしめ大庄屋をして其收支を擔任せしめ之を配當斗延法と稱したり是れよりして土貢の計算には必らず一石に一斗の増加あるの例となり之れを土貢一石と稱せしなり彌延米の稱も後には特に普通の延米と區別せず兩者俱に同一の意義に慣用するに至れり又山代宰判に在りては古來延米を免し懸り銀と稱して銀を徵收し延米に換へ濱崎宰判は延米僅少なるの故を以て銀を軒に課し之れを補充す伊崎は小宰判なるが爲め配當に一定の制なしと云ふ郡配當は收入餘りあれば現米を以て人民に還付するの制なり中世より有餘額石別五勺の比例に過ぎざるときは庄屋之れを保管して翌年

度に操越し若し又不足額石別五勺に過ぎざるときは庄屋之れを代辨し以て收支の煩を省くことを得るの制となれり庄屋之れを保管し所謂預りとするとき又は代辨したるときは其宰判にて修補米貸付と同様の利息を付す近世は常に不足あるも有餘を見ること稀なりしと云ふ

第二勘場小貫 勘場の費用にして郡配當の費目に符合せざるものありて遂に此一會計を生じたり其費目は諸役人通路宿泊費の不足算用師加勢給米送場夫飯米諸上納銀送付費、勘場年中焚炭前茶蠟燭油代、算用師出萩旅費、飛脚定宿心付、の類なり是れ亦其財源は郡中石高に賦課す近世の經驗に據れば大概高一石に一升未滿なりと云ふ

第三地下小貫 即ち村用の諸費を支辨するものなり其費目は村民尊信の諸寺社初穂畔頭證人百姓等の心付藏番並に小觸給米、庄屋畔頭用筆紙墨費村内道路橋梁費の類なり近世の經驗に據れば大概高一石に二升内外なるも小村に至りては七八升のものあり

天明六年の仕組に際し政府の公認したる郡村公費は以上の三種にして當時嚴に郡村費の節約を令し此等の費用にして田畠に賦課すべきものは毎年十二月其石別賦課額を公倉前に揭示せしむるの法とせるも實際は屢、過不足あり過あれば之れを内修補資本に補助し不足あれば同修補資本より補充するの例となれり其他猶ほ費途の増加するに隨ひ爾來所謂増貫次第に加はり天保二年の暴動に至り郡村費の増加は人民愁訴の一條となりしを以て更に節約を令し其翌三年に至り調査の末萬已むを得ざるものとして前の三費途に増小貫足役押の二費途を加へ均しく年末毎に石別賦課額を公倉前に公示するの制となれり

第四増小貫 其費目は貢米初收納の際の費用、貢米出津に供する道路修繕費、諸宿驛増心付、穢多茶洗心付米の類なり

第五足役押 其費目は諸役人通路夜送り現人夫、小飛脚火急の夜送り或は松明夫等にして之れを平均して賦課するものなり

此他猶ほ公然の規定なき費用に左の數種あり

第一 吠貫地下小貫足役^{カスガキ}以外に猶ほ已むを得ざる費用ありて畔頭證人百姓^{五人}組の協議を以て納むるものなり

第二 萩御藏納込米割付 其額は頗る少なり

第三 證人庄屋^{庄屋の組頭}の割付 一種の賄賂なり代官以下手子の者に庄屋より贈る所にしし遊山の費用^{例すれば宮島島廻りの如きを謂ふ} 算用師の萩に出るの際諸役人に進物等を郡中石高に應じ徴收するものなり此他猶ほ割付と稱するもの少からず

郡村には諸種の修補資金あり其主なるものは定拂修補米、車貸修補、別廉修補、勘場修補、内修補米銀是れなり今一々に之れを詳説せず要するに此等は皆人民より特に課出せしもの多きに居り之れを運轉して利を收め之れを諸種の目的に使用するものなり故老の記録に因り其使途を點檢するに郡配當及び勘場小貫の費目に上らざる已むを得ざるの費途若くは郡村の共益たるべき事業にして純然たる行政費に非らざるものを使用す又衰微の宿驛の一團體を擧て仕組を行ふに當り之れに代りて修補金中より其租税を補償するあり是れ一種の共濟組合の事

業に似たり内修補の財源の要部は村落の基本財産又は富豪の金穀を年五朱にて預り之れを一割前後に運轉し其間の利を收め已むを得ざるの費途に充つるに在り其事稍貯蓄銀行郵便貯金等の事業と相似たり要するに其目的は必らずしも非議すべき所なく其慣行は諸種の事情に浸染して牢として動かすべからず唯其施行方法に至り弊害を馴致せしもの、如し然りと雖ども郡村費も郡村の修補制度も元來の郡村費制度の整然たるものなく累世徒に其節約のみを促し必須の費目をも其支出の途を塞がんとし反て大體に關し刷新の良法を見るの時運に達せざりしが爲めに特別の會計區々紛錯し以て愈此等の弊害を現出するに至れるもの、如し隨て郡村の制法を全然一變し之れに代ふるの良法を施さずして突然大に郡村費を減じ修補の法を全廢せんとするも得べからず是れ村田清風等の材識果斷を以てして天保十二三年の大改革に際し遂に郡村修補に何等の刷新を爲すこと能はざりし所以なるが如し